

令和2年9月定例会

総務委員会

予算決算委員会（総務分科会）

会議録

長崎県議会

目 次

(委員間討議)

| | |
|--------------------------|---|
| 1、開催日時・場所 | 1 |
| 2、出席者 | 1 |
| 3、経過 | |
| 委員会 | |
| 審査内容等に関する委員間討議(協議) | 1 |

(第1日目)

| | |
|-----------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 2 |
| 2、出席者 | 2 |
| 3、審査事件 | 2 |
| 4、付託事件 | 3 |
| 5、経過 | |
| 分科会 | |
| 警務部長予算議案説明 | 4 |
| 予算議案に対する質疑 | 4 |
| 予算議案に対する討論 | 8 |
| 委員会 | |
| 警務部長所管事項説明 | 9 |
| 法定報告・計画案件に対する質問 | 10 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 11 |
| 委員会 | |
| 人事委員会事務局長所管事項説明 | 15 |
| 労働委員会事務局長所管事項説明 | 15 |

(第2日目)

| | |
|-----------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 16 |
| 2、出席者 | 16 |
| 3、経過 | |
| 分科会 | |
| 企画部長予算議案説明 | 17 |
| 予算議案に対する質疑 | 18 |
| 予算議案に対する討論 | 18 |
| 委員会 | |
| 企画部長所管事項説明 | 18 |
| 政策企画課企画監補足説明 | 19 |
| I R推進課長補足説明 | 22 |
| 陳情審査 | 23 |
| 法定報告・計画案件に対する質問 | 23 |
| 分科会 | |
| 地域振興部長予算議案説明 | 53 |
| 交通政策課長補足説明 | 53 |
| 予算議案に対する質疑 | 54 |

| | |
|-----------------------|----|
| 予算議案に対する討論 | 57 |
| 委員会 | |
| 地域振興部長所管事項説明 | 58 |
| 地域振興部次長補足説明 | 61 |
| 県庁舎跡地活用室長補足説明 | 64 |
| 陳情審査 | 65 |
| 法定報告・計画案件に対する質問 | 70 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 71 |

(第3日目)

| | |
|-----------------------|----|
| 1、開催日時・場所 | 78 |
| 2、出席者 | 78 |
| 3、経過 | |
| 分科会 | |
| 総務部長議案説明 | 82 |
| 予算議案に対する質疑 | 82 |
| 予算議案に対する討論 | 88 |
| 委員会 | |
| 総務部長総括説明 | 90 |
| 危機管理監所管事項説明 | 91 |
| 総務部次長補足説明 | 93 |
| 議案に対する質疑 | 95 |
| 議案に対する討論 | 95 |
| 陳情審査 | 96 |
| 法定報告・計画案件に対する質問 | 96 |
| 意見書審査 | 96 |
| 議案外所管事務一般に対する質問 | 97 |

(追加上程議案審査)

| | |
|------------------|-----|
| 1、開催日時・場所 | 106 |
| 2、出席者 | 106 |
| 3、経過 | |
| 分科会 | |
| 総務部長議案説明 | 106 |
| 予算議案に対する質疑 | 107 |
| 予算議案に対する討論 | 110 |

(配付資料)

- ・分科会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料
- ・委員会関係議案説明資料(追加1)

委員間討議

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月10日

自 午前11時00分
至 午前11時08分
於 委員会室1

2、出席委員の氏名

| | | |
|-----|---|---------|
| 委員 | 長 | 山口 経正 君 |
| 副委員 | 長 | 北村 貴寿 君 |
| 委員 | | 小林 克敏 君 |
| " | | 山口 初實 君 |
| " | | 前田 哲也 君 |
| " | | 中島 浩介 君 |
| " | | 山本 啓介 君 |
| " | | 大久保潔重 君 |
| " | | 吉村 洋 君 |
| " | | 麻生 隆 君 |
| " | | 堤 典子 君 |
| " | | 浦川 基継 君 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、審査の経過次のとおり

午前11時00分 開会

【山口(経)委員長】ただいまから総務委員会を開会いたします。

これより議事に入ります。

まず会議録署名委員を、慣例によりまして、私から指名させていただきます。

会議録署名委員は、前田委員、吉村委員のご

両人をお願いいたします。

次に、審査の方法について、お諮りいたします。

本日の委員会は、令和2年9月定例会における本委員会の審査内容を決定するための委員間討議であります。

それでは、審査方法について、お諮りいたします。審査の方法については、委員会を協議会に切り替えて行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから、委員会を協議会に切り替えます。

しばらく休憩いたします。

午前11時 1分 休憩

午前11時08分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

それでは、本日協議いたしました委員会の審査内容については、原案のとおり決定されましたので、この後、理事者に正式に通知することといたします。

ほかにご意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

これをもって本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。

午前11時08分 閉会

第 1 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 9月25日

自 午前10時 0分
至 午前11時 4分
於 委員会室 1

生活安全部長 福山 康博 君
生活安全企画課長 平田 泰範 君
人身安全対策課長 宮崎 和久 君
少年課長 田川 佳幸 君
サイバー犯罪対策課長 林田 克盛 君
地域部長 佐々 靖弘 君
刑事部長 池田 秀明 君
刑事総務課長 平井 隆史 君
組織犯罪対策課長 池田 聡 君
交通部長 森崎 辰則 君
交通企画課長 松岡 隆 君
交通指導課長 式場 龍明 君
運転免許管理課長 野口 博文 君
警備部長 豊永 孝文 君
警備課長 車 康之 君
首席参事官兼外事課長 杉町 孝 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君
委 員 小林 克敏 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 中島 浩介 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 麻生 隆 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

会計管理者 吉野ゆき子 君

3、欠席委員の氏名

なし

監査事務局長 下田 芳之 君

4、委員外出席議員の氏名

なし

人事委員会事務局長 大崎 義郎 君

労働委員会事務局長(併任) 大崎 義郎 君

議会事務局長 松尾 誠司 君

5、県側出席者の氏名

警務部長 菅谷 大岳 君
首席監察官 北村 秀明 君
首席参事官兼警務課長 山口 善之 君
総務課長 川本 浩二 君
会計課長 平戸 雄一 君
監察課長 川口 利也 君
留置管理課長 山田 恭市 君

6、審査事件の件名

予算決算委員会（総務分科会）
第110号議案
令和2年度長崎県一般会計予算（第7号）（関係分）
第121号議案
令和2年度長崎県一般会計補正予算（第8号）

（関係分）

7、付託事件の件名

総務委員会

（1）議案

第113号議案

知事等の損害賠償責任の一部免責に関する
条例の一部を改正する条例

（2）請願

なし

（3）陳情

- ・要望書（五島市）
- ・要望書（長崎市）
- ・令和3年度離島振興の推進に関する要望書
- ・今後の離島振興に関する特別要望
- ・諫早市 政策要望
- ・要望書（島原市）
- ・令和2年度 長崎県への施策に関する要望・
提案書（雲仙市）
- ・令和2年度 長崎県の施策に関する要望・提
案書（南島原市）
- ・要望書（大村市）
- ・防衛省へ海上自衛隊の軽航空母艦の保有は再
考すべきとの意見書を、提出する事に関する
陳情
- ・長崎奉行所西役所等遺跡群の調査・保存・活
用・整備に関する陳情書
- ・身体障害者福祉の充実にする要望書
- ・国に対し「消費税率を5%に引き下げること
求める意見書」提出を求める陳情書

8、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開会

【山口(経)委員長】 皆さん、おはようございま
す。

ただいまから、総務委員会及び予算決算委員
会総務分科会を開会いたします。

それでは、これより議事に入ります。

今回、本委員会に付託されました案件は、第
113号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責
に関する条例の一部を改正する条例」でありま
す。

そのほか、陳情13件の送付を受けております。

なお、予算議案につきましては、予算決算委
員会に付託されました予算議案の関係部分を総
務分科会において審査することになっておりま
すので、本分科会として審査いたします案件は、
第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予
算（第7号）」のうち関係部分であります。

次に、審査方法についてお諮りいたします。

審査は従来どおり、分科会審査、委員会審査
の順に行うこととし、各部局ごとに、お手元
にお配りしております審査順序のとおり行いたい
と存じますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、
そのように進めることといたします。

なお、開会日の委員会において、議案外の審
査に関して説明いたしましたとおり、法定報告
や計画案件に加えて、一般的な議案外に関する
質問につきましても、事前通告に基づき質問を
行うことといたします。

一般的な議案外の質問につきましては、各委
員の質問時間は、答弁時間を含めて5分以内と
し、質問の回数は1部局の審査につき1回までと
なっております。

理事者の出席範囲につきましては、委員会室
での3密を避けるため付託議案、請願等を所管
する部局長や課長等に限定して出席を求めてお
ります。

また、議案外の質問の際に、該当する所属以外につきましては、退室していただくようになりますので、ご了承をお願いします。

以上、委員会日程は3日間と決定していることから、委員会の運営につきまして、委員皆様のご協力をお願いいたします。

これより、警察本部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

警務部長より、予算議案の説明を求めます。

【菅谷警務部長】 それでは、警察本部関係の議案についてご説明いたします。

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料の警察本部をお開きください。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

警察本部所管の補正予算額は、歳入予算585万9,000円の増、歳出予算4,743万7,000円の増となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

国庫支出金につきまして、歳出予算に計上しております警察署留置施設改修費に伴う警察費国庫補助金585万9,000円の増であります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

始めに、運転免許費につきまして、道路交通法の改正により妨害運転に係る罰則が新設されたことなどに伴い、警察庁とオンラインで結んでいる運転者管理システムを改修するための経費504万1,000円の増であります。

次に、一般警察活動費につきまして、警察本部と各警察署間の定期的な会議や非常時において警察活動の継続性を確保することなどを目的

としたテレビ会議システムの導入経費3,067万6,000円の増、新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止を図るための留置施設の改修経費1,172万円の増であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【吉村委員】 今、説明のあった2ページの留置施設の改修経費1,172万円ですけれども、この具体的な中身について、もう少しお知らせをいただけないか。どういうふうな改修をされて、どういうふうな運用をされていくのか、お知らせいただければと思います。

【平戸会計課長】 留置施設の改修でございますが、留置施設の中で感染あるいはその疑いがある者が出た場合、その拡大を防止するために、1つの警察署の既存の留置施設を改修いたしまして、ほかの留置人と隔離をする、相互に接触しない居室をつくらうとするものでございます。

【吉村委員】 その設置箇所といいいますか、県内にこういう施設は幾つもあると思うんです。随時ずっとやっていくのか、どこかにまとめて、そこを運用していくというのか。今、施設の部屋を分けるという説明なんですけれども、どういう部屋の造りになるのかと思って、経験からいくと非常に狭い部屋ですから、それをもっと広い部屋をつかって、そこに置くというふうなことになるのか、もう少し詳しく説明を。

【山田留置管理課長】 ただいまの委員の質問ですけれども、新型コロナウイルス感染症に限ら

ず、新型インフルエンザ、その他感染症に感染した者を留置する場合がありますので、隔離用の居室というものは、委員言われましたように、各警察署の留置施設に設置することが望ましいと考えております。一方で、各警察署の留置場というものは署により構造、広さなどが各々違っております。川棚署と同等の隔離室をつくるには、十分な広さが確保できなかったり、あるいは構造上、設置が困難な面があるため、全く同じ形での設備を設置するというのはなかなか困難な面がありますけれども、今後、各署の現状、あるいは川棚警察署での運用などを踏まえつつ、各警察署における必要な改善策を検討していき、安全性の向上に取り組んでいきたいと考えております。

また、部屋の構造ですけれども、留置保安上の問題がありまして詳細はお伝えできないところでございますが、基本的な構造としまして、既存の留置場に対して、ポリカーボネート板による遮断措置をしたり、あるいはその房専用の部屋をさらに1つ設けまして、そこに洗面所とか換気設備等々を設けまして安全性を高めていく計画をしております。

【吉村委員】今、川棚署というのが出てきたのですが、長崎県を考える時に、まずは中心部のところに設置をして、どこかで発生した場合に、そこに持ってきてということで川棚署に設置をする、位置的な関係で、そういう利便を考えて設置されて、その後、各警察署に全部設置をするというのも大変かと思うんですけれども、取りあえず、これで当面は運用していくということではよろしいんですか。

【山田留置管理課長】川棚警察署設置につきましては、先ほども少し話しましたが、隔離上の設計基準がございまして、それに対応で

きる広さを有している、現在、分割された部屋があり改修に適している、さらに委員が言われましたとおり、県の中央部にありまして、設置後の運用として、いい条件の場所にあるといった、この3点が主に挙げられております。できましたら、そういった形で2次感染の有無を考慮しながら運用していくということを考えております。

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑はありませんか。

【小林委員】運転免許費の504万1,000円について、ご説明をお願いしたいと思います。

【平戸会計課長】運転者管理システムの改修のことでございます。道路交通法で妨害運転に関する罰則が新設されるなどしております。現在運用しております運転免許に係る情報管理システムのプログラム改修をしようとするものでございまして、これは警察庁とリンクをされているものですので、本県も改修したいと考えております。

【小林委員】あっさりとした答弁で、私はわかりにくいのですが、しかし、おっしゃることの意味はよくわかると思います。

まず、6月30日に、あおり運転というのをいわゆる妨害運転と、こういうふうな規定をいたして、これを厳罰化するというようなことが道路交通法改正ということになったわけでありませぬ。

改正をして、その後、7月、8月、9月ということになっておりますけれども、今、新聞等の記事によると、妨害運転をされたとか、あおり運転の被害に遭った、そういうような通報がかなり多く寄せられていると、こんなようなことの記事を読んだことがありますけれども、道路交通法改正の6月30日以降、その辺のところ

がどういふふうになっているか、この際、お尋ねをしておきたいと思ひます。

【式場交通指導課長】あおり運転に関する通報でございますけれども、あおり運転の法が施行される前の1月から6月までで、あおり運転をされたという通報が67件ありました。月平均11件でございます。法改正後の7月が31件、8月が19件、合計50件ということで、月平均25件というふう増加しております。50件のうち28件が、車間距離を詰められたといった車間距離不保持の通報がっております。これは全体の56%になっております。道路別では、6件が高速道路、44件が一般道路となっております。

なお、1月から通報がありました117件につきまして、実際に検挙したのは1件となっております。これはドライブレコーダーがついておりました車両で、はみ出し禁止の違反で検挙しております。法改正後の妨害運転による、検挙はまだありません。

なお、妨害運転ではありませんけれども、取締りの通報が多い車間距離不保持違反ですけれども、これは1月から8月末までに28件を検挙しております。全てがあおり運転ではありませんけれども、車間距離が短かったということで検挙をしている状況です。

【小林委員】ただいま通報の内容等、また件数についても、よくわかるようなご答弁をいただいたわけでありませう。

これは今も何度も言うように、6月30日です。6月30日に道路交通法が改正されて、あおり運転イコール妨害運転なんだと、こういう位置づけが広く県民の皆様方に浸透しているというような感じがするし、実際的にこれが要するに、妨害運転というものがなくなるということが趣

旨なのであって、これの件数が6月30日の道路交通法改正によっても変わらない、増えるというようなことになるのであれば、それはお門違いも甚だしいと、こういうことになっていこうかと思うんです。

ですから、そういう意味で、やはり撲滅を目指して、これからは当局の皆様方にご尽力をいただかなければならないところでありますけれども、私は車の運転をしないからなかなかわからないんだけれども、妨害運転の目に遭ったとか、あおり運転の目に遭った、こういうようなことがあったとしても、それを具体的に立件できるような環境の中にあるかというようなことが、なかなか率直に言って、言った、言わないとか、見た、見ていないとか、そんなようなことの中で、言われるように、ドライブレコーダーとかを今、つける人が多くなってきて、そういう意味では、いい方向に行っていると思ひますけれども、なかなか立件しにくいと思ひわけです。しかし、こうして6月30日に道路交通法改正がなされて、非常に積極的に取締りをするという方向づけができたのではないかと思ひんです。

ですから、これまで道路交通法改正がある以前までは、率直に言って、なかなかやりにくかったと、積極的に取締りをするということがかなり厳しかったかもしれないと。では、この改正が成立してから、6月30日以降、どういふふう積極的に取締りを行っていただけたようになったのか、今まであまりできなかったことが、これによってしっかり対応ができるようになったと、取締りがしっかりできるようになったと、こういうようなことがありますかどうか、お尋ねをします。

【式場交通指導課長】取締りの面ですけれども、

妨害運転でありますので、常に、あおり運転があった際は、妨害運転の適用を念頭に捜査を進めております。

さらに、先ほど申し上げましたけれども、妨害運転につながるようなおそれのある車間距離等の違反の検挙も進めてまいります。

さらに、県警の航空隊のヘリコプターと交通部の高速道路交通警察隊の車両が連携して、空と地上からの取締りを今まで6回やっております。空から違反者を確認して、無線を受けた車両が検挙するといった形でやっております。これも、うち3回は佐賀県警と連携をやっております。

こういったことで、妨害運転を絶対許さないという姿勢で取締りを進めてまいります。

【小林委員】今の妨害運転の取締りの強化について、特に、地上だけじゃなくて空からもやっているよと。それで、ヘリコプターでこれまでに6回やったんだというようなことのご答弁ではなかったかと思えます。とにかく高速道路において、地上は地上、その上において、空からも取締りを強化するということについては、非常に力強いと思うんです。

ただ、6月30日以降、7月、8月、9月の今日までということを考えてみた時に、6回が多いのか少ないのかというようなことでございますけれども、定期的にヘリコプターなんかを飛ばしながら、あおり運転、いわゆる妨害運転をきちんと取り締まるということについての、とにかく空からのそういう今の対応、6回ということについては、何か規定とか基準、そういうものを考えておられるのか、同時に、その辺の予算についてはどういうふうになっているのか、この辺も併せて聞いておきたいと思えます。

【式場交通指導課長】回数について、特に規定

はございませんので、今後は、空からの取締りを含めて、回数を増やしていくように考えております。

【森崎交通部長】あおり運転に対するご質問でございますけれども、まず通報件数が6月30日以降増えたと認識しております。これにつきましては、我々は、今回の6月の改正道路交通法で妨害運転罪が新設されたということをもまず県民の皆さんにしっかりと周知を図ろうということで広報活動に努めております。それと併せて、あおり運転をしない、させない、あおり運転を誘発するような運転をしない、加えて、あおり運転を発見した場合には、すぐに110番をしてくださいということもしっかり周知を図ろうということで、広報活動に力を入れてまいりました。その結果、委員ご指摘のとおり、施行後の7月と8月に増えてきている状況であり、広報効果があったのではないかと考えているところでございます。

それと、今後の取締り方針でございますけれども、あくまで、まずあおり運転を県下から一掃する、撲滅するという気持ちで、まず抑止に力を入れていく、併せて、検挙、取締りに力を入れる、この抑止と取締りの両面から、あおり運転をなくしていこうという心構えでやっております。

今回の道路交通法の改正を機に、各全警察署執行隊に、あおり運転に対する取締りの強化を指示しているところでございます。

なお、あおり運転行為を抑止するため、または取り締まるためには、やはり先ほどご指摘のあったドライブレコーダーが非常に有効でございます。併せて県民の皆さん、各事業所に、ドライブレコーダーの搭載、これにつきましても周知を図っているという状況でございます。

また、ドライブレコーダーは、それを搭載していることを明示することで、いわゆるあおり運転行為を抑止する効果はもちろんありますけれども、一方で、ドライブレコーダーを搭載することで、それを運転する運転者が慎重な運転になるというような傾向もございます。非常に効用が高いものでございますので、その浸透に努めているような状況でございます。

【小林委員】確かに今、交通部長からご答弁をいただいたことで、その力の入れようとか、どういう効果を狙っているのか、先ほどの交通指導課長とともに交通部長のご答弁を聞いて、概要がよくわかったような気がいたします。

ただ、一つ、地上からと空から両方でやる作戦、「キャッチアイ作戦」とか言うんでしょう。これを本当は言ってもらいたかったんです。「キャッチアイ」というような作戦名があると。そして、6回飛ばしたということ、これは特別規定で何回飛ばすとかいうようなことはないんだと。しかし、これからもうちょっと増やそうかと思っていると、こういうお話でございまして、大いに結構であります。

だから、今、交通部長もしっかりおっしゃっていただいたように、いかにして撲滅させるかということ、これが目的なんです。だから、県民の認識、意識を相当高めていかなければいけないと、そういうような形のご指摘はそのとおりであるし、また通報等が増えてきているということは、そういう広報活動がかなり効果を現しているのではないかと、こういうような分析をされておりました、その受け止め方で大いに結構だと思います。

それで、これはやっぱり予算的な措置が、ヘリコプターというのは、県警が所有するヘリコプターであろうと思いますけれども、これを定

期的に飛ばしながら、上空からも取締りをやっていくぞと、こういうことになってきますと、かなり効果があるんじゃないかと。ただ、予算的な1回飛ばすと、どのくらい飛ばして、幾らぐらいかかるのか、その辺の費用対効果がどうなのかというようなこともありますけれども、そのところはどういうふうに受け止めておられるのか、ご答弁をお願いしたい。

【平戸会計課長】取締りを強化することに関する予算の話でございます。ヘリにいたしましても、高速隊のパトにいたしましても、通常からパトロールを実施しております。出勤経費あるいは燃料費等々が必要になってまいります。この経費につきましては、年間必要な額をきちんと確保しておりますので、通常経費の中で整理をされていくということでございます。通常のパトロールでヘリが1回上空に飛びますと、2時間ぐらい、約10万円の燃料費を必要としております。

【山口(経)分科会長】ほかに、質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】次に、委員会による審査を行います。

警察本部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項についての説明を受けた後、陳情審査、法定報告、計画案件の審査及び議案外の質問を行うことといたします。

まず、警務部長より所管事項の説明を求めます。

【菅谷警務部長】今回は警察本部関係の条例議案・事件議案に関する報告はございません。

それでは、議案外の報告事項についてご説明申し上げます。

資料は、横長の総務委員会説明資料、警察本部の1ページ目をお開きいただきたいと思います。

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件の合計107万1,046円を支払うため、9月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっております。

公用車による交通事故を抑止するため、警察無線を通じて事故防止の注意喚起を促す「スポット一斉指令」を行い安全意識の向上を図るほか、警察学校の卒業を控えた学生に対する交通事故防止研修会を開催するとともに、各所属に指定している安全運転指導員による教養、訓練を実施するなど、継続して事故防止対策に取り組んでおります。

今後引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないように、指導を徹底してまいりたいと思っております。ご理解をお願いいたします。

このほか、犯罪の一般概況について、人身安全関連事案への取組状況について、特殊詐欺の被害防止対策について、暴力団対策について、薬物対策について、少年非行の概況について、生活経済事犯の取締り状況について、サイバー犯罪の取締り状況について、交通死亡事故抑止対策について、新たな総合計画の策定について、障害者雇用について等々につきまして、縦長の総務委員会関係議案説明資料記載のとおりでございます。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、ご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は79番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【堤委員】79番「身体障害者福祉の充実に関する要望書」について、7番に「障害者の移動・交通に関する安全対策について」というところで、公共施設や商店などの障害者などの駐車場への駐車を阻害するような事例があるということで、県民への理解をお願いします、また誘導ブロックの安全の確保ということについても要望が出ているわけですが、障害者などが利用する駐車場へ一般の方が駐車をしないでくださいというような県民の皆さんに理解を求めたり、啓発をしたりということは、どういうふうに取り組まれているのか、お聞きしたいと思います。

【式場交通指導課長】民間の施設にしましては、駐車スペースに関して、民間のほうで、ス

ペースの確保とか、一般の方が止めないようなことが取り組まれていると思います。県警でやっていますことですが、身体障害者の駐車除外指定というのがございまして、身体障害者等の方が使用中の車両で、例えば、普通の交通規制の標識で規制している場所については、駐車可というふうなことをやっております。それは標章が必要でありまして、去年は、1年間で1,964件の駐車除外の申請がっております。ということで、身体障害者の方へ配慮した駐車規制というのをやっているところです。

【堤委員】 今のご説明の1,964件というのは、パーキングパーミットのカードの申請があって、それを発行してということになるわけですか。そういうご説明ですか。

【式場交通指導課長】 それはさっき申しました駐車禁止規制の箇所でも止めてもいいという話でございまして、それで1,964件の申請があったということでございます。

【堤委員】 よくわからなかったのですが、後で説明をいただきたいと思います。

例えば、一般のいろいろなドライバーに対する免許更新であったり、それから子どもたちに対する交通安全の指導であったり、いろいろな機会を捉えて交通安全について普及啓発、取り組まれていると思うんですが、そういったところでこの障害者の交通に関する部分について触れられるということはないのでしょうかとお尋ねをします。

【式場交通指導課長】 いろいろな更新の場であるとか、交通の講習、集まりとか、そういった場におきまして、障害者に配慮した駐車ということを広くお願いしているところであります。

【堤委員】 県民の皆さんにまだ浸透しているとは言えないのではないかと思いますので、ぜひ

いろいろな機会を捉えて、そういうことについて理解を求める取組を進めていただきたいと思います。点字ブロックについても、そこに荷物を置いたり、車を止めたりして歩行の妨げになったりということもたびたびありますので、本当に機会を捉えてお願いしたいと思います。

それで、別の話になりますが、信号機のない横断歩道で歩行者がいる時にドライバーが止まるというのが、長野県が一番よくドライバーが止まっていると、全国的にマナーが一番いいということを言われますが、長野のお話を聞くと、子どもの時にドライバーが止まってくれていたもので、自分が免許を取った時に、そうするものだという意識が浸透しているというお話を聞いたことがあります。そういうことを考えると、本当に子どもたちに対する教育も大事であるし、またドライバーに対するそういう理解を求める働きかけというのも非常に重要ではないかと思っておりますので、よろしくをお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】 ほかに、質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、法定報告として、「経営状況説明書」、「地方自治法第180条による知事専決事項報告」並びに、計画案件として、「次期総合計画素案」について、各提出資料に対して質問を行うことといたします。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

しばらく休憩いたします。

午前10時35分 休憩

午前10時38分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

それでは、議案外の所管事務一般について、どなたか、ご質問はありますか。

【麻生委員】 おはようございます。2項目について、お尋ねをしたいと思います。

1つは、薬物対策について報告がありますがけれども、長崎市の高島で大麻の案件がありました。栽培をしているということで、島民が300名、少ない状況でありますけれども、今、若者が若干移住されておりますけれども、これについて、今後の対策について、どのように取り組まれるかお尋ねしたいのが1点。

あと1点は、今、車の車検整備状況が、車はよくなっておりますけれども、要するに、無車検、車検をせずに走行しているということで、ナンバー自動読取装置というのが国土交通省にありますけれども、これを使って県内でも実施の状況があるのかどうか、今後、見込みがあるのかどうか。全体で0.02%程度ということで、県内登録台数が96万台あるわけありますので、今後の取組状況について、お尋ねしたいと思います。

【池田組織犯罪対策課長】 薬物事犯の関係についてお答えいたします。

全国的な薬物事犯の検挙人員につきましては、近年、1万3,000人を超えるペースで推移しているところですが、平成26年以降は、

大麻の検挙人員が増加しております。

また一方、県内では、ここ数年、薬物事犯全体の検挙人員は40人から50人のペースで推移しておりますが、やはり全国同様、ここ数年は大麻の検挙人員が増えております。ここ3年間で言いますと、平成29年に16人、平成30年に20人、昨年、令和元年には23人という検挙人員となっております。昨年だけで言いますと、23人のうちの9割が10代、20代、30代という若年層となっております。

こうした背景には、外国においては大麻が合法化されているところもあるというところからの罪悪感が欠如していたり、人体にとって特に影響はない、害が少ないという誤った認識であるとか、あるいはインターネットとか、友人、知人等を通じて入手が比較的容易であるということが考えられるところでもあります。

こうしたことを踏まえまして、県警としましては、これまで以上に関係機関や団体と連携いたしまして、徹底した取締りを始めといたしまして、薬物乱用防止教室や各種キャンペーンを通じた広報啓発活動、こうしたことに力を入れまして、薬物事犯の根絶に努めてまいりたいと考えております。

【式場交通指導課長】 毎年、九州運輸局の長崎運輸支局と合同で、九州運輸局が所有する可搬式ナンバー自動読取装置を用いた街頭検査を実施しております。令和2年中が1回やりまして、そのうち1回がナンバー読み取り装置を使っての実施となっております。令和元年中は5回実施しまして、うち1回が可搬式ナンバー読取装置を使った実施となっております。

【麻生委員】 薬物対策について先ほど説明ありましたけれども、高島で起きた事案というのが島民に対して不安を与えているということもあ

りますし、あそこでは高齢化してしまっていて、そういう一方では、シュノーケリングだとか、若者が何人か入ってきているわけです。新しく子どもさんも生まれています。そういった中で、離島だとか、あまり人がいないところに大麻を栽培するとかという話があるわけですから、巡回だとか、情報の収集、こういう取組をどういうふうにご考えておられるのか、お尋ねをしたいと思います。

【池田組織犯罪対策課長】委員がおっしゃられたとおり、人口が少ないような離島とかで栽培事案があったということについては、島民の方も非常にショックを受けているのではないかと考えております。ですので、これまで以上にパトロールあるいは巡回活動等々を通じて、そうした情報の入手に努め、こうした事案が二度と発生しないよう努めてまいりたい、このように考えております。

【山口(経)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【堤委員】2点ありますが、まずDV、配偶者等暴力事案の認知件数ということで、前年同期よりも増加をしているということについて、この原因をどう捉えていらっしゃるか、お聞きします。

【宮崎人身安全対策課長】お答えいたします。

本年7月末で、DV事案につきましては238件を受理しておりまして、前年同期比で48件の増加となっております。昨年1年間の受理件数が354件で、一昨年と比較しても約20件増加するなど、近年、受理件数は高止まりの状態が続いております。DV事案が全国的な社会問題として取り上げられるようになったことで、被害者の相談意識が高まっていることも増加の一つの原因ではないかと考えております。

【堤委員】全国的に増えているというのは、小さいことでも通報するようなことが増えているということも前にお聞きしたんですけれども、今年の場合は、コロナ禍で、例えば、在宅時間が増えたり、あるいは収入が減ったり、雇用環境が悪化してのストレスといったことは考えられるのでしょうか。

【宮崎人身安全対策課長】全国的なコロナウイルスの影響ではないかということですが、確かに今年、月別で見ますと、本年の1月、3月、4月につきましては、前年同期比で十数件ずつ増加しているところでありますが、その中で、DVの原因がコロナウイルスに関連しているかどうかというのは判然としないところがあります。強いて挙げれば、6月中に特別定額給付金の申請あるいは受け取りに絡んだDV事案を2件受理しているのみでありますので、全体的な増加要因につきましては判然としないところがあります。

【堤委員】はっきりとはわからないということですが、ただ給付金のことではトラブルがあったということですね。

今後とも増えていくと思われまますので、素早い対応とか、被害者の安全確保をよろしくお願ひしたいと思います。

もう一件、今年度、長崎児童相談所に現職の警察官を派遣しているということがありました。これについて、業務の内容であったり、どのような役割を果たすことになるのかをお尋ねしたいと思います。

【田川少年課長】ご質問にお答えしたいと思います。

まず、簡単に派遣経緯についてご説明させていただきますと、これは全国ニュースでも大変大きく取り上げられたところでありますけれど

も、平成30年3月に、東京都目黒区におきまして、5歳の女の子が虐待、死亡したという事案、そして千葉県野田市におきまして、小学4年生の女の子が虐待されて亡くなられたという非常に大きな事件がございました。国においても、これを重大視して、緊急の閣僚会議が開催され、その中でいろいろな施策が取りまとめられまして、全国に、警察だけではなく、関係する機関に通達が流されたところでございます。

警察において何をするかというふうなところでありまして、警察におきましては、児童相談所と連携をして、共に、そういった通報があった場合に、児童の安全を確保して、犯罪行為に当たる場合には、しっかりと対処するようにとの指示がございましたので、本県におきまして、これは緊急に対応をする必要があるということで、本年4月1日から、警察官を派遣したところでございます。

ご質問の仕事の内容でございますけれども、派遣先では、児童相談所の職員とともに児童虐待容疑家庭への訪問、そして先ほどご説明いたしました児童相談所と警察署等の関係機関との連絡調整といった橋渡しの役割もしているところでございます。

【山口(経)委員長】ほかに、質問はありませんか。

【小林委員】全国警察捜査に顔認証と、新聞にこういう大きな見出しが出ております。顔認証システムというのは、私の考え方では、当然、法令等に基づいて、過去いろいろ事件があった際の逮捕された人とか、関わった人の写真を撮ってデータベースに保管をしながら事件解決の糸口にする、あるいは参考にする、活用するとか、当然そういうことはもう既になされていると思っているんですけれども、新聞等によりま

すと、最近こういう顔認証システムがあたかも導入されたかのような報道の内容になっておりますけれども、何かシステムが以前と変わったとか、新たに顔認証のシステムがこれだけ大きく報道されるような内容になったのかどうか、その辺のところはわかりませんので、ご答弁をお願いしたいと思います。

【平井刑事総務課長】委員のご質問にお答えします。

本システムは、全国的には今年の3月から運用が開始されております。なお、警察庁とか、一部の大都市圏、警視庁等であれば、数年前から運用していた実績はあります。

システムの概要といいますのは、わかりやすく言いますと、量販店などで万引きなどの行為が映っていると、それと警察が保有している被疑者写真システム、これとを照合するようなシステムであります。その周辺にいる人とかを特定とかなんとか、そういったものには使っておりません。あくまでも犯罪を犯した人と過去の前歴者、これの照合で、類似した人がいないかとか、そういったところであります。

本システムで浮上した人物については、これを直ちに証拠として使うことはありません。あくまでも捜査情報であって、似たような人物はこういう人物です、というのが出るわけであって、それは現場との結びつき等の裏付け捜査、あるいは可能性があるならば居宅の搜索、差押え、こういったもので令状に基づいて適正な捜査に努めるようにしております。

なお、この効果といたしましては、捜査の効率化、迅速化、これによって被疑者が早期に発見され、検挙に至る。もう一つが、内部的な話でありますけれども、そういったふうに早くなるということは、働き方改革、長時間の張り込

み等がなくなるということで合理化が図られるものと思っております。

【小林委員】 刑事総務課長、今の趣旨はよくわかりました。

例えば、新聞の中に、要するに、こういう顔認証のシステムがいわゆる個人のプライバシーの侵害につながる可能性もあるのではないかと、そんなようなことを心配する向きもあると、こんなことを指摘しているんですけども、今のお話を聞いても、個人のプライバシーを侵害するようなそんな法令に基づかないやり方をするはずがないと思っておりますけれども、その点についてはいかがでございますか。

【平井刑事総務課長】 これは事件捜査のために必要な分、要は、犯人の特定のためですから、先ほど言いましたけれども、あくまでも万引きの行為者の特定のためだけに行うものであって、その他のものに活用することはありません。また、提供を受けた資料につきましても、刑事訴訟法上の証拠に当たります。法令に基づいて適正に管理をしております。

【小林委員】 法令に基づいて、しっかりとした管理のやり方で、個人のプライバシー等を侵害するようなことは断じてあり得ないと、そういうことを強くおっしゃっていただいて、なおしっかりそのやり方がわかったと思います。

最後になりますけれども、例えば、新聞の記事で、捜査で入手した防犯カメラなどの顔画像を入力、過去に逮捕した容疑者らの顔写真と照合すれば、目や鼻、口、眉などの特徴に近い順に複数の顔写真と氏名、住所、犯歴といったデータが画面に表示され、捜査が非常にしやすくなっているような感じがします。そういうことから考えて、非常に捜査は進むと思いますが、似たような人がいっぱいいるものですから、誤

認逮捕につながるようなことがないのかと、ここだけお尋ねしておきます。

【平井刑事総務課長】 委員ご指摘のとおり、本システムで浮上した人物を即座に犯人と特定するわけではありません。当然、複数人出ますので、必要な捜査、例えば、類似する人物であれば、双子であれば当然似ているのは当たり前で、そういった蓋然性はないのかとか、そういったところの必要性からこれを裏付け捜査、そういったものを進めて誤認逮捕がないように努めていっております。

【小林委員】 ありがとうございます。

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようですので、警察本部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前10時55分 休憩

午前10時55分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。これをもちまして、警察本部関係の審査を終了いたします。

引き続き、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。理事者入替えのため、しばらく休憩し、入替え次第、行います。

しばらく休憩いたします。

午前10時56分 休憩

午前11時 0分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。これより、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を行います。

出納局及び各種委員会事務局は、分科会付託議案及び委員会付託議案がないことから、委員会による審査とし、関係局長より所管事項につ

いての説明を受けることといたします。

まず、人事委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎人事委員会事務局長】人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

「議案説明資料（追加1）」と書いてある資料の1ページでございます。

令和2年度県職員採用試験についてですが、大学卒業程度の「行政」など12職種にかかる試験や民間企業等職務経験者の「行政」、「社会福祉」及び「土木」並びに海外活動等経験者の「行政」の選考試験を実施し、8月24日に最終合格者を発表いたしました。

また、警察官 類（男性・女性）〔第1回〕の試験を実施し、9月14日に最終合格者を発表いたしました。

このほか、警察官 類（男性・女性）〔第2回〕、短大卒業程度試験、高校卒業程度試験、警察官 類（男性・女性）の試験、障害者及び就職氷河期世代を対象とした選考試験の実施につきましては、それぞれ記載のとおりでございます。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】次に、労働委員会事務局長より所管事項の説明を求めます。

【大崎労働委員会事務局長】労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明をいたします。

議案説明資料、こちらは「追加1」と書いてない資料でございますが、その資料の1ページでございます。

（調整事件について）

これは労働組合と使用者との間で生じた紛争に関する事件でございますが、前回説明以降、新たな申請はなく、この間取り扱いました事件

2件のうち1件が打切りにより終結しており、現在調整中の事件は1件でございます。

（審査事件について）

これは不当労働行為に係る審査事件でございますが、新たに申し立てられた事件はなく、現在審査中の事件は3件であります。

（個別的労使紛争について）

これは労働者個人と使用者の間で生じた紛争に関する事件でございますが、新たに申出のあった事件1件が取下げにより終結をしており、現在調整中の事件はございません。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりました。

出納局及び、各種委員会事務局においては陳情、法定報告、計画案件及び、議案外の質問がないことから、これをもって審査を終了いたします。

出納局及び各種委員会事務局関係の審査結果について、整理したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時 3分 休憩

午前11時 3分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもって、出納局及び各種委員会事務局関係の審査を終了いたします。

本日の審査はこれにてとどめ、9月28日の月曜日は、午前10時から委員会を再開し、企画部関係、並びに地域振興部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午前11時 4分 散会

第 2 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年9月28日

自 午前10時 0分
至 午後 4時37分
於 委員会室 1

I R 推進課長 小宮 健志 君
次世代情報化推進室長 小川 昭博 君

2、出席委員の氏名

委員長(分科会長) 山口 経正 君
副委員長(副会長) 北村 貴寿 君
委 員 小林 克敏 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 中島 浩介 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 麻生 隆 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

地域振興部長 浦 真樹 君
地域振興部政策監
(離島・半島・過疎対策担当) 村山 弘司 君
地域振興部次長 坂野花菜子 君
地域振興部参事監
(県庁舎跡地活用担当) 村上 真祥 君
地域づくり推進課長 浦 亮治 君
地域づくり推進課企画監
(離島振興対策担当) 徳永 真一 君
市町村課長 大塚 英樹 君
土地対策室長 原田 一城 君
交通政策課長(参事監) 小川 雅純 君
交通政策課企画監
(航路対策担当) 椿谷 博文 君
新幹線対策課長 峰松 茂泰 君
県庁舎跡地活用室長 苑田 弘継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

企画部長 柿本 敏晶 君
企画部政策監
(I R推進担当) 吉田 慎一 君
企画部政策監
(次世代情報化推進担当) 三上 建治 君
政策調整課長 小林 純 君
政策企画課長 陣野 和弘 君
政策企画課企画監
(次期総合計画担当) 福田 義道 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

なお、吉村委員は、文教厚生委員会に付託されました請願の審査に紹介議員として出席するため、本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、企画部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

まず、企画部長より、予算議案の説明を求めます。

【柿本企画部長】 おはようございます。

企画部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資

料」をお開き願います。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

今回の補正予算は、歳入予算で合計75億1,819万3,000円の増、歳出予算で合計909万円の増を計上いたしております。

この歳入予算の内容は、各部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

また、歳出予算の内容は、本県におけるSociety 5.0の実現に向け、ICT利活用に関する意識啓発・醸成を図るとともに、「新たな日常」へ対応するための新技術の活用や、デジタル化、オンライン化の推進に要する経費を計上するものであります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、次世代情報化推進室長より補足説明を求めます。

【小川次世代情報化推進室長】おはようございます。

私から、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」の次世代情報化推進室分につきまして、補足説明をさせていただきます。

追加で配付をさせていただきました「総務委員会補足説明資料 令和2年度9月補正予算事業説明書」をご覧ください。

今回の補正予算は、本県における新型コロナウイルス感染症拡大を受け、県内におけるICT

T利活用の動きが出てきており、県においてもこうした動きをさらに促進、加速するために必要となる予算を計上させていただいております。

本事業におきましては、意識啓発セミナーの開催及び本県におけるデジタル化、オンライン化を推進するための調査等を行うこととしております。

意識啓発につきましては、本県におけるSociety 5.0の実現を図るためには、県民や県内事業者の皆様によりICT利活用の意識をお持ちいただき、取組を進めていただくため、県内各地域において、ICT利活用をテーマとしたセミナーやワークショップを開催することとしております。

また、デジタル化、オンライン化につきましては、新型コロナウイルス感染防止と県内におけるICT産業の活性化を促進するため、県内企業や県内大学、高等専門学校などが有する「新たな日常」に対応した新技術、サービスについて調査をし、カタログ化のうえ、広く県内企業や県民の皆様へ周知、PRすることにより、導入促進を図ってまいりたいと考えております。

さらに、研究開発中の新技術、サービスにつきましては、企業とのマッチングや実証等を実施し、商品化やサービスの提供につなげてまいりたいと考えております。

これらの取組により、ICT利活用や分野横断的な技術・サービスの利活用を促進することで、本県におけるSociety 5.0の実現、県内産業の振興につなげてまいりたいと考えております。

以上、私からの補足説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】以上で説明が終わりまし

たので、これより予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

しばらく休憩します。

午前10時 5分 休憩

午前10時 5分 再開

【山口(経)分科会長】 再開します。

採決ですが、吉村委員が遅れるとのことですので、戻られ次第、採決に移ります。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

企画部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項等についての説明を受けた後、陳情審査、法定報告、計画議案及び議案外の審査を行うことといたします。

まず、企画部長より、所管事項の説明を求めます。

【柿本企画部長】 企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」をお開き願います。

（新たな総合計画の策定について）

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に

「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論をいただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見などを踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち企画部部分では、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」において、県内への普及・啓発や関係団体等と連携した取組を行うSDGsの推進や、新型コロナウイルス感染症に対応したニューノーマル（新たな日常）も見据えてのSociety 5.0実現に向けた推進体制の構築、第5世代移動通信システム（5G）の基地局設置など地域を支える情報通信基盤の整備促進等を推進することとしております。また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、特定複合観光施設（IR）区域の整備や、九州新幹線西九州ルート開業とIR誘致の動きを見据えたMaas等の新たなモビリティサービスの導入などを推進してまいります。

企画部においては、このような取組を積極的に推進することで、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、

今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

2ページをお開き願います。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、国による自治体へのヒアリングが行われており、現在、令和3年1月4日から7月30日までとされている区域整備計画の認定申請期間の延期が検討されているとの報道もなされております。

こうした中、本県において、IR事業者への聞き取りを行ったところ、感染拡大防止のため、出入国制限が継続されている現状を踏まえ、多くの事業者からは、「現時点で公募が開始された場合、対応が困難である」等の意見をいただいたことから、本年夏頃を予定していた事業者の公募開始については、いったん見送ることといたしました。

本県としては、今後の国の動向や事業者の状況等を総合的に勘案しながら、いかなる状況にも適切に対応できるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎IRの実現に力を注いでまいります。

（Society 5.0の推進について）

本県におきましては、Society 5.0の実現に向けた取組を推進しており、去る9月1日には、ICT関連企業、情報通信関連企業、各業界団体、県内大学、金融機関及び県内市町のご参画をいただき、「ながさきSociety 5.0推進プラットフォーム」を立ち上げました。プラットフォームのメンバーの方々からは、「S

ociety 5.0の実現に向けたアクションを起こし、地場企業振興の流れを作れるよう努力したい。」「IT化が目的ではなく、人の力を引き出すITの仕組みをつくるべき。」「通信環境や地理的な不利条件などによって、取り残される市民が出てこないようにする必要がある。」などのご意見もいただいたところであります。

今後、当該プラットフォームにおきまして、「5Gなどの情報通信基盤の整備」やICTの利活用による「豊かで質の高い県民生活の実現」及び「新産業の創出・地場産業振興及び地域振興」、さらには「県・市町におけるデジタル化の推進」について、潜在的なものも含めて課題を掘り起こし、その解決方法などに関する協議・検討を深め、本県の様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーション（DX）を促進し、新型コロナウイルス感染症の拡大に対応するためのニューノーマル（新たな日常）への対応を図りながら、Society 5.0の実現を目指してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、政策企画課企画監より補足説明を求めます。

【福田政策企画課企画監】次期総合計画の策定に関しまして、補足して説明させていただきます。

はじめに、現在の総合計画に係る数値目標の進捗状況についてご説明いたします。

資料につきましては、「長崎県総合計画チャレンジ2020 令和元年度の数値目標の進捗状況（概要版）」をご覧ください。

この資料は、長崎県総合計画チャレンジ2020の4年目である令和元年度の数値目標の達成状況を取りまとめたものでございます。

2ページをご覧いただきたいと思えます。

下段の方に一覧表を掲載しておりますけれども、施策と事業群の指標を合わせた250項目の数値目標のうち、指標が重複しているものや、令和元年度に目標値を設定していないものなど63項目を除く187項目の達成状況は、「達成・順調」と整理したものが100項目（53%）、「やや遅れ」と整理したものが50項目（27%）、「遅れ」と整理したものが37項目（20%）となっており、前年度と比較しますと、目標を達成した割合が低くなっております。

数値目標別に見ますと、新型コロナウイルスや国際情勢の影響を受けて目標値を達成できなかったものがあり、例えば長崎空港の利用者数につきましては、これまで順調に推移してきましたけれども、令和元年度は新型コロナウイルスの影響に加え、香港の民主化デモなどの影響を受け、目標達成に至りませんでした。

また、ながさきファミリープログラムのよう
に、新型コロナウイルスの影響により、年度末にかけて事業自体が実施できず、目標を達成できないものも見られました。そのようなことも要因の一つとなり、「達成・順調」と整理したものが平成30年度に比べ、6ポイント減少しております。

なお、「やや遅れ」とした50項目の指標のうち36項目については、目標値に対する実績値が90%以上の水準に到達しております。

一方、「遅れ」としたものが20%あることから、今回の検証結果を踏まえ、庁内で危機意識を共有しながら、総合計画に掲げる施策をさらに推進し、最終目標の達成に向けて全力で取り

組むとともに、次期計画においては足らざる取組の追加・拡充を図ってまいります。

続きまして、次期総合計画の素案についてご説明いたします。

資料は、表紙に「長崎県総合計画（仮）素案」と記載した冊子をご覧いただきたいと思えます。

この素案につきましては、6月定例会でお示ししました「素案骨子」の記載内容を具体化したほか、県議会をはじめ、次期総合計画懇話会やスクラムミーティングでいただいたご意見を反映いたしまして、最終の計画案に近いものとしてまとめております。

それでは、骨子から変わりました主な箇所をご説明いたします。

まず、3ページから5ページをお願いいたします。

こちらには、県がSDGsに取り組む趣旨や、それぞれの施策がSDGsのどの目標の推進につながっていくのか、関係性を記載しております。また、35ページ以降の基本戦略では、施策ごとに、関連するSDGsの目標を表示しております。

次に、25ページから35ページにかけてでございますけれども、「本県の近未来像」を追加しております。県内各地域でまちや産業構造が大きく変わるということを発信してまいります。

次に、35ページをお開き願います。

このページから158ページにかけまして、基本戦略を記載しております。戦略ごとに記載している将来像や背景につきましては、データを最新値に時点修正したものがございますが、骨子の記載内容と大きな変更はございません。

続きまして、37ページをお願いいたします。

上段の方に各施策の取組と目指す姿というものを記載しておりますが、その下に施策を代表

する成果指標と数値目標を設定したほか、施策を構成する事業群につきましても指標と数値目標を盛り込んでおります。

この指標設定の考え方でございますが、施策につきましても成果を図るアウトカム指標を設定することとし、事業群につきましてもアウトカム指標を基本としながら、設定が困難な場合は事業の活動量や活動実績をはかるアウトプット指標を設定しております。

また、今年度からスタートしている「まち・ひと・しごと創生総合戦略」と一体的に推進する観点から、総合戦略と共通する事業群につきましても総合戦略と同じ数値目標を設定しております。

なお、総合戦略と共通する数値目標に関しまして、新型コロナウイルスの影響も懸念されますが、県としましては、総合計画の目標は5年間の目標として掲げるものであり、コロナの影響を乗り越えて5年後の目標達成を目指すという考えを基本としております。

その上で、新型コロナウイルスの影響により、計画期間中に目標の達成が明らかに困難な状況になれば、議会にもお諮りをして改定をするということを基本に考えております。

なお、この数値目標に関する参考資料といたしまして、各常任委員会に所管部局に関する指標の設定理由と目標値の設定根拠を整理した資料を配付させていただいております。

続きまして、159ページをお願いいたします。

県民所得向上対策でございます。

この項目につきましても、骨子の段階で盛り込んでおりませんでした。現計画と同様に総合計画の中に位置付けて取組を継続することとし、令和3年度以降の取組の考え方や産業分野ごとの取組についてまとめたものでございます。

次に、164ページをお願いいたします。

政策横断プロジェクトでございます。

素案骨子では、長崎しまの創生プロジェクトなど、7本のプロジェクトに関する取組の方向性をお示ししてはございましたが、一つのプロジェクト当たり、見開き2ページで現状や課題などを整理し、数値目標を加えまして主な取組をお示ししております。

次に、178ページをお願いいたします。

地域別計画でございます。

素案骨子では、振興局の管轄地域をベースとして、各地域の地域づくりの方向性のみお示ししてはございましたが、スクラムミーティングをはじめ、市町の意見も伺ったうえでまとめたものでございます。

180ページから各地域の計画になりますけれども、長崎・西彼地域の計画を例に申し上げますと、はじめに地域の特性と課題、人口の推移などの統計データ、それから各地域の近未来像を整理いたしまして、182ページ以降に地域の目指す姿や数値目標を設定したうえで、地域づくりの方向性をお示する形としまして、以下、各地域同様に記載をしております。

次に、223ページをお願いいたします。

計画の実現に向けた基本姿勢でございます。

素案骨子では、基本姿勢に係る視点といたしまして、連携・協働の推進や行財政改革の推進、PDCAサイクルの推進など5項目をお示ししてはございましたけれども、それぞれ説明と取組の概要を記載しております。計画の実現に向けては、このような基本姿勢で取り組んでまいります。

最後に、今後のスケジュールでございますが、今月16日から、この素案についてパブリックコメントを実施しております。併せまして、市町

や関係団体に意見照会を行っております。また、10月上旬には、次期総合計画懇話会の開催を予定しており、こうしていただいたご意見につきまして、本議会でのご意見とともに計画案に反映いたしまして、11月定例会に議案として提出したいと考えております。

以上で説明を終わらせていただきます。

よろしくお願いたします。

【山口(経)委員長】 次に、IR推進課長より、補足説明を求めます。

【小宮IR推進課長】 おはようございます。

IR区域整備の推進につきまして、補足して説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいております「九州・長崎IR区域整備計画骨子（行政部分）」をお開きください。

6月定例会におきまして、一旦ご説明をさせていただいておりますけれども、この区域整備計画骨子につきまして、修正箇所をポイントを絞ってご説明をさせていただきます。

まず、資料の15ページをお願いいたします。

こちらは実現に向けて取り組むべき方向性ということで、地域理解の促進を記載しております。中ほど左に黄色で方向性を示しておりますけれども、一般県民の欄でございます。開催しております県民セミナーの記載でございますけれども、6月定例会におきましては「具体的なスケジュールを調整中」と記載をいたしておりましたけれども、「新型コロナ等の状況を勘案し、実施手法や時期等を検討中」という記載に改めてございます。

次に、16ページをお願いいたします。

九州連携の促進についての記載でございます。一番上の現状の民間のところでございます。九州地域戦略会議におきまして、「○」の3つ目、

「IR事業者に対し議長名のメッセージを送付」ということで、本年5月に開催されました九州地域戦略会議での決議内容を追記いたしております。

右にまいりまして、議会、九州各県議会議長会、本年5月に会議が開催され、「九州第一弾のIR区域として認定すること」ということで、改めて決議をいただいております。「R2年5月」を追加させていただいております。

同じく行政、九州地方知事会、こちら本年5月に開催されましたので、「R2年5月」を追加いたしております。

それから、中段の黄色で示しております方向性、こちら右側の欄になりますけれども、九州経済界の意識醸成、2つ目の「・」でございます。一番最後の行になりますけれども、「経済界へ働きかけ」ということで6月はとどめておりましたけれども、括弧書きの（WG設置を含めた実効性のある仕組みについて、経済界と協議中）というこの1行を追記をいたしております。

次に、23ページをお開きください。

中ほどに緑で示しておりますスケジュール、産学連携コンソーシアムの構築の欄でございます。R2年上半期のところに、「近隣の大学等による準備会の立ち上げ」と記載しておりますけれども、6月時点では「複数大学での立ち上げ」ということで記載をしておりましたけれども、県内の複数の大学との意見交換が進んでおりますので、「近隣大学等による準備会の立ち上げ」ということで記載を改めております。

次に、27ページをお願いいたします。

懸念事項対策といたしまして、左下の方向性でございます。「R2年10月頃：準備会の設置」ということで記載しております。6月にお示し

した際には、「R2年秋頃」としておりましたのを、具体的に協議が進んでまいりましたので、10月頃の準備会設置ということで改めてございます。

次に、連携・協働体制の構築イメージの欄をお願いいたします。

各部会の連携の例ということで、例えば依存症と治安、それぞれの部会の連携、こういった四角で記載しております連携の例について表記を具体化したものでございます。

それから、もう一枚お手元に円グラフのA4横の資料を追加させていただいております。

こちらは、これまでIR事業者と意見交換をさせていただいております。今回、夏頃開始予定としておりました事業者の公募手続きを一旦見送ったところでございますけれども、その事業者の意見についてお示ししたものでございます。

公募開始時期につきましては、お示しておりますとおり、89%を占める事業者が「少し待ってほしい」というご意見でございます。右にまいりまして、基本方針案の公表を待つべきという意見、それから、出入国制限緩和を待つ必要があるという意見は多くの事業者からいただいておりますので、本委員会において説明をさせていただいた次第でございます。

私からの説明は以上でございます。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたが、先ほど保留しておりました採決を行います。

【山口(経)分科会長】 分科会を再開します。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり

可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山口(経)分科会長】 分科会の審査が終了しましたので、委員会を再開します。

【山口(経)委員長】 次に、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象の陳情番号は56番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

次に、法定報告として「経営状況説明書」及び計画案件として「次期総合計画素案」並びに「九州・長崎IR区域整備計画骨子」について、各提出資料に対して質問を行うことといたします。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ以外の質問については個別に対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

【小林委員】 まず、IRについてでありますけれども、6月定例会において、要するに国の基本方針が出ないままの状態の中で、要するに来年の1月4日から7月30日まで、いわゆる区域認定を求めて、その申請書を出す、間に合わないんだというようなことで、結局、夏から冬にかけて業者の選定をやるんだと。それから、来年の6月定例会に申請書の内容の承認を求めて、それで頑張ると、こういう話をしたばかりで

すよ。それで間違いないのかと。要するに国の基本方針は、区域認定に向けてのいろんな基本的な考え方が示されると。だから、それが非常に大事だということで、この基本方針を今か今かと、こういうことで待ってあったと思うんです。ところが、1月にカジノ管理委員会が立ち上げられて、それから基本方針が公表されると、こういう段取りではなかったかと思うんです。ですから、最初、ある程度緩やかに考えておいたわけです。

ところが、なかなか基本方針が公表されないと。来年の1月4日から7月30日までに間に合わない。だから、もう見切り発車的にやるんだと、こんなようことをここで宣言したばかりなんだよ。それがもう、わずかの日程の状況の中で変わってしまったと。いとも簡単に変わるわけだよ。

しかも、一月前の8月26日に、当時の菅官房長官は、IRについては規定どおり進めているんだということで、遅らせるとか、そんな発言は一回もないし、今なお、ないではないか。

それを、要するに、もう間に合わない。1月4日から7月30日までは変わってないんですよ。変わってないにもかかわらず、間に合わないからということでこの議会に、いわゆる事業者の選定については夏から冬の短い時間であるけれども、しっかり頑張るって間に合わせたいという決意を言っておったんだな。そういう方針でいっていたけれども、またこういうことでひっくり返ってしまったと。一体何がどうなのかと。

では、尋ねますけれども、それだけのことを言っておきながら、今変わったということ、これを見送るという形になったということについては何が原因なのかと、ここをはっきり明確に

申し上げてもらいたいと思います。

【小宮IR推進課長】小林委員ご指摘のとおり、当初、政府スケジュールに従って、この夏にも公募を開始すべきということで準備を進めてまいりました。

事業者等のヒアリング結果につきましては、先ほどお示ししたグラフのとおりでございまして、政府におきましては、この新型コロナウイルスの感染拡大によって、事業者の準備、検討が進んでいないという状況、それに伴いまして、自治体の準備状況等も確認しながら対応するというのをこの間発言をされております。

私どもも事業者にヒアリングをする中で、新型コロナウイルスによる影響が大きいところ、またはそういった渡航、出入国の制限がかかっているという状況を踏まえて、この事業者の公募手続きを一旦見送ったところでありますので、この新型コロナウイルスの状況をしっかりと見極めながら対応していきたいと考えているところでございます。

【小林委員】大体、今、IR推進課長が言っているようなことは、一貫して新聞記事等々に載っているような内容だし、また、説明をしてきたその内容とどうして変わったかというところについては、大体決まりきった文句ではないかと思うんです。

だから、もう実際的に、国が1月4日から7月30日は今なお変えてないということ。それは大阪とか横浜とか、そういうところが遅れるかもしれないぐらいの話で、そういう申請を遅らせているというような、それぞれの大阪とか、あるいは横浜等々の動きがあることは間違いがない。しかし、国は、正式に1月4日から7月30日を遅らせると、こういうことを明らかにしてないではないか。

前回も見切り発車であったけれども、今回も見切り発車なのか、これは。そういうところについて、では、今からの我々の基本方針として、いつ頃にこの事業者の公募を始めて、そして、いつ頃決定をするのかと。そして、6月議会に申請をする等々の話はいつ頃になるのか。その見通しが全く明らかにされてないではないか。これがとても大事だと思うんだけど、その点については明確に答えてもらいたい。

【小宮IR推進課長】今、小林委員からご指摘がございましたとおりでございます。当初、来年の6月定例会議事に区域整備計画を議案としてお示しをしてご議論いただくという予定でございましたけれども、IRに詳しい大学の教授でございますとか、弁護士等、あとはデベロッパー等に意見をお聞きしましたところ、おおむね新型コロナウイルス感染拡大によって事業者への影響がございますので、政府スケジュールが6か月から1年程度遅れるのではないかと非常に確度の高い情報を得ておりますので、今のR3年の1月4日から7月30日までの申請受付期間が遅れるという情報をもとに、今後のスケジュールを改めて検討し直したいと思っております。

具体的に基本方針案の内容が政府から示されましたら、県議会へ議案として提出する時期等についても、本委員会等にご説明しながら、具体的に検討してまいりたいと考えております。

【小林委員】6か月から1年ぐらい遅れるというようなことの、なんか名言だな、「確度の高い情報」というのか、今頃は。どんな確度か。確度の高い情報なんというのは初めて聞いたけれども、いろんな言い方があるな。確度の高い情報、どこからもってきたか、それは。

要するに、大学の先生とか、いろんな関係の

方々がいらっしゃるかもしれないけれども、正式な公表ではないわけだ。それを、要するに確度の高い情報だということで6か月から1年間ぐらいはずれ込むだろうと。

しかし、いいか、6か月から1年間というのは、6か月の差があるぞ。わかっているのか。6か月から1年間というのは、約半年の差があるわけだよ。

そうすると、いわゆる今までの1月4日から7月30日が、6か月か1年ぐらい遅れると。6か月遅れるか1年遅れるか、これによって、事業者の公募というのがかなり変わってくると思うんだよ。だから、その辺の情報を明らかにしなければならんし、国の考え方も、また菅内閣ができたわけだし、いわゆる推進者である菅内閣ができたわけだ。そんなようなことになっていけば、やはりこの情報を確実なものにして、いつ事業者の公募を始めるのか。いつ頃、議会にその内容をお示しして、議会の承認を得るのかとか、これまで計画していたとおりの、いわゆるずれる状況の中で、6か月なのか1年なのかと、こういうことについて、全然明確になってないではないか。まさに不透明だよ。

こんな状況の中で、非常に不安を感じるんだけど、もう一度その辺について、政策監どうか、それは。

【吉田企画部政策監】8月には、私が国のIR担当部局の責任者クラスを訪問させていただきました。また、9月には、副知事が関係省庁の幹部クラスをお訪ねして、一日も早く基本方針を示していただくようお願いをしたところでございます。

この間、国土交通大臣の方からは、基本方針について次のような見解を述べられております。「現在、カジノ管理委員会との協議を行ってお

り、IR推進本部の決定を経たうえで正式に決定、公表をするということで、関係自治体の状況を丁寧に確認しながら、しっかりと対応していかなければならない」と。

今、4つの地域が区域認定を目指しているわけですが、それぞれの自治体の状況ごとに、その申請期間、いつにしてほしいというのは異なってまいりますので、その辺をしっかりと国も丁寧に確認をしながら、どこも困ることがないように対応したいということですので、これから後は主観的な観測になりますけれども、遠からず公表され、それはなおかつ長崎県にとっても困らない申請期間になるのではないかというふうに見込んでいるところでございます。

【小林委員】この点については最後にするけれども、やっぱり6月議会で、夏から冬にかけて公募をして事業者を決定すると。あのことはひょっとしたら要らなかったかもしれないな。要するに、そういうところの情報、確度の高い情報をつかみきれなかったのか。そう言われても仕方がないよな。あの6月議会で、ここでやったんだろう。君らは、そういうところについては、もうとにかく間に合わないからと、夏から冬にかけて頑張ると。こんな短い期間の中で見切り発車でいいのかと、こんな話をしたばかりじゃないか。

だから、ひょっとしたら、6月議会で示した内容というものは、率直に言えば確度の高い情報をあなた方がつかみ切ることができなかった。その後において、今、課長が言っているような情報が入ってきてと、こういうことで先延ばしになったと、こういうことなんだな。

6か月と1年の違いは非常に重いと思うよ。かなりの間があいているぞ。だから、この辺のところは、もっと確度の高い情報を、これからも

なおつかみながら、遅れないように、しかも本当に1月4日から7月30日までが基本的に変わることなのかと、どれくらい変わるのかというようなことをはっきりつかんでもらうことをお願いしたいと思います。

それから、時間がないから次の質問です。

こうやってこころ変わるわけだ、長崎県も。国が基本方針を明らかにしないから、結果的に長崎県もいろんな情報をもとに、しかし、誤報だってあるかもしれないと思ったりして心配をするけれども、一応確度の高い情報をもってそうやって日程を変えていく。

一番大事なことは、今、要するに応募するであろうと期待されている事業者の3者、ここがもう不透明だと、もうこれ以上待ちきれないということで、要するに撤退するようなことはないのかと、これが一番心配なんです。このところについては、もう一度、どういうふうに3者については考えていますか。

【小宮IR推進課長】小林委員からご指摘いただきました、様々な情報、例えば政府スケジュールですとか、基本方針案に記載される内容、引き続き不透明な状況が続きますけれども、私ももしっかりと情報をキャッチしてまいりたいと考えております。

今、お尋ねがありましたR F Cに参加いただきました3者につきましては、投資意欲の減退ですとか、本県を撤退すると、そういう意見はお聞きしておりませんで、この政府スケジュール等不透明な状況ではありますけれども、しっかりと長崎のIRにご応募いただけるようにコミュニケーションを図っているところでございます。

【小林委員】この3者が絶対撤退することがないように。そういう不透明であるというような

形で、今、大阪でも横浜でも、いろいろ事業者の方々が撤退をされている。こんなようなことが非常に心配なので、長崎県としては、そのところが一番きちんと押さえておかなければいかんこと。

同時に、むしろ反対に、さっきのデータなんかを見てみると、要するに、これから公募に応じたいという考え方を持ってきているような、他に事業者があるかのような話なんだ。やっぱり国が言うように、公平で公正でというようなところで、そんな手続きのもとにすぐれた事業者を我々は選定しなければならない。より多くの事業者が応募できる環境をつくるということ、そして、競争性を確保することが重要である。このところね、競争性、こういうことを確保することが重要であると思うけれども、県の見解を求めたい。

【小宮IR推進課長】今現在、国から示されております基本方針案におきましても、事業者の選定につきましては、公平性、透明性を確保するということが求められておりますので、小林委員ご指摘のとおり、より多くの事業者にご応募いただいた中で、競争性を確保しつつ、公正・公平な事業者の選定を実施してまいりたいというのは本県の考えるところでございます。

【小林委員】そうすると、今回の事業者公募を遅らせることによって、今現在、3者が手を挙げて継続していただいているというあなた方の答弁のもとに、さらに新たに事業者が参加するような見込みが考えられるかどうか、その手ごたえを感じているかどうか、3プラス何者というような新たな事業者が参加するような、応募して下さるような、そういう見通しが立つかどうか、そこはどうですか。

【小宮IR推進課長】私ども、この間、R F C

に参加いただいた3者はもとより、1者でも多くの事業者に本県のIR導入に関心を示していただいて、公募手続きを開始した後は応募いただけるように努めてまいりました。ここでは具体的な何者というのを申し上げることは困難でありますけれども、複数の事業者がさらに検討を深めていただいているという状況にございます。

【小林委員】そうすると、今の説明は、今の3者プラス、名前は言われないし何者ということは言われないけれども、新たに参加する、応募して下さるような可能性が高いというような確信に触れているよね。

そういうことで、遅らせたがゆえに現場を見たいとか、あるいは現場に行きたくないと。そのためにはコロナがもう少し落ち着いて、それぞれ現場に行けるような環境がということを経営者が望んでいらっしゃる。そんなような確信のもとにおいて、今の3者プラス新たな事業者が見込まれるということは非常に結構な話だよ。だから、延ばすことによってそれだけのメリットがあるということは大変ありがたいと思うんだ。

私は最後に申し上げておきたいんだけど、やっぱり九州・長崎IRの魅力は、それだけすばらしいんだという一番の確たる証拠は、事業者がそれだけ応募をして下さるという、この応募の数が多いということは、まさにIRの区域認定を受けるために、やっぱり九州・長崎IRについてはとても魅力のあるところなんだというところを、認定に向けてのアピールに大いに役立てないといかんし、また、そういう方向にもっていかなければいけないということだ。そんなようなことを考えるけれども、最後にその見解を聞きたい。

【小宮IR推進課長】確かに、本県の公募により多くの事業者が応募していただくことについては、適正な競争性を確保した中で、地域貢献ですとか、地元雇用ですとか、そういった事業計画の質が向上するというところもあるかと思えますけれども、私ども九州・長崎IRということで誘致を進めておりますけれども、この九州・長崎がIRの計画の地として魅力が高いということが客観的に示されるもの、これは事業者の応募の数で対応できるということで、今、小林委員からお話がありましたように、1者でも多くの事業者が応募いただくことについては国へのアピールにもつながるものと考えておりますので、しっかりと国の状況等も見極めながら、IR事業者の準備状況等も判断して、公募時期については今後検討を進めてまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】IRについて、引き続き質問をさせていただきますと思います。

事業者の公募については、今、種々ご議論があったので、そこはそことしながら、質疑前の課長説明の中の項目の一つで27ページ、実現に向けて取り組むべき方向性の懸案事項対策全般というところの説明があったわけです。その中で、準備会について、当初は令和2年としか言っていなかったもので、今回改めて10月ということで準備会を設置という説明があったわけです。先ほどの議論の中で事業者の公募は引き続き様子を見るという話の中で、IRを推進するという前提で懸念事項対策を先行するのはいいことだと思うんですけれども、ここについて、行程というか日程の変更というのを検討したのかどうか。10月という来月の話ですから、そのことについて一つお聞きしたいのと、その上の段

に「全国に先駆けてギャンブル等依存症対策推進計画を策定」とありますけれども、準備会を設置し、これから具体的な検討に入るのであれば、なおさら、改めてもう一度このギャンブル等依存症推進の計画について、県民に対して周知する必要があると私は思っているんですが、この1月以降の準備会設置まで間の県としての動き、どういうことをしたかということも含めてご答弁をまずいただきたいと思います。

【小宮IR推進課長】まず、スケジュールにつきましては、事業者の公募・選定が今後、当初予定よりも遅れてくるということでございますので、準備会、こちらは県並びに佐世保市、地域の周辺住民の代表の方、それから関係の部署等で準備会を発足いたします。その後、IR事業者が決まりましたら、IR事業者もこのメンバーとして入ってまいりますので、そこで具体的な議論が進んではいかがでしょうかと思っております。

それから、区域認定を勝ち取った後、この準備会が正式に協議会という体制を構築していくということで、予定をいたしております。この間、関係する団体等に出向いて、依存症対策、それから治安、青少年、組織犯罪の意見交換を進めるとともに、この協議会への参画について依頼をしてきたところでございます。

【前田委員】わかりました。

ということは、来月、この準備会を設置するけれども、実際の準備会のメンバーとか選定、それから事業者も入ってくるということですから、正式に協働体制として完了して具体的な検討に入るというのは、ここにあるように年が明けてからということの認識に立ちました。

その上で、先ほども質問したんですけれども、結局、そのIRについて県民の中でまだ賛成、反対とあるわけじゃないですか。そして、反対

する人たちの中で、やはり懸念されていることは、ここに書かれているような依存症や青少年、組織犯罪、治安対策に対して心配というか、不安を持っているわけであって、このことも含めて依存症の対策推進計画を策定されていると私は思うんですが、そうであるならば、なおさら正式に準備会を立ち上げるということも含めて、改めて、さっきの答弁の中でも一部出てきましたけれども、この4つを含めたところでの県民の不安を払拭するとか、軽減するような、もしくは逆に県民がどういうところに本当に不安を感じているのか、どういう団体がどういう意見を持っているのかということ、改めてこの年内に向けて活動をしていくべき時期じゃないかと思うんですが、そういうことについてはどのようにお考えですか。

【小宮IR推進課長】今、前田委員のご指摘は本当に重要なポイントでございます。私も、この4つの部会を一つの大きな動きとして捉えておまして、今年度も若干予算化しておりますけれども、来年度に向けて、R3年の予算要求に向けて、福祉保健部とも連携・調整を取りながら、県民の方々がどのような不安をお持ちなのか、どのようなことを懸念されているのか、そういったところをしっかりと情報収集しつつ、報道各社の協力も得ながら、県民の皆様に対してしっかりと、こういったIRに関する懸念事項の対策については周知を図ってまいりたいと考えております。

【前田委員】推進計画を策定する際にそういう作業もやっていると思いますが、改めて、第2段階、次の段階に入ったということをお願いしておきたいと思います。

総合計画も続けて質問していいですか。

総合計画については、6月定例会で素案をご

説明いただいて、今日、素案について、また改めて詳細な説明を受けたわけで、中身についてはもう広範囲にわたっているんで、私の方からの質問は、今回、策定に至る行程について2~3点質問させていただきたいと思います。

行程を質問したいということで、別紙資料をいただきました。委員のところにも配付されておりますので、これに基づいて質疑をさせていただきたいと思います。

まず、県民のニーズ、市町や県民のニーズをくみ上げるという作業を、このスケジュール案でいくと、昨年の7月にスクラムミーティング、県民アンケート、また意見交換会、今、ヒアリング等々行ってやったということです。

まず、1点目として、この県民アンケート、資料としてもいただいていますけれども、これは総合計画をつくるに当たっていつも、前年にこうやって調査をしていると思うんですが、前回のアンケートの内容の項目がほぼ一緒なんです。そう考えた時に、時代が変わっていく中で、この質問の項目の設定とか、アンケートのとり方が果たしてこれで十分というか、その時その時の時代の県民の方の思いとかをすくい上げているのかというのは若干疑問があるんです。このアンケート調査をかける時、これは委託していると思うんですが、何と言えいいのかな、出す際の条件設定というか、そういうものは前回と今回と比べて、何か出し方について変化が起きているんですか。

【福田政策企画課企画監】県民アンケートの設問につきましては、過去の調査と同じ設問により経年変化を見て、県民の意識の変化でありますとか、認識を確認するものと、一方では、時代の流れの中で県民の考えを把握するものを設定したところでございます。

したがいまして、一定前回と同じ設問を設けているわけですが、今回新たにアンケートの問11の先端技術の期待することでありまして、問12の長崎県活性化、未来を創るために必要な政策及び具体的取組というものを、今回、時代の流れの中でということで設けたところでございます。

【前田委員】経年変化を見るという意味で、5年前の調査項目を踏襲しながら、今言ったような新しい項目を追記しているということですが、ちょっとやっぱり他県も含めたところで、少しアンケートの項目内容というのは研究した方がいいと私は思います。

併せて、調査の方法ですが、郵送により自記入式調査ということで、分析を見てもわかるとおり、少し男女というか、年齢層も含めて偏りがあるような感じがしています。そういったところも含めて、もしかするとここに書いているような高校生や大学生、若い方の意見も集めているのかもしれませんが、調査方法についても今後検討すべきだと思います。このサンプル数であったり、この調査方法についての結果としてのアンケートの成果の偏りというものはないんですか。

【福田政策企画課企画監】まず、サンプルですが、対象者につきましては無作為抽出ということで、一定間隔で抽出をするということで人口構成に比例した形で対象者が選定されてきて、結果として若い世代の回答者が少なくなっております。こういった調査では仕方ないところがあるものと考えております。

若い人のサンプルが非常に少なかったわけですが、今回の計画の策定に当たりましては、若者の意見を施策に反映させるということで、高校生や大学生との意見交換も積極的に

いまして、アンケートではわからないような若者の考え方も幅広く把握できたものと考えております。そういうことで、若者の意見については捕捉をしたいと思っております。

【前田委員】企画監、仕方ないと言われたらそれで終わってしまうんですけども、やっぱり今のような形で郵送による自記入式調査という、この調査だけに限らず、郵送で返す方というのは年齢の高い方に偏ってくると思うんですね。それを補う意味で高校生、大学生と意見交換をしたということですが、単発の期間の一定の回数の中で、本当にくみ取れるのかということ考えた時に、少しニーズの調査というのが足りてないというか、不十分だと思っているので、今後、そのことも次に活かしてほしいと思っております。

私が一番大丈夫なのかなと思っているのは、よく総合計画を立てた時に、21市町と連携してということも、当然総合計画ですから、それに沿って進捗の目標とか、KPIの数値目標も立てる、KPIの数値目標は、結局は県単独で数値を上げるということよりも、市町が取り組んでいって、その集計としてKPIの目標達成になってくるということ考えた時に、もう少し作り込みの過程の中において、市町からの意見のくみ上げとか、認識の共有、もっと言えば市町は市町で、当然市町ごとに総合計画を立てていますよね。その市町の総合計画は県の総合計画の5年のスパンと一致するものではありませんから、当然ずれが生じる中で、本当に県の総合計画が市町の方に連携して反映されるのかということについて、もう少し作成の段階でもっと密に協議をし、やっていかないと、毎回こういう流れでやっている、なかなか本当に市町と連携がとれているのかということについて、

その5年後について、十分な成果、よりよい成果を出すためにはこの段階が大事だと思うんですけども、そういうことに対しては何か意識を持っているとか、今般はそこも考えながらこういう取組をしたということがあれば、ご答弁をしていただきたいと思いますし、このことは私の要望なので、この質問で終わらせていただきたいと思います。答弁をお願いします。

【陣野政策企画課長】 前田委員お話のように、県の総合計画ではございますけれども、それを実現するためには当然市町との連携というのは重要だと考えております。

そうした中で、総合計画の中では県全体の計画も併せまして地域別計画というのをつくっております。その策定に当たりましては、各振興局と市町が計画策定の段階から協議しながら進めてきたという実績がございます。

また、私どもも市町との連携は何よりも必要ということで、今回、策定の過程の中でも昨年から市町と意見交換をしまして、この総合計画につきましては、今年の3月に作り出した総合戦略とも施策を一致させるということで、その総合戦略の策定に当たりまして意見交換したところでございますが、委員からご指摘がありましたように、今後の総合計画並びに総合戦略の策定に当たりまして、策定の最初の段階から十分市町と協議しながら進めていくという視点を持って今後も取り組んでいきたいと考えております。

【山口(経)委員長】 換気のため、しばらく休憩いたします。

11時15分から再開いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時14分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開します。

ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】 私も、今回素案が出ております総合計画について質問をしたいと思います。

基本戦略の中にSDGsの推進とか、ニューノーマルを見据えてのSociety 5.0とか、横文字のキーワードがたくさん出ておりますけれども、特に、このSociety 5.0については、9月1日にプラットフォームが立ち上がったということで、これからどういうことをしていくのかということ恐らく議論していきたく思います。

そこでお尋ねですけれども、Society 5.0があるということは、遡れば恐らく4.0、3.0もあるんでしょう。ただ、時代の流れというか、スピードがものすごく速くなったと思うんですね、1.0の時代と2.0と3.0からすれば。もうついこの間4.0と言っていたのが5.0ということで、そういうスピード感の中で、長崎県としてこのSociety 5.0を、例えばどのくらいで推進していくのかとか、あるいはSociety 5.0で、特にこういうコロナ禍の時代とか、あるいは長崎県の人口が減っているとか、そういう状況下にあって、Society 5.0でどんな県の未来像が描かれるのか、あるいは、我々県民の生活にどう変化があるのかというのを、ざっくりお尋ねしたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】 私から、大久保委員のご質問に回答させていただきたいと思います。

まず、今回、委員からご指摘がありましたとおり、Society 5.0といったことにつきましては、県の施策として非常に重要な取組だと考えていまして、今回の次期総合計画の中にも、政策横断プロジェクトとか、全ての項目の中で

それらの取組をお示しをさせていただいている状況でございます。

また、今、国の方でもデジタル化のスピードが非常に加速しておりますので、そこにつきましてもデジタル庁の設置等々の議論もございますので、そのあたり国の動き等々もしっかりと注視をしながら取組を進めていきたいと考えているところでございます。

また、先般、9月1日に「ながさき Society 5.0推進プラットフォーム」を立ち上げまして、こちらの方には産学官ということで、様々な分野の委員の方々にもご参画をいただいております。この中で情報基盤の整備ですとか、いろんな条件不利地におきます県民の充実した生活ですとか、新産業の創出、新サービスの創出等々もやっていきたいと思っておりますし、最後には行政の中でのデジタル化といったところもしっかりと取組を進めていきたいと考えております。

【大久保委員】先日の一般質問でも、やはりこのコロナ禍にあって行政手続等の煩雑さ、スピードというのを市民、県民の皆さんが非常に指摘をされましたので、そういう意味では、例えば行政のデジタル化が進むということによって非常に効率がよくなる、あるいは、住民サービスがよくなるということが想像できると思いませんね。

それから、Society 5.0を実現するために、その情報基盤の整備ということで、やはりここのお題目の中には、第5世代移動通信システム、いわゆる「5Gの基地局設置など」ということが書いてあります。恐らくこれは必須なのかなと思いますが、例えば5Gの環境を整備するために、今後、長崎県でどのような需要というか、何か生まれてくるのか、そういったと

ころも予測で構いませんけれども、教えていただければと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今、ご指摘がございました5Gについての設置の方向性ですけれども、まずもって5Gを整備するに当たりまして、そのベースとなります光ファイバーが必要になってきております。

平成30年度末の県内におきます光ファイバーの利用可能世帯率と申しますのが91.8%ということで、全国で47位、最下位ということになっておりました。しかしながら、今回、令和2年度の2次補正で、総務省におきまして光ファイバーの整備の予算が措置をされましたので、県内の未整備地区を有する各市町としっかりと連携をしながら、令和3年度末あたりまでには、ある程度、一部離島を除きまして光ファイバーの整備を進めていきたいと考えております。

そういう基盤をベースとしまして、今ご指摘のありました5Gの設置ですけれども、5Gにつきましても、現在、情報通信業者の皆様方が全国に設置を進められているところでありますけれども、県内におきましても、まずはその5Gを使ったサービスですとか、産業ですとか、そういったところをしっかりとニーズを掘り起こしまして、通信事業者の方々にも設置について働きかけをやっていきたいと考えております。

【大久保委員】高速の大量な情報網を使うという整備というのは、今回の補正予算にも国のGIGAスクール構想ということで、子どもたちにパソコンを1台ということで、その通信環境を整えば、これは県内のそれぞれの地域においても、その地域による格差を是正するような取組にもなってくるかなと思いますので、ぜひ進めていただきたいと思います。

では、その5Gで今後、まだ先のことかもし

れませんけれども、何か5Gをするために、聞くところによると全国を幾つかのメッシュに分けて基地局を整備していくということであれば、長崎県でどれくらいそういうのができるのか。それに伴ってどういう需要というか、コロナ禍で落ち込んだ長崎県の経済をちょっと喚起するような需要があるのか、その5Gの整備によってですね。そこらあたり、ちょっと触れていただきたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】5Gの設置につきましては、まずは総務省の方から各通信事業者の方々に周波数の割り当てをされて、2年以内に各都道府県にまずはサービスを提供することと。さらに5年以内には、全国で、今ご指摘がありました10キロ四方のメッシュで約4,500あるんですけれども、その50%以上に5Gを設置することということで示されております。

長崎県内でいきますと、約120程度のメッシュになるのかなと思うんですけれども、そこにつきましてどのようなニーズがあるのかというご指摘なんですけれども、まずは離島の方で考えていきますと、遠隔治療ですとか、5Gの特性としまして、超低遅延ですとか、超高速といったことがございますので、医療の問題ですとか、今委員からご指摘がありましたGIGAスクール、教育のところでの遠隔授業等々でのニーズというのが、まずは出てくるのかなと考えております。

【大久保委員】全国の中で、県内で言うと大体120メッシュぐらいということ想定されておりますね。もちろん、その120メッシュを整備するための需要というのは出てくるでしょうが、今まさに言われた子どもたちの教育の分野であるとか、あるいは医療の分野で、ぜひ大いにこのテクノロジーを活用していただく、そのため

には、やっぱりこの流れに乗り遅れないように、あるところは強めに、特に離島地域の遠隔医療がこれで実現するとあらば、まさにこれは強く強く推し進めていただきたいと思っております。

それから、また同じようにお題目の中に、これまた横文字でMaasという新たなモビリティサービスの導入ということで書いてあります。最近、ちょこちょこのMaasというのも目にするようになりましたが、これが具体的に県内においてどういった事業につながっていくのか、これも含めてお示しいただきたいと思いません。

【陣野政策企画課長】Maasにつきましては、本県におきましては、特に背景といたしまして、IRの整備や新幹線の開業という形で新たな人の流れが期待されておりますので、そういったところから新幹線の駅やIRを起点としまして、訪れた観光客の皆さんをいかにスムーズに県内に周遊させるかという視点が重要と考えております。

そうしたものの一つのツールといたしまして、Maas、新たなモビリティサービスの導入を図っていききたいということで、今年度から事業を展開しております。

具体的に申し上げますと、Maasの導入に関する協議会を7月末に設置いたしました。バス、鉄道、航路の関係者の交通事業者、または観光事業者、さらに県内の自治体の皆様にもご参画いただきまして、まず、協議会を立ち上げております。

そうした中で、今年度中に、本県においてこういったMaasの導入の方向性や手法というのを、方針をつくりたいと思っております。現在、協議会を進めているところでございます。今年度中に、その指針、方針を策定いたしまし

て、具体的には来年度以降、交通事業者の皆様
に実証事業等を展開していただきまして、最終
的には令和5年に実走という形を目指して、現
在事業を取り組んでいるところでございます。

【大久保委員】スケジュール感でいうと、まだ
ちょっと先みたいですので、しっかり進めてい
ただきたいと思います。

今の課長の説明では、非常に前向きな、長崎
のこれから、新幹線とか大きな交通インフラの
整備に伴って県内を周遊したり、観光といった
面での活用ということでありましたけれども、
先日の、これまた私も一般質問で取り上げまし
たが、特に地域の公共交通、バス路線なんかも
非常に地元の市町の負担が大きくなっていると。
だからといってバス路線を廃止するわけにもい
かないということですね。やはり交通弱者、高
齢者等そういう人たちにとって、とって代わり
得るM a a Sというシステムが、今までのやり
方から変わって、地元の負担をなるべく軽くし
ながら、効率をよくして、そして交通弱者の方
の対策にもなっていくということが想定をされ
ているのか、お示しいただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】先ほども申し上げまし
たけれども、M a a Sを本県でどういった形で導
入するのか、その方向性などを検討するという
ことを申し上げましたが、その前提といたしま
して、今現在、国内外でどういったM a a Sの
事業が展開されているのかという情報も収集し
ているところでございます。

そういう中には、先ほど観光型M a a Sと申
し上げましたけれども、地域の公共交通をいか
に守るかという視点も事例としてはございま
すので、そういった事例も収集しながら、先ほど
申し上げましたが、県内の自治体の皆様にもこ
の協議会に参画いただいておりますので、そう

いった様々なM a a Sの事例も紹介しながら、
どういった展開をそれぞれの地域で導入した方
がいいのかということも含めて、協議会の中
でまずは議論していきたいと考えております。

【大久保委員】ありがとうございました。長崎
県の近未来ということでご説明をいただきました
けれども、国内の情報収集も非常に大事であ
りますけれども、ぜひ長崎県の特徴として、今
言ったことはS o c i e t y 5.0を長崎県の
大きな柱として、県民の皆さんにS o c i e t y
5.0で県民の皆さんの生活がこういうふうによ
くなりますよということ、強く強く強調して
施策を推進していただきたいと思います。終わ
ります。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】I R関係についてお尋ねしたいと
思います。一部小林委員の意見と重なる件もあ
りますけれども、ご了承いただきたいと思いま
す。

一つは、事業者の意見についてという新しい
資料が提出されました。これらに向けて、国は
今度10月から海外からの入国を一部規制しな
がら1,000名程度、ビジネスとか、留学生を含め
て認めるということになりますから、こういっ
たことで出入国関係の緩和がされてなるのかな
ということをおっしゃっているんですけども、この
公募について速やかに開始してほしいというこ
ろが11%しかないということについて、一部
意見があった中で、早急にしないと撤退する状
況もあるんじゃないかという声も聞かれている
という話もありました。

お尋ねしたいのは、今回、各事業者が提案す
るR F Pについて、大体一事業者どのくらいの
予算規模が必要になると思うのか。それなりの
投資を彼らもしてくると思うんですよ。やっぱ

りきちっとした展開も図って、その中から1者を県が選んでやるわけですから、相当な競争力もあると思いますけれども、事業者も覚悟を決めてくるんでしょうけれども、今回の長崎IRを含めた、ハウステンボスを含めた、なったことについて、計画素案を含めて、県としてはどのくらいの予算を使って検討されるのかということについて理解されているのかどうか、お尋ねしたいと思います。

【小宮IR推進課長】今、麻生委員からのお尋ねは、県がどの程度の予算をかけて事業者を選定するのかという（「事業者がです」と呼ぶ者あり）、失礼しました。

IR事業者等にヒアリングを行いましたところ、大阪、和歌山は既にRFPの手続きを開始しているところではありますけれども、聞くところによりますと、各事業者、数億円の予算をかけてRFPに臨むということをお聞きしていますので、今、麻生委員がお話になりましたように、事業者は相当な覚悟をもって判断をされて、それぞれのRFPに臨んでこられるという認識をいたしております。

【麻生委員】一部、相当企画をつくっているところもありました。昨年1月、2月の福岡でのセミナーについては、立派なプロモーションもあったし、イベントもありました。それは向こうの実態があるわけですから、相当な覚悟でされているなど。しかし、その中で私たちもやっぱり長崎らしい状況でどう取り組んでいくのか。

一方、ハウステンボスは、今210億円だったか、土地がありますけれども、一方ではハウステンボス自体も、親会社のHISも一部赤字になってきているという状況もありますし、今、基本的なことで、ハウステンボスのあのいびつな土地の中でやるということが進められていま

すけれども、そういう中で地方的な状況を選ぼうとされている中で、基本的見直しは考えていないのかどうか。世界のマーケット状況を見て、今言っているのは、片一方ではカジノ事業者も今回のコロナで大変厳しい状況に陥っていると。しかし、地方型のIRをやろうとした時に、企業として、あのいびつな31ヘクタールの中で、本当に魅力的な構想が描けていけるのかどうか。根本的な課題もあるかもしれませんが、そういう戦略的な状況の中で、本当に和歌山だとか、地方型のIRを目指しているところ、また、これが延びてきた場合、愛知や北海道が出てくる可能性があるとも言われておりますけれども、そこに対する対応だとか、今回、このRFPが延びた状況の中でどう展開されるのか。半年、1年ということになると、大きな可能性が、長崎以外のところがまた出てくるわけですね。その時に、長崎県としての戦略がどのような構築をされるのか。これは一つの例でありますけれども、もっと魅力的なものを提案されて臨むのか、根本的なことが変わるから一括できませんけれども、やっぱりそういうこともコロナの状況が一変して変わってきたと。コロナ以前で検討されたこと自体が、本当にその延長でいいのかどうか。また、マーケットとして、本当に世界の状況でカジノ事業が再構築できるかどうか、その点が1点あります。

あと1点は、中国の動向ですけれども、中国はこの前から国内の回遊性を高めて、シンガポールとか、要するに、このところ台湾だとか、韓国には行かせない状況、マカオだけ認めるといような状況が出ておりましたけれども、こういう世界的なカジノにおける状況が変わってきたということについて、今まで積み上げてきた計画素案が根本的に変わってくるんじゃない

かと思っておりますけれども、その点について、県の担当としてどのようにお考えになるのかお尋ねしたいと思います。

【吉田企画部政策監】 まず、1点目のご質問でございますが、コロナの影響で例えばMICE施設等、規模等含めて、今の31ヘクタールの中で大丈夫かというご質問でございますが、実はこのMICE施設、国際会議場と展示場につきましては、政省令、政令で示されておりますので、これが変更にならない限りは、2ヘクタールもしくは12ヘクタール以上の展示場、また、国際会議場については、展示場が12ヘクタールの場合は2,000人、そして2ヘクタールの場合は1万2,000人の国際会議場をつくらないといけないというのは政令事項でございますので、これは都市型・地方型IRにかかわらず、整備する必要がございます。ですから、この施設については、各事業者様との意見交換の中で、この31ヘクタールの中でどういう配置をするのか、どういう具合な内容にするのか、そういったことを詰めておりますので、それは大きく変わることはないと考えてございます。

それから、中国等々の世界情勢は、コロナの影響等もございまして、現実が変わってきておるわけでございますが、これにつきましては、国が今後、今の状況下においては日本で最速のIR施設のオープンは、当初2020年代の半ば、2025～26年頃、大阪万博前後を想定されておりましたが、最近では、国土交通大臣も2020年代の後半と言われておりますので、そのできた時の状況に備えた施設整備に必要がございます。その時には、今軽々には申せませんけれども、このコロナの影響も少しは落ち着いておりますでしょうし、また、ワクチンが開発されれば、これはもう怖くないということになるかもしれ

ませんので、そういったところを見極めながら進めているところでございます。

【麻生委員】 わかりました。ご回答いただいた状況の中で、本当にワクチンとか、コロナに対しての対策がとれる。航空機関係についても、2年から3年先だという話をされておりましたので、その点はいいかなと思っています。

最後に、来年に向けて延びた状況の中で、今、相当情報収集をされるということも言われておりましたけれども、やっぱり都市型ではなく、地方型のIRを目指す中では、今のところ一番競合的なのは和歌山じゃないかなと思っておりますので、ぜひ和歌山も、この前、新聞では、改めてモデル探検のところもつくられて、具体的にアピールされている状況も載っておりました。早急にそこに対する取組をもっと研究されて、長崎としての独自の、事業者に対して提案をもっと持ってこさせて、それにまざるような状況をつくっていかないと厳しいんじゃないかと。もちろん、大阪、横浜というそのあたりになるかもしれませんが、国はあくまでも都市型、地方型というので言っておりますので、そのターゲットについて、現状の情報収集と今後の取組戦略についてお考えがあったらお尋ねしたいと思います。

【小宮IR推進課長】 麻生委員ご指摘のとおり、この政府スケジュールが延びたことを、我々はデメリットとして捉えるのではなくて、事業者との意見交換の時間ができたと、すぐれた事業計画を提案していただいて、区域整備計画をしっかりと作り込む、その時間を獲得するというデメリットをメリットに変えるような発想で、しっかりと情報収集をし、他地域の状況もございまして、まずは私どもがしっかりとした事業者を選定し、区域整備計画を作成すると

いうところに重きを置いて、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】企業はいっぱい予算をかけているわけですから、そのためにどうするか言うてくるについて徹底してほしいと思います。よろしくをお願いします。

総合計画について2点ほどお尋ねしたいんですけども、実は総合計画の県民所得の状況であります。概要版の16ページ、総合計画でありますから、前年対比の伸び率を出さなくてはいけないんじゃないかということはわかるんですけども、ただ、指摘したいのは、環境が大分変わってきていると。長崎の基幹産業も厳しくなってきていて変わってきておりますよと。水産業においては、温暖化でなかなか魚がとれないんですよ。そういう中で、あくまでも積み上げで各部署から上がってきたと思うんですよ。こういう計画を5年間でやりましょうという話をしているけど、本当にできるのかなと。

農業においては、基盤整備がずっと上がってきているんですよ。そういった中での戦略がありますから、もっとここについては現状認識と、コロナ前とコロナ後の状況をぜひつかんでもらって、対策と目標ですから、前年対比、上に上がることがまさにいいことだと書いてあるみたいだけれど、実際人口減少で就労人口も減るわけですよ。そういったことも加味されて、この新計画の素案、要するに県民所得の向上についても展開を図られているかどうかについてのお尋ねをしたいと思います。

【陣野政策企画課長】県民所得向上対策につきましては、これまでの総合計画を踏襲いたしまして、引き続き取り組むという形で、製造業、サービス業、農業、水産業という形で今回も目

標を掲げさせていただいております。

数字の設定につきましては、委員からお話がありましたように、これまでの10年間の、例えば農業でありますと生産農業所得の伸び率を見ながら設定させていただいておりますけれども、もちろん委員からお話がありましたように、産業構造の中で、人口減少であったり、また水産業につきましても、養殖業がこれまでの10年間好調でございましたけれども、一定マグロの養殖というのが頭打ちになってきているということも踏まえまして、各部局でもそういったこれまでの状況、現状も踏まえて設定をさせていただいております。

また、コロナの影響につきましても、今後どういった影響が出るかわかりませんが、そうした中を踏まえて、現状、人口減少や産業の今の状況を踏まえた形で設定させていただいておりますし、こういった目標を掲げながら、企画監からも先ほどご説明させていただきましたけれども、コロナを乗り越えて目標達成に向けて取り組むということで掲げさせていただいているところでございます。一定現状の、単純に率を掛けただけではなくて、今の産業のそれぞれの状況も踏まえた形での設定ということで考えております。

【麻生委員】製造業においては、やっぱり基幹産業の造船だとか、重工業が長崎市内でもそうですけれども、変わってきているということは、この前話をしたところだったんですけども、では、新たな産業に移管するような取組、労働分配率じゃなくて、新しい流れにどう取り組んでいくかということについては産業労働部がやると思いますけれども、そういったものを加味しながら、しっかりと総合的に支えていく、医療だとか、子育てとか、そういった分野で進ん

で働きたいなという状況をしっかりとつくっていただくことによって、そういう新たな産業構造をうたわれることができるかなと思っているところでもありますので、ぜひお願いしたいと思っています。

ただ、水産業についても、この前、地元でもありますけれども、ブリの養殖なんか結構頭打ちで、事業をやめる人たちも出てくるという話も出ていましたので、海面養殖業を含めて新たな展開もあるのかなと思っていますので、ぜひこういったことはしっかり見ていただきながら図っていただきたいと思っています。

最後に、今回の総合計画の中で、同じ新しい取組でSDGsの話が出てまいりました。もちろんコロナ後の対策だという話ですが、今回、改めてSDGsによって、私たちも改めて自然環境エネルギーとか、そういったところで変わってきている。これほど災害が連続して起きてくる中で、まさに東芝のESGの状況で変わってきていると思いますので、SDGsを含めた産業構造と地域の取組をどう進めていくかのということについてはしっかりと検証してもらって、17項目ありますけれども、やれることはそんなに多くはないと思っているんですよ。ぜひそういった中で、この前も長崎の基幹産業でありますパワープラント、石炭火力なんか、もう世界から新しいファイナンスは入ってこないという状況になってきましたから、それに代わるようなものをいかにつくっていくのか、そういったことについてもぜひ見ていただきながら展開を図っていただきたいと思っておりますけれども、これは産業労働部の分野だからあれですけど、そういったSDGsの取組について、どうお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

【陣野政策企画課長】SDGsにつきましては、

国連の持続可能な開発目標という形で、17の分野で目標が設定されているところであり、こういった分野の目標につきましては、県においても目指すところが一致しているということから、今回、総合計画の中でもSDGsという視点を持って、それを施策推進することで県におきましても、様々な分野で発展を目指していこうと。それがひいてはSDGs、国連の持続開発目標にもつながっていくものということで設定させていただいております。

そして、17分野につきましては、県もそれぞれ各分野で施策を推進しておりますが、しっかりその視点と申しますか、考えを取り入れてやっていくという中では、産業分野につきましても、先ほど産業分野のお話ございましたけれども、新たな成長分野の産業を育成しようということで、航空機関連とか、AI・IT・ロボット、さらには海洋エネルギーという3分野を成長分野と位置づけて、新たな基幹産業の創出を目指して取り組んでいくということもございますし、環境問題で申しますと、やはり低炭素、そういった環境問題にもしっかり取り組むということで、施策の柱にも位置づけてやっていこうと思っています。

そうした中では、委員からお話がありましたように、こうしたSDGsの視点をしっかり、今回、総合計画にもこういった形でSDGsの視点を盛り込むということで施策の柱を書いておりますけれども、それぞれ今後、総合計画に基づきまして、各分野の個別計画というものも策定してまいりますので、そうした中でもこのSDGsの視点をしっかり今後盛り込むよう、私ども企画部の方からも再度各部局に指示しながら、積極的に取り組んでいきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口(初)委員】総合計画の関係でお尋ねします。

スケジュールと体制についてもお示しいただいているところですが、今、9月議会です。そういうことでこの計画素案が示されているという状況です。11月には計画案を出す。

そういう中で、今既に計画素案について検討されていると思うんですが、この体制を見ますと、県内の部分は記載のとおりでよくわかるわけですが、外部の検討体制、有識者の関係で総合計画懇話会というものが設立をされて、それぞれもう部会は3回ほど開催されているというようになっていますが、いま少しこのところを、具体的な動きを含めて、体制含めてご説明をいただけませんか。

【福田政策企画課企画監】まず、次期総合計画懇話会の構成ですけれども、委員として様々な分野から30名の方にご就任をいただいております。

それぞれ専門的な知見をお持ちの方ということで、農林や商工団体、あるいは金融、労働、報道、あるいはシンクタンク、それから大学教授でありますとか、また、離島にイターンをして地域活性化に取り組んでいる方などを委員にご就任をいただいております。それから、公募委員につきましては、6名入っていただいております。

懇話会の組織としまして、より専門的にご議論いただくということで、人・暮らしづくり部会、それから産業づくり部会、地域づくり部会の3つの部会を設けまして、分野ごとに具体的な検討を行っていただいております。

これまでの開催状況ですけれども、本年2月に第1回目の懇話会を開催しまして、広く今後

の方向性ですとか、そういうことについてご意見を伺ったところでございます。

その後、5月に第2回目の部会を予定していたわけですが、新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念される時期でしたので、書面によりまして意見照会を行ったところでございます。

それから、3回目につきましては、7月下旬から8月上旬にかけて、今回、素案をお示ししておりますけれども、その素案のたたき台についてご議論をいただいたという状況でございます。

【山口(初)委員】わかりました。そういうことで、これが実のあるものになっていくというふうに判断しますが、これと併せて2040年問題研究会というものが記載されています。このことについても総合計画との兼ね合いが当然あるわけですが、概略ご説明いただけますか。

【陣野政策企画課長】2040年問題研究会につきましては、昨年度、令和元年度に設置いたしまして、国では2040年ぐらいに高齢者がピークを迎えるということでございますが、本県は全国よりも速いスピードで高齢化が進んでおりますので、国でも2040年問題研究会等立ち上げておりますけれども、国の結果を待たずに、特に国よりも速いスピードで進んでいる本県においては、独自に研究会を立ち上げまして、昨年実施いたしまして、研究会の報告書もいただいたところでございます。

そうした報告書をもとに、研究会の方からも2040年問題に対してどういった施策の方向性が今後考えられるのかというところを、方向性も提言もいただいておりますので、それをもとに総合計画の素案の中で、様々な展開、生産年齢人口が減少する中でどういった課題があるのかとか、今回、そういったものの概要につつま

しては、素案の概要の中で2040年問題に対する対応というページを記載させていただいております。概要の5ページでございます。2040年問題の対応例という形で、研究会の方から提言がございました地域におけるインフラ、公共交通、介護の確保、生産年齢人口の減少に伴う労働力不足対策、3番は新技術の進化と活用と産業の振興、4番は人口減少に対応する自治体のサービスのあり方と、こういった方向性について今後検討する必要があるという提言をいただきましたので、それをもとに総合計画の素案の中で、この概要の5ページに記載のような施策を展開したという関係でございます。

【山口(初)委員】 この総合計画素案の1ページにキャッチフレーズの募集、県民の皆さんがともに長崎をよりよくしようという思いを抱いていただけるようなキャッチフレーズを今後検討するとなっています。これは、県民の皆さんに知らしめるためには極めて大事な部分だと思っておりますが、今どういう取組になっていますか。

【福田政策企画課企画監】 このキャッチフレーズにつきましては、総合計画を実現するために行政だけではできない課題が多くございますので、県民の皆さんに主体的に関わりを持っていただきたいということで、力を合わせて長崎の未来をつくっていきましょうというふうなキャッチフレーズを設けて、県民の皆さんに呼びかけをしていきたいと考えております。

今の検討状況ですけれども、これまで高校生や大学生からもアイデアをいただいております。また、次期総合計画懇話会の委員からもご意見を伺ったところでございます。そういったご意見も参考に、今後、庁内でキャッチフレーズの案を決定したいと思っております。

【山口(初)委員】 そうしますと、まだ具体的に

募集をかけているという状況ではないんですか。

【福田政策企画課企画監】 キャッチフレーズについては、公募はいたしておりません。

【山口(初)委員】 県民の皆さんが本当に納得していただける、一緒にやろうというキャッチフレーズをつくっていただきたいと思います。

そういうことで、地域別説明会の関係ですけれども、一応今回の総合計画では、7地域の総合計画がかなり密につくっていただいていると思うんです。実際の説明会は9地域でやるということに計画はなされているんですけれども、これはどういうことか、ちょっと細かい話で申しわけないんですが、地域は大事なことなので、お伺いします。

【陣野政策企画課長】 委員からお話がありましたように、まだこちらの行程表、9地域と書いておりますけれども、今後の予定ということでございますので、今お話がありましたように、地域別計画とどういった形ですり合わせていくかということもでございますけれども、ここは予定ということで、今後、いずれにいたしましても、県下くまなく説明できるような形と考えおりますので、そういった形でご理解いただければと思います。

【山口(初)委員】 わかりました。そういうことで、これだけのエネルギーをかけてこの総合計画というのはでき上がっていくわけなんですけれども、やはり長崎県の総合計画として、より多くの県民に知ってもらおうというか、参加意識を持ってもらうということは大事なことだと思いますので、実のある計画にしてほしいと思います。

そうして、県民の皆さんに知らせるための、今の若い人たちはキャッチフレーズとか、そういうことの方が先行しますので、中身を理解させる前に、そのことをきちっと県民に広く知ら

しめていけるように頑張っていたきたいと思
います。当然我々県議会議員も、しかるべく頑
張らなければならないと思いますけれども、よ
ろしくお願いしておきます。

【山口(経)委員長】午前中の審査はこれにてと
どめ、しばらく休憩します。

午後は、1時30分から委員会を再開します。

午前 11時55分 休憩

午後 1時30分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

それでは、ほかに質問はありませんか。

【吉村委員】次期総合計画案でやりとりもした
んですが、総合計画を動かすのに総合戦略があ
るのかなと考えているんですが、そういう中で
細々な中身はここでは避けておきますけれども、
この中でいつも引っかかるのが、計画を推進し
ていくのに政策横断プロジェクト、これはプロ
ジェクトですが、これが書いてあるのが164ペ
ージです。この表紙に政策横断プロジェクトと
書いていないんです。そのくらいだろうと思
うのよ。やっぱりこれを推進していくのに、政
策横断と言いながら、この横ぐしをさしてい
くという係は統轄監がそういう役割にあったよ
うな気がするんだけど、なかなかそれが出
てこないように見えるわけですよ。そこら辺の考
え方をお尋ねしたいと思います。

【福田政策企画課企画監】政策横断プロジェク
トにつきましては、委員からご指摘がございま
したように、特に部局間の連携ですとか、施策
と施策の連携が必要なものを県民の皆さんに見
えるように横断的に示したものでございます。

このプロジェクトの中で、人材確保・定着プロ
ジェクトがございまして、こちらの方は現在統轄
監のプロジェクトとも関わりがある

というようなものでございます。

【吉村委員】このプロジェクトの中身を聞いて
いるんじゃないかと、そもそも表題を印刷し忘れ
ているのか、つけてないのかわからんけど、そ
のくらいの感覚じゃなからうかと思うわけです。

去年も小林委員が決算総括が何かでも質問さ
れていた。その「統轄監」と鳴り物入りでつく
って、各部局を政策横断的につなげるために統
轄監をつくったんだと言うけど、なかなか統轄
監の動きが見えてこない。そして、政策的にど
こをどう横断してつないでいるのかというもの
も見えてこないわけです。そこら辺を見える化し
てほしいというのが私の希望なんです。

例えば、一つ例を挙げて言うと、工業団地造
成、これで活性化を図っていく。でも、工業団
地造成を何か所造成というので目標設定して、
達成率何%ですとか出す。それで本当にいいの
かと思うわけです。

そうじゃなくて、例えば小佐々の工業団地を
例にとると、あそこも現道を拡幅して行ってあ
の団地につなぐ。あの現道は生活道路なんです
ね。だから、現道拡幅するにも限界がある。そ
うすると、やっぱり産業道路をばんと工業団地
につなぐとか、そうしたら、工業団地の造成は
ここの部局がやるんです、道路は土木でやるん
ですよと、そういうのが出てくるわけです。そ
こをつなぐのが統轄監なんだろうと思うだけ
ど、1年で代わりましたとか、そういうのが出
てくるのを見ていると、そこら辺がうまく機能
していけるのかなという心配が出てくるわけ
です。だから、そこら辺を心配にならないよう
な説明をしてくれればありがたいと思うだけ
ども、いかがですか。

【陣野政策企画課長】委員からお話がありま
したように、今回の素案の中で政策横断プロジェ

クトということで164ページ以降に分野横断的なプロジェクトを掲載させていただいております。その前のページに政策横断プロジェクトというものが書いてないじゃないかというのは、ここは私どものミスだと思っております。

ただ、重要視していないという意味ではございませんで、これまでも取り組んでおりますけれども、特にこういった、今回は新たに人材確保プロジェクトであったり、健康寿命のプロジェクトといった新たな横断的なプロジェクトということで掲げさせていただいております。こちらは総合計画の素案の中で個別にやっている政策を、さらにここで横断プロジェクトということでパッケージ化して見せることで、県民の皆様にも、県はこういった重要視した施策を推進しているんだということをお見せして、県といたしましても、横断的に進めていくということでこういった横断プロジェクトというのを記載させていただいております。

統轄監につきましては、現在、人口減少対策というところを特に重要視しまして、それぞれプロジェクトチームを組んで施策を展開しようとしているところでございます。こちらにつきましては、今現在検討しておりますけれども、次年度に向けてこういった取組をしていくのかということを検討させていただいておりますので、例えば今度の11月議会の時に重点戦略というものを新たに、次年度の特に重点的に推進する施策ということで総合計画、総合戦略を特に進めるために、次の年度でこういった予算で重点的に取り組むかということをお示ししようと思っておりますが、その中で統轄監が特に横断的にプロジェクトとして進めるテーマとかをお示ししながら、県議会の皆様にもこういったところに力を入れていくのかということをお示し

しながら進めていこうと思っておりますので、そういった形で改めてお示ししたいと思っております。

【吉村委員】最後にしますが、その重点プロジェクトとか、重点政策とか、こうなるんですけども、そういうのもどういうことになるのか期待はしておきますけれども、この中で今言ったように、特に総合戦略、このあたりが具体化していくわけですね。その時に統轄監という名前じゃなくても、その統轄監が間に入ってどれとどれとどれを結ぶか、例えばこの事業に関しては3つの部局が重なっていくと。そういう時にそこがつながっていった効果を出すんですよというところをきちっと整理してほしいんです。その時のつなぎ役になるのが統轄監だろうと思うわけです。だから、そういうことをはっきりとわかるように説明を今度聞きたいと思えます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【小林委員】先ほど、IRについて質問をいたしました。少し気になることもありますので。

一つ候補地の場所の選定について、要するに評価が非常に高いものだとは思っているんです。ハウステンボスというのは、そこに31ヘクタールを、当時のハウステンボスの澤田社長が決断をさせていただいて、それが今回のIRの場所になっているわけです。非常に風光明媚でもあるし、また、いろいろリゾートの観点から考えてみましても、最高の場所だと思っているわけですよ。

いろいろと大阪だ、横浜だとか、和歌山だとか、そんなようなこともあるかもしれませんが、31ヘクタールをハウステンボスで確保できているということは素晴らしいことでもあるし、その辺は我々も自信を持ってこの会場は最高の

ものであると。だからこそ、いわゆる事業者が参画をしたいというような形の中で、先ほど午前中の答弁では、3プラス幾らかの事業者が応募してくるのではなからうかと、そういう期待が持たれると、こう言っているわけです。

お尋ねしますけれども、我々の31ヘクタールのハウステンボスは、いわゆるIRを展開する最高の場所であると、こういう位置づけでしっかり闘えていると思っただけなんですけれども、その辺のところについては懸念が何かあるんですか、その辺のところをお尋ねしたいと思います。

【小宮IR推進課長】今、小林委員からご指摘がありましたとおり、当時のハウステンボス澤田社長のご英断により、ハウステンボスエリアからこの31ヘクタールという一団の土地をIR候補地として今確保しているわけですが、IR事業者と意見交換をする中で、例えば道路ですとか、上下水道、そういった生活インフラが既に整備済みであること、それから、静穏な大村湾に面していることからマリレジャーの展開が期待できると、そういった高い評価を得ているところでございまして、他の地域は色々ございますけれども、政府が日本型IRの見本としておりますシンガポールの例なども参考に、シンガポールにございますリゾート・ワールド・セントーサも同規模になりますので、私どもハウステンボスという日本を代表するテーマパークが隣接しておりますので、ハウステンボスとの調和、融合等もIR事業者の創意工夫によって実現可能かと思っておりますので、必ずその上限3か所とされる区域認定を勝ち取るために最大限の努力をしまいたいと考えております。

【小林委員】いわゆる敷地の広さについては、例えば横浜だとか、大阪だとか、和歌山があり

ます。和歌山は、聞けば20ヘクタールぐらいじゃないかと、こう言っているわけですよ。我々の長崎の方は、ハウステンボスで31ヘクタールあるわけです。先ほどから指摘をしているように非常に風光明媚なところですよ。それから、今言うように、いろんな整備ができていくということで、どこにも負けないと、こう思っているわけです。そういうことでありますから、我々自体も、もっとハウステンボスをIRの候補地として最高の場所だと、こういうことをしっかりと訴えていかなければいかんと思っております。

これから、事業者の応募の時期が6か月あるいは1年ずれていくというような状況でもございますけれども、非常に私は正念場を迎えると思っております。大体上限3か所という中において、やっぱり地方創生の柱として、北海道が手を挙げない限り、もう断念したということでございますので、九州・長崎IRというのは、私は非常に脚光を浴びると思うんです。

冒頭言ったように、そういう事業応募者が3プラス幾つか出てくるかもしれないと。そうすると、非常にハウステンボスは期待をされているんだという一つの現実の証になるわけです。

ですから、我々県議会議員とか、県のIRを誘致する姿勢としては、この場所は最高なんだということを強調していかなければいかんと思っております。

ある時、私は人と会った時に、ハウステンボスのあそこの会場はちょっとごちゃごちゃしているんじゃないかと、あるいは、ちょっとせましくて、いびつな状況ではなからうかとか、そんなようなことを聞かされたことがあって、直ちに私は大きい声で訂正をしましたよ。「あんた、いびつという意味は知っているのか」と。「いびつなんということを簡単に言うな」と。

いびつというのをさっき広辞苑で調べてきた。物の形がゆがんでいると。冗談のごと、いびつというのは、ものの形がゆがんでいるということ。それから、もう一つの解釈は、物事の状態が正常じゃないと、こういうわけです。そういうようなことをいびつと言うと。

そういうところを考えていくと、やっぱり我々は、このハウステンボスで闘うんだと、そういう姿勢をしっかりと出して、これ以上の最適地はないぞというぐらいなきちとした姿勢を貫いていくべきだと思うし、十分3か所として闘えると思います。そのようなことを要望として、また、我々議会側も、ハウステンボスのアピールを、I Rの場所として最適地だという格好の中で姿勢を貫いていかなくちゃいかんと、このように思いますので、一言申し上げておきたいと思います。

次期総合計画についてお尋ねをします。

先ほど、総合計画の現状の状況についてご説明がありましたが、なかなかうまくいってないと、令和元年度でというような話がありましたね。100項目で大体53%ぐらいしかできてないと。前年と比べて、マイナス6ポイントぐらい落ちていると、こういう話がありましたね。この要因は何か。コロナの影響じゃないかというような話もございました。私は、今回の総合計画の作成に当たって、このコロナウイルスをどこまで捉えているのかと、こういうことが非常に気になってしょうがないわけです。

そこで、まず、そういう目標達成の状況で、達成できてない、コロナ影響でこうなんだというところなどは、もう時間がないから詳しくは要らんから、項目だけぱぱっと、どんなところがコロナの影響を受けて事業達成をおぼつかなくしているか、お尋ねします。

【陣野政策企画課長】委員からお話がありましたように、令和元年度の総合計画の現計画の数値目標の達成状況のところで、達成が100項目、53%ということで、前年度より6ポイントほど落ちております。その中で特にコロナの影響があったものとしては、企画監から午前中ご説明しました長崎空港の利用者数、ながさきファミリープログラムの数のほかに、日中韓の3か国交流事業、また、ひとり親家庭等の自立促進センターによる就職者数、こちらは特に3月期に就職者が多いということで、3月にそういった求人とか相談が少なくなったという影響、さらにはねんりんピックの参加者数ということで、こちら3月に事業を展開しようとしたものがコロナでできなかったという、こういった項目がございます。

【小林委員】要するに、コロナウイルスの影響が県内くまなく出てきていると。特に、経済とか、あるいは雇用とか、観光とか、もう挙げればきりがなくいろいろな分野で実はコロナウイルスの影響が、今こうしてボディブローみたいに、徐々に出てきているわけですよ。

そういう現状の中で、いわゆるこれから5年間の次期総合計画を策定する中において、数値目標を素案の中に入れていただいたわけです。数値目標というのは、当然5年後についてはきちんと達成していただかなければいかんわけです。しかし、その数値目標を皆さん方で考えた拳句、どのくらいまでというところを立てるために、コロナウイルスの様々な影響をどこまで勘案してそこに盛り込まれているのかと、このところがとても大事なところですよ。

だから、もし、数値目標にコロナウイルスの感染状況を全く何も考えてない、通常のあり方の数値目標であるならば、これはひょっとした

ら、この数値目標は絵に描いた餅かもしれない。果たして達成できるかと言えどできないかもしれないと、こんなような危惧をするわけです。コロナウイルスの影響のもとにおける数値目標、ここのところの目標設定について、どういう考え方の中で数値目標を打ち出しているのか、この点についてご答弁願いたいと思います。

【陣野政策企画課長】総合計画の数値目標につきましては、庁内でもこれまで様々な議論を重ねてまいりました。そうした中では、まず基本的には、これまでは3月にも策定しました総合戦略と重複するものについては基本的に整合性をとっていこうという考えのもとで進めてまいりました。

そうした中で、委員からご指摘ございましたように、新型コロナウイルスの感染症拡大という形で様々な影響が出てきているところであり、改めて数値目標の設定をどうするのかという形を庁内でも議論を重ねてまいったところがございます。

そうした中で、県といたしましては、総合計画の目標につきましては、委員からお話がありましたように5年間の目標ということで、5年後に向けてどういった施策を展開するかというものでございますので、県といたしましては、計画に掲げる施策を推進することで、5年後にはコロナの影響も乗り越えて掲げる目標達成を目指していくということを考え方の基本としております。

確かに、新型コロナウイルスの影響につきましては、ワクチンの開発もまだめどが立っていない中で、1～2年、さらにはもう少し長期化するということも考えられますけれども、現時点においてどこまで影響が続くかというところが

なかなかわからない。明確な根拠も持ち合わせていないところがございます。

そうした中では、今の段階でコロナの影響というのを盛り込むというよりは、数値目標を掲げながら施策を展開することで乗り越えていくことを目指していこうと考えております。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、新型コロナウイルスの影響というのも十分考えなければなりませんので、影響が明確に出てきた段階で数値目標を修正する必要があるれば、その時に見直すという姿勢で臨みたいと考えております。

【小林委員】だから、様々な分野にコロナウイルスの影響がかなり広がっていると。そのところをきちんと踏まえたいうえで、いわゆる数値目標というものをきちんと位置づけていかないと、先ほども言ったように、失礼な言葉けれども、絵に描いた餅になったらいかんと、こういうことを申し上げておるわけですよ。でも、そういう状況だから、なかなか正直言ってしまう方は簡単だけれども、指摘する側は簡単だけれども、あなた方作成する側としては、なかなかその辺のところは難しいと。そういうところだから、今回は、ある程度弾力的にやらざるを得ないのではないかと。勝手に数値目標をコロナの影響でこうですよとか言って、途中でいとも簡単に変えるようなことがあってはならない。だから、今、あなたが答弁したように、ちゃんとした根拠の中で数値目標を考えて今回掲げているんだと。しかし、新型コロナウイルスがどこまで続くかわからんと。こういう状況でもあるわけだから、その辺のところはしっかり考えてもらわなきゃいかんと思います。

そこで、例えば、いわゆる数値目標の設定根拠とかいうことで37ページに、地域づくり推進

課の方で移住を進めてもらっている。この移住というのは、あなた方の努力と頑張りをお願いして相当数の結果を出していると思うんです。今、大体どうなっていますか。今回の5年間、最後の年だけれども、どこまでいけそうですか。目標に対してどの辺までオーバーしていますか。

【陣野政策企画課長】本県への移住者数の実績につきましては、令和元年度までの実績が出ております。移住者につきましては、平成28年から令和2年度までの5年間で2,648人の移住者数ということで、5年間の累計でございますけれども、令和元年度までの実績で3,836人ということで、既に大きくオーバーしているところでございます。令和元年度単年度で申し上げますと、660人の目標に対して1,479人ということで、単年度でも大きく伸びておりますが、累計でも既に総合計画の5年間の目標を令和元年度の時点で上回っているという状況でございます。

【小林委員】 そうすると、今、これだけ相当上回っているということ、これはもう新聞報道でもよく聞いているし、また常日頃から関心を持つ者として、県の取組については、今申し上げられたような数値をよくよく拝見しているところで、本当に重ねてよく頑張ってくださいということでお礼を申し上げたいと、こう思っているわけです。

では、コロナウイルスの影響で、今まで様々な経済とか、雇用とか、いろんな分野に負の影響、マイナスの影響が出ていますと、こういうことを指摘して、それに対してそういう数値目標はきちんとコロナの影響も考えているのかと、こんなようなことを先ほどから言っているわけです。

しかし、事この移住については、マイナスどころか、地方にとってはプラスだというような

見方があるわけですね。いわゆる地方創生という、東京一極集中をいかにして打破するかと。地方に企業とか、あるいは人を呼び込むということの地方創生、なかなか言うは易く現実は難しい。もう一極集中どころか、一極集中がやまないわけでしょう。もっと増えているわけでしょう。1都3県の状況は、もうご覧のとおりであります。

ところが、今回のコロナウイルスは、いわゆる東京都とか、都会から地方に移住しようと、移ってこようと。住むならやっぱり地方だというような一つの流れができつつあるし、そういう状況からしていけば、これからは行政側の知恵比べではないかと。もう条件は全部並んだと。だから、地方は、これからしっかりと、長崎県は長崎県らしく、やっぱり五島が転出・転入のこれをきちんと上回ったような状況の中で一つの結果が出た。長崎県だって、今こうして出している。そういう点から考えていけば、今、3,200名ぐらいをずっと、令和3年2,000名、令和4年2,400名、令和6年3,200名、令和7年3,200名、トータルこういう状況下において、数値目標として幾らの移住者を最終目標にされているんですか。

【陣野政策企画課長】移住者の目標につきましては、次期総合計画、令和3年から令和7年まで、委員からお話がありました設定根拠の37ページに記載しておりますけれども、これを合計いたしますと、5年間で1万3,300人という形になります。

【小林委員】 1万3,300人という数字は、いわゆる私が今指摘をしたように、コロナウイルスはまさに地方にとって、悪い言い方だけれども、コロナウイルスはご免こうむるけれども、地方にとっては移住という点からして追い風である

と、こういう受け止め方ができるのではないかと。そうすれば、ここに出ているような数字は、これからやり方次第においては、5年間でトータル1万3,300人を目標にすると。これはやり方によって、今何度も言うように知恵を出し合っ、もう地方に住むことがこれから十分できるんだと。リモートワークとか、テレワークとか、そういうデジタルの時代になってきたと。これを今経験しているわけだよ。だから、長崎でも立派に仕事ができるわけだ。どんな地方でも立派に仕事ができるという条件が今できたわけだよ。

だから、あとはどうやって人を呼び込むかということ、本気になってあなた方に考えていただかなければいけないし、また、議会としてもいろいろとお話をしながら、いろいろと提案しながらアピールしていかなくちゃいかんと思うわけです。その辺の取組は、きわめて大事だと思うんです。

ですから、全部が全部マイナスだけではないと。そういうプラス要因を、この移住という形の中で、長崎県全体として、特に長崎県だけがその気になっても、失礼だけれども、市町も同じレベルで頑張っていたかなければいけないと思っているんです。やっぱりそれぞれ21の市町が、自分たちの身近な問題としてこの移住に、ピンチをチャンスに変えるというこの言葉どおりのことをやっていたかなければいけないと、こう思っていますが、その辺のところについて、何か具体的にこれから市町を巻き込んでやるような用意は考えておられるかどうか、今のような方程式でいくなれば、1万3,300人は、もっと実は移住を呼び込むことが可能かもしれないと思うけれども、その点についてはどうですか。

【陣野政策企画課長】委員からお話がありまし

たように、新型コロナウイルス感染症の影響で、当然いろんなマイナスの影響もございましたけれども、一方でお話がございましたように働き方、人の意識の変わり方ということで、都市部から地方への回帰の意識ということもあります。また、働き方ということでリモートワーク、ワーケーションといった動きも出てまいりますので、県におきましても総合計画の中にそういったリモートワークの導入とか、ワーケーションを進めるといった項目も今回の総合計画の素案に盛り込ませていただいております。

また、それは令和3年度からの取組でございますけれども、委員からお話がありましたように、今からでも当然取り組むべき内容と思っております。スクラムミーティングにおきましてもこういった新型コロナウイルス感染症拡大を契機として、こういったリモートワーク、ワーケーションを進めることで、移住をより加速しようという話も私どもの方から市町の皆様にもさせていただいておりますし、予算といたしましても、リモートワークを進めるために、本県の魅力を発信するプロモーションの展開であったり、またリモートワークを進めるには、当然環境整備、Wi-Fi等やIT技術を活用できる環境整備も必要になりますので、そういった県内の受け入れ環境整備を市町と一体となって取り組む予算も既に補正予算で計上させていただいております。

そうした中で、県・市町一体となって取り組みながら、もともと総合計画の中では次の5年間で1万3,300人という高い目標を掲げておりますけれども、市町と一体となって取り組むことでこういった目標を達成するように、強力な施策を推進していきたいと考えております。

【小林委員】もう時間ですから最後にお尋ねし

ておきたいと思いますが、要するに今までの話では、今回の数値目標は例年と違うんだと。新型コロナウイルスの影響というのがなかなかはかり知れないと、これはもう本当に前代未聞の非常事態ですよ。こういう状況下の中で、数値目標を従来どおり淡々と積み上げていくというわけにはいかんだろうと。そういうことから、やはり今、数値目標は一応掲げたけれども、新型コロナウイルスの影響を見ながら柔軟に修正することも実は考えておかなければいけないということを今明らかにされたわけです。

途中でこういう見直しをするなんていうことを、まだ今から始まらんとする、以前からそんなようなことを考えること自体はご法度だけれども、しかし、あなた方の数値目標に新型コロナウイルスの影響がいつまで続くかということと、どれくらい影響がこれから重なってくるかということについては、今のところ計算する手段がないわけです。ですから、そういうことで、これからやっぱり状況を見ながら柔軟に構えていくと、そういうことです。

ただ、一つ申し上げたいことは、いろいろと達成できなかった理由を、単なる新型コロナウイルスの影響でとかいうことで、そのせいにするようなことがあっては断じてならないということ、この辺のことについてはきちんと申し上げておきたい思います。容易に下方修正などをするようなことがあってはならないと。

それと同時に、やっぱりこれを途中から修正する可能性があるとするならば、これは長崎県の向こう5年間の県としての姿勢ですから、途中で数字が変わる、数値目標が変わるということについては、その考え方があるということ、そんな状況の中に今追い込まれているということ、これはきちんと総合計画の中に盛り込んで、

後のつけ足しじゃなくして、今からきちんとその文章は書くべきである。どこを見てもそんなことは現時点の素案の中には書かれてない。だから、そういうこともきちんと今回盛り込んでおくべき、書いておくべきだと思うけれども、最後にこの点についてはいかがですか、部長。

【柿本企画部長】今回の総合計画の数値目標に関しては、今色々ご議論いただいたように、これまでとは少し違う特殊な状況の中での策定になったということで、我々も、先ほど課長が申し上げましたように、庁内で議論を繰り返してきたところであります。

そして、その上で状況が見通せないということもありはしますけれども、今回、目標として、5年後にはこの状況乗り越えながら、5年後の目標をしっかりと達成していくということで目標を掲げようとしているわけでございますので、これについては目標として掲げた以上はしっかりと達成していくという覚悟をしっかりと持って取り組んでいくということ、安易にこれを修正するようなことを前提とはしておりませんけれども、ただ、ご指摘がありましたように、この目標の考え方、設定の考え方というのは、やはり県民の皆様にもよく理解しておいていただく必要があると考えておりますので、この計画の中でそういった説明をするように検討したいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村副委員長】先ほど大久保委員から Society 5.0について少しご質問がありました。私もその関連でお尋ねをしたいと思います。

Society 5.0というと、正直に何のことがよくわからないという声をよくいただくんです。その前提となるブロードバンドの普及等々については、先ほど答弁があったとおりでいい

のかなと。今からこういう社会を目指すんだということだろうと思いますけれども、5.0ですから、1、2、3、4があって、狩猟社会、農耕社会、工業化社会、情報化社会で、5.0が「社会」ということですね。そこにキーワードとしてI TだとかI C Tだとか、ビッグデータだとか、A Iだとかという単語がどんどん出てきますけれども、具体的に県民の皆さんに対して、端的にS o c i e t y 5.0というのはこういう社会を目指しているんだというような、一番いいのは四文字熟語ぐらいで、漢字で何々社会、情報化社会の次は何々化社会とか、そういった考えがあればご教示をいただきたいと思います。

【小川次世代情報化推進室長】今、ご指摘いただきましたS o c i e t y 5.0といったところは、なかなかわかりにくいというお話がございまして、県としてもS o c i e t y 5.0を進めていくに当たりまして、県民の皆様ですとか、県内の企業の皆様にしかりとご理解いただいたうえで全てのお取組をしていただきたいということで、今回、補正予算の方にもセミナー等々も計上させていただいているところでございます。

ただ、副委員長から、わかりやすく何とか社会ということでのお話をいただいたんですけれども、なかなか四文字というのは厳しいかなと思うんです。私のイメージとしましては、今まではいろんな情報をこちらの方から取りに行ったということもあるんですけれども、今後は、地域課題を解決していくに当たりましてのI C Tの活用ということがございますので、県民の皆様方が意識せずに、いろんなところでI C T、I T等々の利益を享受できる社会といったところがS o c i e t y 5.0かなと考えております。

【北村副委員長】もうちょっと簡略に、ただ、「じゃ、おまえ説明しろ」と言われても、私もなかなかいいキーワードが浮かんでこないというのが実情かなと思います。県民の皆さんに対して、こういう社会を目指しているんですよという広報というのも、何かよくわけのわからんことをしているという声を聞きますので、若い世代はもちろんですけれども、やはり高齢の世代の方々にはなかなかなじみがない目標かなと思いますので、その辺をしっかりと説明できるようにしていただければと思います。

そのS o c i e t y 5.0の中で、またこれもよくわからんと言われるのが、モビリティ・アズ・ア・サービス（M a a S）ですね。いわゆる幾つもの交通機関をシームレスに一つのアプリケーションなどで決済ができるという移動のサービスだろうと思いますけれども、このM a a Sについて、先ほど午前中の答弁では協議会を立ち上げたという話がありました。その協議会の中に、私はいわゆるプラットフォーマーというか、地盤はフィンランドのW h i m等々に代表されるグローバルマース社であるとか、国内ではトヨタ、ソフトバンク、小田急なんかもやられているんですけれども、そういった実績があるような事業者の方々に入っていただく必要があるかなと思っています。というのは、やはり県民のためのサービスですから、ドコモのiモードに代表されるように、例えば県内だけのガラパゴス化したシステムでは、私はあまりよくないなと思っています。

M a a Sも旅行系M a a Sと交通系M a a Sというようなジャンルがあると聞いておりますが、旅行系M a a Sだったらありかなとは思っているんですけれども、その辺についての協議会のメンバーというか、こういった方向で、旅

行系なのか交通系なのか、そういったところのお話が今できる部分があれば、ご答弁をお願いします。

【陣野政策企画課長】協議会につきましては、午前中の大久保委員からのご質問でもお答えしましたように、7月末に立ち上げまして、メンバーといたしましては県内の有識者、学識者並びにバス、鉄道、航路、タクシー、レンタカー、観光事業者と行政という形で立ち上げておりますけれども、委員からお話がありましたように、今後、こういった形で県内にMaaSをするのか、当然目的も観光型であったり、過疎型であったりとか、いろいろありますが、やはりシステムの開発という形につながってまいりますので、そういった意味では国内で先行されている自治体の事例とかの中で、開発に携わっている業者の話聞くということも当然考えていきたいと思っています。

そういった中では、協議会が進む中で、そういった必要性があれば、メンバーといいますが、お話を聞くという場面を設けながら進めていきたいと考えております。

今の段階では、まずは国内の事例を収集しながら、こういった形になっているのかというところの事例収集をしながら、次回はそういったところで長崎県がこういった形ですのかというのを協議することとしております。

いずれにいたしましても、協議の進捗に応じて委員からお話がありましたように、事業者の皆様の話も聞くという場面も設けていきたいと思っています。

【北村副委員長】わかりました。最後に、これも要望になってしまいますけれども、ぜひこれは交通事業者のためのものではなくて、交通弱者のためのもの、県民のためのものですから、

地域の交通事業者をしっかりと保護して育てていくという観点も必要だけれども、やはり国内全域をカバーできるような、県民の皆さんが便利だから使おうと思っていただけるようなシステムをつくらなければいけないと思うんですね。そのためには、先ほどの事業者もそうですけれども、やはりスマートフォンの活用というのが目に見えてまいります。そこで、皆さんもやられているかなとは思いますが、どこかに行こうという時にグーグルマップを使ったり、ヤフーの検索エンジンを使ったり、サファリを使ったりされるとは思いますが、そういった検索エンジンの国内の支社もあることですし、そういったところからしっかり知見を、その協議会に入っただけかどうかわかりませんが、そういった県民の視点に立った、使いやすいサービスの実現をお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般に関する質問を行うことといたします。

しばらく休憩します。

午後 2時11分 休憩

午後 2時11分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。質問はありませんか。

【麻生委員】議案外で質問通告を出していただいたので、その観点から質問します。

一部、先ほど小林委員が言われておりましたコロナ対策関係でダブりますけれども、今回、人口減少についてどうだという話を聞いているんですよ。今回、婚姻が少なくなったりとか、逆に巣ごもりで離婚が増えたりとか、いろいろ

あって、県内の出生率だとか、今後の状況についてどのように、途中でですから傾向しかつかめなと思うんですけども、婚姻と申しますか、結婚式場なんか、今、とにかく延期、延期で延びてきているという状況が一方であります。片一方では、心理的にはロミオとジュリエット効果と言われて、障害が高ければ高いほど恋愛は燃えるという話もありますので、こういったことについてどのようにつかまれてあって、そしてそういう状況をいかに次の施策に活かされようと考えているのか、この点についてお尋ねしたいと思います。

【陣野政策企画課長】麻生委員から通告を受けてまして、コロナを受けて婚姻数、離婚数、出生数というのがどうなっているのかというところをデータとして申し上げますと、婚姻数につきましては、直近のデータが令和2年6月までしか国の人口動態統計がないんですけれども、令和2年の1月から6月までの累計で申し上げますと、婚姻数が県内では前年に比べてマイナス14.6%、離婚数はマイナス9.4%、出生数がマイナス5.4%ということで、それぞれ前年に比べて減少しているという傾向でございます。

婚姻数につきましては、実は昨年、令和婚というのがございまして、5月に令和に時代が移って、急激に令和元年の5月、婚姻数が大幅に増えたという状況もございまして。そういった中で、5月時点の2年前とも比較しますと、令和2年5月が329件、令和元年は867件、ただ、その前の年の平成30年5月は461件ということで、令和元年がちょっと異常値でございますけれども、5月時点で申し上げますと、平成30年5月が461件に対して、令和2年5月が329件という形で少し減っていると。

こちらをどう分析するのか、実は離婚も5月

が例年より減少しているということで、一つは新型コロナの影響もあって外に出ないということもありまして、そういう手続が少し遅れている、出さなかったということも考えられますが、いずれにしましても、まだコロナによって結婚が増えているのか、減っているのか、データだけ見ると、実は婚姻、離婚、出生ともに減少している。出生につきましては、コロナの影響は次年度以降になるかと思いますが、そうした形で、新型コロナウイルスの影響がどうなってくるのかというのは、今後の推移を見ないとわかりませんが、私どもとしてはそういったところもしっかり注視しながら展開していきたいと思っております。

いずれにいたしましても、結婚というのは非常に重要な施策だと思っておりますので、総合計画の素案の中でも、官民一体となって結婚、出産、子育て、そういった機運を醸成する展開であったり、婚活のシステムを充実するという施策を盛り込んでいるところでございます。

【麻生委員】今回、4月以降来年の3月31日までの出生数を8,900名ということで補正予算を組まれていましたね。通常、大体1万2,000名ぐらゐの状況があるのに落ちているのかなということを実感したものですから、国は結婚補助金ということで60万円という新たな政策を打ち出しておりますので、こういったものも有効に活用していただいて、しっかり婚姻、またそういう環境をつくってあげて、コロナ対策でちょっと落ち込んでいるところについて、もちろん事業者側もそうでしょうし、皆さんのマインド、しっかりと結婚しないと子育てにもつながりませんので、ぜひしっかりと連携しながら取組を後押ししていただきたいということを要望しておきたいと思っております。よろしくお願ひします。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】通告していただきましたので、過去に複数回、佐賀県との施策や事業の連携が大事じゃないかということで質疑していて、その重要性というものは答弁の中でも認識されていたんですけども、その後、具体的な新幹線のことがありながらも、いろんな分野での連携をもっと強化すべきだと思っているんですが、取組とか進捗状況についてご答弁いただきたいと思います。

【陣野政策企画課長】佐賀県との連携につきましては、委員からもお話がございましたけれども、平成20年8月に連携協定を締結いたしましたし、県境地域の振興であったり、国内外の観光誘致、移住といった項目について連携の施策を展開したところでございます。

また、今後も、九州新幹線西九州ルートの開業やIR誘致といったことも見込まれますので、改めてこういった連携項目については、もちろんさらなる事業の展開とともに、新たな連携も視野に入れながら協議していきたいということで、今年の2月に私も佐賀県にお邪魔いたしましたし、今後、連携をさらに深めるような協議をしていきたいと思いますというお話をさせていただきました。

そうした中では、佐賀県とは今後企画担当課同士で定期的に意見交換を行いながら、様々な連携を模索していこうという形で合意がとれておりますので、今回、ちょっとコロナで少し進捗が遅れておりますけれども、来月にも改めて協議をしたいと思っておりますので、そういった形で連携をさらに深めていくような協議をしながら、1つでも2つでも連携する事業をつくっていきたくて考えております。

【前田委員】平成20年に連携協定を結んで、

もうかれこれ随分と日がたつわけで、そうした中で、これら取り組む中で継承というものも必要だと思いますし、例えば、私たちが党の中で佐賀県と意見交換を政調レベルでする中で、向こうの県に行って私たちがIRのことを説明しました。すると、やっぱり向こうの佐賀県議会の方は、IRについてはほとんどというか、内容をよく知らないんですね。それを説明する中で、そうすることによって当然佐賀にも経済的な恩恵とか、影響がありますよという話をすると、じゃ、そこはもっと連携できるよねというような話も出てきていますから、IRもこれから国に対して働きかける中で、ぜひ佐賀も巻き込んだ形で、西九州という形で展開をした方がいいと思いますし、これから、九州の中でも各自治体が生き残りをかける中で、一つひとつの県単位というよりも、もう西九州地域として、佐賀県と大いに連携をやっていく、それは県レベルだけではなくて、市町レベルでも連携の必要性を感じていますので、やっぱりそこは県の所管がきちんと、今、意見交換という形で言いましたけれども、もう少し組織立ってやって、進捗を加速してくれることを要望しておきたいと思いますが、もし答弁があったらおっしゃってください。

【陣野政策企画課長】佐賀県とは、今後も引き続き、意見交換と申し上げましたけれども、委員からお話がありましたように、今後の長崎県の施策とか、そういったこともしっかり説明しながら、そうした中で佐賀県の考えていらっしゃることもよくお聞きして、そうした中で連携できる事業というのを検討してまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、企画部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 2時20分 休憩

午後 2時20分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、企画部関係の審査を終了いたします。

次に、地域振興部関係の審査を行います、理事者入れ替えのため、しばらく休憩します。

再開を14時30分といたします。

午後 2時21分 休憩

午後 2時30分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これより、地域振興部関係の審査を行います。

【山口(経)分科会長】まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

地域振興部長より、予算議案の説明を求めます。

【浦地域振興部長】地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料」地域振興部をお開きいただきたいと思います。

今回ご審議をお願いいたしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分であります。

補正予算は、歳出予算で合計1億3,068万円の増を計上いたしております。

これは、貸切バス事業者及び自動車運転代行事業者における感染拡大防止対策を講じながら

事業を継続する取組を支援するための経費であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】次に、交通政策課長より補足説明を求めます。

【小川交通政策課長】新型コロナウイルス感染症に係る交通事業者に対する支援対策についてご説明いたします。

横長の資料をご覧くださいよう願いたします。

貸切バス及び自動車運転代行事業者については、政府のGoToキャンペーンなどの観光施策や経済活性化施策により、一定規模需要が回復するものと見込んでおりましたが、新型コロナウイルスの全国的な感染拡大を受けまして、期待していたような需要の回復となっておらず、現在も厳しい経営状況の中、事業を継続しております。今後も引き続き、感染拡大防止策を講じながら、事業を継続してもらうため、今回、本事業を補正予算案として計上しております。

事業の概要でございますが、各交通事業者における感染拡大防止対策を講じながら事業継続をする取組を支援するもので、貸切バス事業者へは、車両1台当たり20万円とし、対象が約60社、603台分を予定しており、自動車運転代行事業者へは、車両1台当たり3万円とし、対象が約160事業者、336台を予定し、奨励金を交付する計画としており、予算額は1億3,068万円でございます。

以上が事業の概要でございます。

ご審議いただきますよう、よろしく願いたします。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 この交通助成についてお尋ねしたいと思います。

貸切バス20万円ですけれども、前回の交通補助助成ですね、公共交通バスは30万円だったと思います。タクシーに関しては5万円だったと思います。事業形態は若干違うと思いますが、かかる経費は同じような状況でもありませんし、具体的に、前より補助率が平均で下がったのは、算定基準だとか、この違いはどこから算出されたのかお尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】 まず、貸切バスでございますが、一般の生活路線バスと比較いたしますと、貸切バスは需要自体が落ち込んでいる中で、会社全体を休業したりとか、そこで雇用調整助成交付金の交付を受けたりとか、そういう形での対応ができるということもございまして、一定割落としをしているという状況でございます。

基本的には、年間の固定経費相当に対して、そういう助成の状況とかを見ながら、金額の単価の設定をさせていただいているところでございます。

また、自動車運転代行業者については、委員ご指摘のとおり、6月補正予算でタクシー事業者1台当たり5万円という形で整理をさせていただいておりますが、こちらの方につきましても固定経費というのを一定見る中で、自動車運転代行業者についてはその随伴車両というのがほとんど軽自動車ということでございまして、固定経費の負担が比較的タクシー事業者に比べたら低いということも踏まえまして、1台当たり3万円という設定をさせていただいて

いるところでございます。

【麻生委員】 算出基準についてはわかりました。

あと一点お尋ねしたいのは、現在でも交通事業者の状況が改善してない。大半が厳しい状況に置かれているという状況が続いているんですけども、ただ、コロナ前提の状況であるものですから、今日お尋ねしたいのは、この予算とは別に補正予算が、要するに公共交通機関の最初出していただいた13億円ですね、あの状況で2次補正的なものがないのかどうか。ただ、私たちはあくまでも公共交通機関をしっかりと支えていくと。コロナがあっても、何とか活用してもらおうということでもありますので、その点についてのお考えはないのかどうか、その点についてお尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】 委員ご指摘のとおり、交通事業者の状況というのは非常に厳しい状況が続いているということは、私どもも毎月、それぞれの主な事業者の状況を、利用人数だとか、収入の状況だとかをお尋ねしながら把握しているところでございます。

一方で、私どもが今把握をしている各交通事業者へのいろんなところからの支援の状況といいますが、例えば国土交通省の新型コロナ対応の補助金、これが県内の交通事業者へ約4億9,000万円ほど、交付もしくは今後交付される予定というものを聞きしておりますし、また、これまでに雇用調整助成金とか、持続化給付金などで約1億9,000万円の支援が行われているというところ、それと県庁の他課の事業でございますが、観光のステップアップ事業とか、新しい生活様式等々の補助金で約3,100万円ほどの支援が行われていると。それと、県内の市町とか、他県からの補助金等々で約3億5,000万円ほどの交通事業者への支援が行われているとい

うところを今把握してございます。

こういう状況も見ながら、今後、各交通事業者の収支状況も十分に踏まえながら、その対応については検討してまいりたいということで考えております。

【麻生委員】この前、貸切バス事業者の方たちが見えまして話をさせていただく機会がありました。1次で何とか収束するかなと思ったら、追加の2次が出てきて、要は修学旅行関係が来ると思っていたんだけど、9月、10月のキャンセルが多くなってきているんですと。県外に行くところが県内に回るということで、貸切バスの事業がなかなか伸びないということは言われておりました。

ですので、ここでお願いは、こういう補助金もそうでしょうけれども、やっぱり動かしてなんぼだと皆さん言われていましたので、何とか横断的に貸切バスを使っていただくような連携をぜひお願いしたいなと。

タクシー業界では、一部業務としてG o T oキャンペーンも含めて取り組まれて、新しい事業も展開しているところもありますので、ぜひこういう皆さんの補助金はもちろんありがたいんですけれども、何とか横の連携で、そういうふうに使っていただくような、県内事業者を育成して、また支援していくという取組を、ぜひ連携しながらやっていただきたいということを重ねて要望しておきたいと思います。よろしくをお願いします。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】前回の委員会で、いわゆる代行運転者に対する支援の考え方はないかということをお尋ねし、ぜひそういう代行運転者の皆さん方に対しても、現場は今の状況の中で大変苦し

い思いをされていると。そういうことでぜひとも考えていただきたいと、こういう要望を率直に、力強くお願いをしまいたところでございます。

特に、お話もありますけれども、今、普通のタクシー会社的なものが1台5万円、貸切バスが20万円と、こういう展開でございまして、また同時に夜の街というか、いわゆる飲酒の関係業者として、お客様がなかなか、そうやって飲酒関係の飲食店が時間短縮とか、あるいは閉鎖されるような状態、また、休業要請をされている。それに伴って休業補償も30万円ぐらいということの中で、ひとり代行運転の皆さん方が、率直に言って取り残されているような状況の中で、非常に心細い思いをされておったことも事実です。

やっぱりお客様相手でございますから、やはり代行運転といえども、コロナ対策をきちんとした対応をしておかなければお客様が乗らないということで、やはりそこに感染を防ぐためのいろんな対策を講じられているわけですよ。そういうことも含めて、全くそこに支援はノータッチというようなことについては、何か片手落ちみたいな、そんな感じがしておったわけでありませう。

しかし、今、交通政策課長がきちんとご答弁いただいたように、少々コロナもおさまって、ある程度元に戻っていくのではなかろうかと、こういう期待が一時期あったので、6月については遠慮しておったけれどもと、こういう状況の中で、今回、トータルして1億3,000万円、特にこの336台の160事業所と。この県の会長を大村在住の山口という方がされております。それで、この山口会長は、毎年、地元の北村副委員長も松本副議長を含めて、我々3人はいつも大

村警察署において、秋の交通安全週間に先立って、県下の飲酒運転撲滅運動をここ3～4年、ずっと県内を2泊3日ぐらいかけて、リレーでやっているわけですよ。県警察当局もその努力を評価していただいて、いろいろグッズを県の方もやっていただいたり、警察の方からも出していたりして、その活動の展開を評価していただいていた矢先だったわけです。

今回、5万円と3万円の違いはあるとしても、それはそれとして、やっぱり全くノータッチであったものが、こうやって県当局のご判断で、ご高配でこれだけのことができたということ、実は大変感謝をされているわけでありまして、ますます我々は頑張らなければいけないと。だから、コロナ感染症対策と同時に、経済対策として今回の支援は非常にありがたかったと、こういうことをしきりにおっしゃっているところでございます。

非常にタイムリーなご支援をいただいたことを改めてお礼を申し上げ、今後とも、そういう手の届かないところとか、まだまだ対策が行き届いていないところがひょっとしたらあるかもしれないと、そんなようなところもよくよくひとつ見計らっていただきながら、こういう地方創生臨時交付金もあと8億円ぐらいしかないということであるし、これから第3弾とか、そういうものが果たしてどうなってくるかわかりませんが、今後とも、やっぱり県の公共交通事業と同時に、個人でやっておられても、やっぱり地域に根差して、相当な役割を果たされているところについても、よくよく目を通していただきながら、ご支援をいただければ大変ありがたいと、こう思っておりますので、質問というよりも、それを取り上げた一人として感謝を申し上げて、今後ともよろしくお願いしたい

と思っております。このことについて答弁を願います。

【小川交通政策課長】前回の委員会におきましても、委員はじめ、ほかの委員の方からもご指摘をいただきまして、私どもの方も運転代行業者の方々といろいろな現状とか、お客様の形態といったところについてお話を実際にお聞きいたしました。そういうものを踏まえる中で、各事業者の、特に運転代行業者の方がどういう状況にあるのかというものを、私ども把握した上で、今回、ぜひタクシーと同様の取り扱いをして、やはりそこを支援していくべきだということで今回予算を計上させていただいたところでございます。

委員ご指摘のように、今後も各交通事業者の状況をよく把握をしながら、どういう形で県が支援をできるのか、もしくは、県内の各市町とどういう連携をとりながらやれるのかという部分について、十分熟慮をしてみたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】今、大変お褒めの言葉があったので言いにくいんですが、今、課長の話聞きながら、よかったところもあるんですけども、20万円と3万円と、前回の路線バスとタクシーとすると、ちょっとずつ値切っているんですが、その根拠が年間の固定経費ということで、話はおおむねわかるんですけども、例えば新しい生活様式というのは、事務所とかなんかで活用すると。この上の方を見ると、車の中に感染拡大防止策を講じながらということを見ると、やっぱりその価格の設定根拠というのは、もうちょっと工夫されてよかったのかなと思いますので、今後活かしていただきたいと思います。

併せて、ここの金額は少ないけれども、ほかに雇用調整助成金とか、新しい生活様式とかというのがあるからという話なんですけれども、それは一つひとつに全部申請をしないといけないわけですね。新しい生活様式を私も考えた方なんですけれども、7月の初めに申請をして、今ようやくそれが認可というか、出ているんですが、まだ振り込みにはなっていないですね。約2か月ちょっとかかってそういうこと。

それが、それぞれの奨励金の支援事業で手続きをやって、それだけ時間がかかると、もらう方も何となくありがたみが薄れてしまって、特に新しい生活様式なんかは、領収書をつけて申請しないといけないんですね。最初にお金を払って、2か月以上待たされて、なんかもう金がないから申請しているのに、先払いさせられてたまらばいという話になるわけです。

今後、まだ第2、第3、第4と国の事業も出てくるんじゃないかなと、それによって県にそういう交付金もおりてきて、いろんな支援ができる時があるだろうと思うんですけれども、その時に、やっぱり各部局である程度、自分のところはこれ、あちはあちというんじゃないかと、まとめてやれないものかなと思うんですけれども、これはこれで今度の補正ですからあれですけれども、今後に向けてはそういうところも協力して、一本化できるようなところは申請を一本化するというようなことも工夫していただきたいと思うんですが、いかがですか。

【浦地域振興部長】今、今回のコロナ対策を踏まえまして、各部局、横の連携を取りながら取り組むべきだというようなご指摘、ご質問でございますけれども、確かにそれぞれの施策についてはやはり所管の部局があって、それに関係する事業者の方がおられて、それぞれで手続き

を進めていくというのがこれまでのやり方です。今回もそういう形になっているかと思いません。県の中では、コロナ対策の事務局を設けて、適宜全体の会議もやりながら進めてはいるところでございますけれども、やはり事業者の方、利用者の方からすると、委員ご指摘のような不便さ、煩わしさを感じているというお声をお聞きしているのも事実でありますので、今回のことも一つの教訓というか、参考といたしまして、より利便性の高い、使い勝手のいいやり方、進め方というのをしっかり庁内全体でも図っていけるように取り組んでまいりたいと思います。

【吉村委員】今の部長の答弁はありがたかったところですが、国の10万円の給付金も不正受給とか、そういうニュースが出てきて非常に残念なんですけれども、そういうことが出てくると、厳しく審査をせざるを得ないということになりますけれども、そういうこととは違って、こういう地域でこういう事業者ですから、個人とは違うので、そこら辺は所在がしっかりしているということも勘案しながら、なるべく簡便な申請で、早急に交付できるような体制づくりを今後ともしていただきたいということを要望して終わらせていただきます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は原案のとおり可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

地域振興部においては、委員会付託議案がないことから、所管事項等についての説明を受けた後、陳情審査、法定報告、計画案件及び議案外の審査を行うことといたします。

まず、地域振興部長より、所管事項の説明を求めます。

【浦地域振興部長】 地域振興部関係の議案外の所管事項のうち、主なものについてご説明をいたします。

お手元の「総務委員会関係議案説明資料」地域振興部の部分をご覧くださいと思います。

（UIターンの推進等について）

UIターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と一体で取り組んできたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県境をまたぐ移動そのものが制限されるほか、移住相談会の中止など様々な影響が出ており、緊急事態宣言の期間を含む本年度第1四半期の移住実績については、前年度の実績を下回る見込みとなっております。

こうした中、今は移住希望者とのつながりを構築しておく時期と捉え、対面式の移住相談会をオンラインでの開催に切り替え、去る7月11日にオンライン相談会を開催したところ、従来参加が困難だった地域からの参加も可能となっ

たほか、参加者からは、今後もオンライン相談会があれば参加したいなど、好評価をいただいております。

県としてもオンラインの有効性を確認できたことから、10月を「オンライン相談会開催月間」と位置づけ、毎週テーマ別・エリア別で開催する準備を進めており、移住相談会の質的・量的な充実に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により注目されているリモートワーク等については、県ホームページの中で本県の取組等に関する情報発信を始めたほか、民間企業とも意見交換を行いながら、企業ニーズの把握や県内市町とのマッチングなどに努めているところです。現在、市町向けの受入態勢整備に係る補助金の交付決定手続きを進めているところであり、今後、ホームページの充実や都市部企業との関係構築を図りながら、市町と一体となって県内での魅力的なリモートワーク等の受入態勢づくりを進めてまいります。

（「長崎！県市町スクラムミーティング」の開催について）

県市町スクラムミーティングについては、7月20日に今年度2回目となるスクラムミーティングを開催したところであります。

この中では、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の令和7年度誘致について合意形成が図られたほか、令和4年度の新幹線開業に向け、県全体の気運醸成や観光資源の磨き上げ等に取り組むとともに、開業に合わせ実施を予定している「JRデスティネーションキャンペーン」についても、県・市町が協力して進めていくことを確認しました。

その他、次期長崎県総合計画の地域別計画案について市町長の皆様から幅広く意見をいただ

いたところであります。

今後も引き続き、県・市町の施策について情報共有を図り、連携を深めながら各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

（過疎対策について）

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫る中、昨年度から、様々な機会を捉えながら、県過疎地域自立促進協議会とも連携し、国会議員等に対して要望活動を展開してきたところであります。

こうした中、去る8月4日には、県内関係市とともに関係国会議員に対して、「一部過疎」「みなし過疎」の現行制度の堅持や、現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件に係る具体的な提案なども含めて要望活動を行ったところであります。

今後とも、関係市町と一体となり、国等に対する働きかけを積極的に行ってまいります。

続きまして、「総務委員会関係議案説明資料（追加1）」の1ページをご覧いただきたいと思っております。

（九州新幹線西九州ルートについて）

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖～武雄温泉間の整備については、国土交通省が提案した「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続き」に対する佐賀県の同意が得られておらず、県としては、このまま環境影響評価調査に着手できない状況が続くことで、北陸新幹線の財源議論に乗り遅れてしまうのではないかと危惧しているところであります。

当初の説明資料の3ページ、6行目にお戻りいただきたいと思っております。

こうした中、7月31日に、知事が、JR九州の青柳代表取締役社長と並行在来線にかかる協

議を行ったほか、8月26・27日には、本県選出国会議員の皆様や瀬川県議会議長、宮脇県商工会議所連合会会長等とともに、政府・与党に対して、早急な環境影響評価調査への着手や北陸新幹線との一体的な財源確保について強く要望してまいりました。

また、8月4日には、佐賀県地域交流部長と部長同士でお会いし、知事会談の申し入れを行いました。佐賀県側からは、新しい話があればいいが、今までと同じお願いだけなら時間をとる必要はない旨の回答がありました。

県としては、今後、国土交通省と佐賀県との協議の進展に期待するとともに、佐賀県に対して働きかけを行う等、全線フル規格による整備の実現に向け、取り組んでまいります。

一方、令和4年度に開業する武雄温泉～長崎間については、去る8月19日、開業に向けて官民一体の取組をさらに推進するため「長崎県新幹線開業効果拡大推進本部」を立ち上げ、第1回会議を開催したところであります。

会議において、鹿児島ルート開業時に経済界の立場からご尽力された鹿児島経済同友会の津曲代表幹事にご講演をいただいております。また、県内各経済団体及び有識者を含めた意見交換の場においては、「開業は長崎県の強みをアピールする最高のチャンスであり、自ら開業効果をつくっていくべき」との発言等、活発な議論が交わされたところであります。

（追加2）の1ページをお開き願います。

また、開業時期について、去る9月24日、鉄道運輸機構及びJR九州から、令和4年度秋頃となる見通しが公表されたところであります。

当初の説明資料の3ページ、一番下の方にお戻りいただきたいと思っております。

県としては、これから開業までの2年間で非

常に大事な時期と捉えており、開業効果を高めるため、アクションプランを着実に推進し、県内全体に開業効果が波及できるよう官民一体となって取り組んでまいります。

（県庁舎の跡地活用について）

県庁舎の跡地活用について、まず、埋蔵文化財調査については、現在、教育委員会において旧県庁南側付近の詳細な調査が進められ、昨年度の調査で一部を確認した石垣の全体が、高さ約6メートル、幅約60メートルの規模で確認されており、今後、10月末までの予定で町屋の遺構等の状況を確認し、その後、旧県庁西側付近の詳細調査を実施する予定としております。

また、活用策の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、7月末までの予定であった基本構想策定に係る業務委託を9月末まで延長のうえ、専門家等へのヒアリングなどを継続し、さらに検討を深めております。

専門家からは、懇話会などで議論されてきた、この地が持つ交流、創造、発信の拠点としての役割については同様の認識であり、賑わいの創出につながる「広場」や「交流・おもてなしの空間」における情報発信機能に加えて、多様な交流により新たな価値を創造するための支援機能を付加することが考えられる等のご意見をいただいております。今後、県として、整備にかかる理念や盛り込む機能などの考え方を整理してまいります。

さらに、跡地周辺に少しでも賑わいを創出すべく、現在、更地となっている第二別館跡地などを活用した集いの場づくりについても、関係者の皆様と意見交換を進めております。

今後とも、県議会や関係者の皆様に県としての考え方や取組状況をわかりやすくお示しし、ご意見を賜りながら、歴史を活かし、賑わいの

創出につながるような活用策の検討を進めてまいります。

（新たな総合計画の策定について）

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところでありますが、今般、本県の近未来像や県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち地域振興部関係分では、基本戦略1-2「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」において、Uターン促進に向けた相談・支援体制の充実や効果的な情報発信の強化、関係人口の創出・拡大を推進してまいります。

次に、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進や、市町の行財政基盤の強化、地域公共交通の維持・確保に取り組むこととしております。

また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、九州新幹線西九州ルートを整備促進や開業に向けた取組の強化、県庁舎跡地活用の推進、しまや半島の地域活性化を推進してまいります。

さらに、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画は、7つの地域区分において、市町との連携を重視し、各地域の未来が大きく変わる新たな動きについて盛り込むとともに、目指す姿や地域づくりの方向性などをお示ししております。策定に当たっては、今後も市町とも連携しながら進めていくこととしております。

引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度

中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、地域振興部次長より、補足説明を求めます。

【坂野地域振興部次長】九州新幹線西九州ルートについて、ご説明いたします。

「九州新幹線西九州ルートにかかる最近の主な動き」と書かれました資料をご覧ください。

国土交通省と佐賀県の協議につきましては、6月5日に両者の会談において協議が開始され、また、6月16日には国土交通省から佐賀県に対し、「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続き」について提案がなされておりますが、佐賀県は提案のあった当日にお断りされているところでございます。

7月15日には、国土交通省と佐賀県の2回目の協議が行われ、国土交通省は改めて5択アセスの提案を行っております。

資料の6ページをご覧ください。

国土交通省と佐賀県の協議の概要を掲載しております。

国土交通省からは、5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続きの提案の趣旨について説明をしており、5つの整備方式の全てに対応できるよう環境影響評価の手続きを進めるもので、協議の結果、いずれの方式に決まったとしても、迅速にその実現に取りかかることが可能になること、また、アセスの期間、2年から3年という期間を使って、腰を据えて整備方式についてしっかり協議できるもの、さらに、環境影響評価は全額国費で実施するものであり、佐賀県にとってリスクもコストも生じな

いものということで説明をされております。

しかしながら、佐賀県は提案をお断りされておりますが、国土交通省は再考を促し、7月末まで回答を待ちたいとの意向を示されました。

協議後の取材におきまして、国土交通省の幹線鉄道課長は、8月までに環境影響評価について佐賀県の環境部局と協議を開始しないと、令和5年度に着工するのは時間的に難しいこと、また、令和5年度着工であれば、北陸新幹線とセットで財源議論ができること、さらに、これまでの整備新幹線の歴史上、複数線区をセットで財源議論をしてきており、財源探しには相当なエネルギーが必要なこと、また、今年9月の概算要求については、佐賀県の同意がなければ進めないと約束しているため、今後、何ができるか考えたいと話されております。

また、佐賀県の地域交流部長は、「5択アセスについては、6月に知事と協議の上、佐賀県として断っており、今後もその考えは変わらないこと、佐賀県はフル規格、ミニ新幹線には同意しておらず、5択アセスという案は違うのではないか」と考えているといったお話がされております。

資料の2ページをご覧ください。

このように、西九州ルートについて時間軸が示され、重要な局面に差しかかっていることから、長崎県としても西九州ルートの可能性を残すためにも、佐賀県にぜひこの5択アセスの提案を検討いただきたいと考えており、7月28日には、地域振興部長から佐賀県の地域交流部長へ知事同士の会談を申し込んでおりますが、「アセスの話になるのであればお会いできない」という回答があったところです。

また、7月31日には、中村知事がJR九州の青柳社長と会談し、佐賀県は、並行在来線の問

題を大きな課題として認識しているので、対応策を検討いただけないか、提案いただけないか要請いたしました。青柳社長は、これからの協議の中で真摯に議論していくべき課題であると、従来の主張を示すにとどまっております。

そして、7月31日、国土交通省が示した5択アセスへの回答期限であります。佐賀県は再度受け入れられないという回答をなされております。

これによりまして、国土交通省は、「令和5年度の着工が極めて困難になった」との見解を示すとともに、「引き続き今後の協議で理解を求めたい」としております。

このような中、8月4日には、両県の部長同士で会談を行っております。

資料の8ページをご覧ください。

2県の部長同士の会談について概要を記載しております。

長崎県からは、5択アセスについて、「佐賀県はアセスを受けたとしても、何かを選択したことにはならずリスクはないこと」「フル規格の可能性を残してほしい」ということで5択アセスの検討をお願いしましたが、佐賀県は「何も決まっていない中、事業実施が前提のアセスを実施するのはおかしい」としてあります。

また、知事同士の会談について、長崎県からは「昨年と状況も変わっており、前に進むきっかけとして知事同士で話をする時間がほしいこと、新たな提案と言われると佐賀県の具体的な課題がわからない中では難しいこと」をお伝えいたしました。が、「今までと同じ話であれば、知事同士の会談はできない。新しい話があるのであればお聞きする」と言われているところでございます。

さらに、「フル規格を受け入れられない具体

的な理由を教えてください」とお願いをしておりますが、佐賀県からは「フル規格についてはいろいろな問題がある」とされているところでございます。

資料の3ページをご覧ください。

8月4日に赤羽国土交通大臣は、会見におきまして、5択アセスに、佐賀県が同意していないということにつきまして、「趣旨をご理解いただけていないことは大変残念」であること、「九州地域、西日本地域の未来にとってどのような整備の在り方が望ましいか、しっかりと議論を重ねてまいりたい」と発言をされております。

8月20日には、自民党佐賀県議団が今後の方向性を取りまとめました。

西九州ルートについては、「フリーゲージトレイン開発など在来線の利用を模索しつつ、フル規格で整備した場合を想定して議論を進める」とされているところでございます。

資料4ページをご覧ください。

国土交通省から西九州ルートの整備について、8月から環境影響評価を開始しなければ令和5年度の着工が難しくなるという時間軸が示されたことを受けまして、8月26日、27日に、早急な環境影響評価の着手やフル規格の実現についてご理解をいただくとともに、ご助力をいただくため、中央での要望活動を行いました。

資料の10ページをご覧ください。要望活動の概要でございます。

要請につきましては、中村知事に加えまして、県議会の瀬川議長、さらに、県商工会議所連合会の宮脇会長にもご同行いただくとともに、要請書については、沿線市や県内の経済団体も名前を連ねているところでございます。

要望内容につきましては、4項目としておりまして、「令和5年度に新鳥栖～武雄温泉間の

着工ができるよう早急に環境影響評価の調査に着手すること」、「整備財源については北陸新幹線と一体的に議論して確保を図ること」、3番目に「地方負担や並行在来線など想定される課題については地方の地元の意向も踏まえ解決を図ること」、そして、4番目として「フル規格による整備の早期実現を図ること」としております。

11ページをご覧ください。

要望の結果の概要を記載しております。

当時の役職ですが、菅官房長官からは、「西九州ルートは、九州、西日本にとって重要な課題だと思っているので、引き続き、国土交通大臣にしっかり取り組むよう伝える」とのお話をいただき、また、自民党の二階幹事長からは、「地元の方々の話を聞きながら、重要なプロジェクトであるので取り組んでいかなければならない」というお話をいただいております。

また、与党PTの座長でもあります自民党の岸田政調会長からは、「国家プロジェクトとして、与党の立場からも、しっかりこれを応援していきたい」こと、「北陸新幹線は令和5年度に新大阪延伸を着工したいと考えており、西九州ルートについてもこれと合わせてやるのが大事である」というお話をいただき、また、同じく与党PTの副座長でもあります公明党の井上副代表からは、「新幹線はつながってこそ意味があるので、佐賀県の理解が得られるよう、引き続き努力して、協力して進めていきたい」というお話をいただいております。

資料4ページにお戻りください。

9月2日でございます。佐賀県議会の新幹線問題対策等特別委員会におきまして、国土交通省鉄道局次長が参考人として招致され、質疑が行

われました。鉄道局からは、環境影響評価について期間は2年半要するとし、佐賀県への回答期限としていた7月末は過ぎたものの、効率的に準備を進めることで今冬からの調査に対応可能であるが、9月末までに同意の回答が得られなければ、令和5年度の着工は難しくなるという見解を示されております。

そして、9月14日から16日には、佐賀県議会で一般質問が行われ、山口知事は、答弁におきまして、「フリーゲージトレインの導入を断念して現在の状況を招いたのは国の責任であり、フリーゲージトレインを断念したからフル規格で整備するのは筋が違う」こと。また、「佐賀県はフル規格に同意していないので、環境アセスに同意することはあり得ない。」さらに、「佐賀県は、様々な議論を行うことを閉ざしていないので、幅広い協議の場で、いろいろな面から率直に、真摯に向き合って幅広く議論を行っていきたい」という内容の答弁をされているところでございます。

資料の5ページをご覧ください。

9月16日には、佐賀県議会自民党会派が、開会中の定例会で「九州新幹線西九州ルートに係る国との協議に関する決議書」を提出することを表明しました。内容は、報道によりますと、佐賀県の方に対しまして、国土交通省と積極的に協議するよう求めるものとされているところでございます。

また、直近の動きといたしまして、資料に記載はございませんが、9月17日には自民党佐賀県連が山口知事に対しまして、環境影響評価に同意した上で国土交通省としっかり協議するように要請を行っております。

山口知事は、「佐賀県と県民の今と将来をひたすら考え対応していきたい」と述べておりま

す。

また、9月24日には、与党整備新幹線建設推進プロジェクトチームが行われました。

西九州ルートにつきましては、国土交通省と佐賀県の協議をしっかりと進めるよう国土交通省に対して指示があったとのことでした。

また、国土交通省は、「来年度の環境影響評価調査費については、昨年度と同じ取り扱いとし、12月に向けて調整が付き次第計上する」とされており。

さらに、PTの中で、武雄温泉～長崎間の開業時期について、令和4年秋頃と説明の方がされており、同日、鉄道運輸機構とJR九州からもその旨公表がされているところでございます。

県としては、今後、国と佐賀県との協議が精力的に積み重ねられ、議論が進展していくことを期待するとともに、佐賀県への働きかけも含めて対応を検討してまいりたいと考えております。

西九州ルートについての説明は以上でございます。

よろしくご審議賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、県庁舎跡地活用室長より補足説明を求めます。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県庁舎跡地活用に関しまして補足説明をさせていただきます。

お配りしております総務委員会補足説明資料「県庁舎跡地活用に関する検討状況」をご覧ください。

まず、埋蔵文化財調査の関係でございます。

去る5月19日から教育庁学芸文化課におきまして、昨年度の調査に続き、旧県庁南側付近の詳細調査が進められ、長さ約60メートル、高さ約6メートルの石垣や陶磁器などの出土品が確

認されており、引き続き、10月末まで町屋部分などの調査を実施する予定とされております。

これらの調査が終了後、昨年度の調査で江戸時代の瓦などを含む土の層が確認された旧県庁の西側付近の調査を実施する予定とされております。

また、一番下に記載しておりますとおり、現地説明会を9月12日に実施するとともに、調査状況につきましては、随時県のホームページを更新し、情報提供を行わせていただいております。

2ページに図や写真を載せさせていただいております。上段の調査の状況につきましては、上が市役所側、下が出島側となっておりますが、現在、出島側の大きな斜線部分におきまして、石垣や町屋の状況を確認しており、先ほどご説明しました石垣が赤い線のとおり確認をされ、下段にその写真を載せさせていただいております。

当該付近を10月までの予定で調査をし、その後、年明けぐらいまでの予定で左上の斜線部分にございます旧県庁西側の調査を行うこととしたしております。

また、こうした調査と並行いたしまして、両側でございます点々の部分でございますが、現存する石垣につきまして、今後の保存活用の検討に当たり、はらみなどがどうか、10月末までの予定で現状確認を行っております。

引き続き、一連の調査につきまして、適切に対応してまいります。

恐れ入りますが、本日配付させていただいております「県庁舎跡地埋蔵文化財の取扱いに関する外部専門家からの意見聴取の結果について」の資料をご覧ください。

先週23日に、文化財や石垣の専門家を招聘し、

出土した石垣等について意見を伺いました。

専門家からは、奉行所の絵図と石垣のラインが一致をしており、積み直しを繰り返しながら長きにわたって維持されてきた価値ある石垣であり、現存する石垣を含め、全体把握に努めてほしいとの意見を頂戴いたしました。

一方、崩れている部分が一部あり、修復を行えば健全性を保つことはできると考えるが、積み直しの方法などについては留意が必要であるとの助言もいただいたところでございます。

引き続き、専門家のご意見をお伺いしながら、どのような保存や利活用ができるのか、精査をしてまいります。

補足説明資料の3ページにお戻りいただきたいと存じます。

埋蔵文化財調査と併せ活用策について、基本構想の検討作業を進めております。

新型コロナウイルス感染症の影響もあり、昨年9月より実施しているコンサルティング会社への業務委託を今月末まで延長し、専門家等へのヒアリングを継続いたしております。

6月定例会以降も施設運営や企画のノウハウを持つ専門家等から様々な意見や助言をいただいております。これまで懇話会などで議論されてきたように、この地が海外などの交流により、新たなものを創造、発信する場所であったとの認識は同様であり、その役割を受け継ぎ、賑わいを生み出す広場機能や、歴史や観光などの魅力を伝える情報発信機能に加え、多様な交流により新しい価値の創造につながる機能を付加することが考えられるといった意見などをいただいております。

また、長崎特有のテーマを設定する等により、目的を具体化したり、ターゲットを明確にして、必要な機能を精査すべきとの意見やアフターコ

ロナを見据えた対応や、将来を担う若者が集い、チャレンジできるような場の創出、整備後の運営体制や必要な人材の確保など、留意すべき点についても様々な助言を頂戴しております。

4ページをお願いいたします。

こうしたご意見や、今後提出される委託事業者からの報告内容なども踏まえ、県として、整備にかかる理念や盛り込む機能などの考え方について整理を進めてまいります。

また、こうした検討と併せまして、先行的な賑わいづくりとして、地元の皆様などからの県庁舎跡地周辺に早期に賑わいを創出してほしいとの声に少しでもお応えするべく、跡地を囲っております白い壁を使い、この地の歴史や埋蔵文化財調査の状況などを紹介いたしますとともに、現在、更地となっております県庁第二別館跡地の活用についても、具体化に向け検討を進めております。

引き続き、埋蔵文化財調査を実施しながら、並行して基本構想の策定作業を進め、県としての考え方を県議会や関係者の皆様にわかりやすくお示しし、ご意見を頂戴しながら、よりよい活用策となるよう検討を深めてまいります。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山口(経)委員長】以上で説明が終わりましたので、まず、陳情審査を行います。

事前に配付いたしております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は、47、50、51、52、55、56、59、75、78であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

【麻生委員】長崎市から公共交通関係についての要望が上がっております。

一つは超低床式の電車導入について、県はなかなか補助を認められないということがあります。それと併せて、あと一点は、公共交通機関のあり方、これが、先般、長崎バスが乗り継ぎ関係についての展開を図ろうということで、一部計画を進めておられますけれども、こういったことの実施について、県としての対応をお尋ねしたいと思います。

一つは路面電車の補助がなぜ出ないのかということについてお尋ねしたいと思います。

【小川交通政策課長】 まず、第1点目が超低床式の路面電車導入に対する支援ということでございますが、ここについては従来から、私どもとしては各市町村をまたぐような交通体系の部分について支援をするということでやってきております。路面電車は長崎市内のみでの運行という形になっておりますので、長崎市自身もそこに対しては従来から単独で支援をされているということもございまして、そこについては長崎市の方の支援をお願いをしたいということで整理をさせていただいております。

もう一点でございますが、先日、長崎市内の南部地域におきまして、ショットガン方式ということで、交通の拠点をつくり乗り継ぎ方式を導入していくということでの発表が一部の事業者からなされているかと思いますが、これにつきましては長崎市がつくっております総合交通計画の中で、そういう形のものが今後進めていくべき姿として示されていると。それに基づきまして、現在、利用者数が減少しております長崎市の南部地域の方から先に進めていきたいということで、今回、秋以降に進めていく準備をされているということでお話をお聞きしておりまして、今後、私どもも全体的な部分として長崎市の総合計画を含めて、どういう形で段取

りを踏んだ進め方をしていくのかという部分につきまして、長崎市とバス事業者とも意見交換を行うようにしておりますので、そういうものを踏まえながら、県としてできる役割を果たしていきたいと考えております。

【麻生委員】 路面電車については、市町をまたがない、長崎市単独の状況だから長崎市でやってくださいねというご意見でしたけれども、人口の3分の1は長崎市ですよ。路面電車は、一種モータリゼーションを含めた状況的に、今、都市化を含めて公共交通の中で大事な視点になっておりますので、何とかそういった状況で、国は一部やっているわけですよ。長崎市は単独ですけども、何とかそこら辺について、全体のバランスの状況もあるかもしれませんけれども、そういったことについて、再度内部で協議させていただきたい。今回は、両面はなかなか難しいという話でしょうけれども、やっぱりいろんな形でスマートシティを活かしていくのか、人口減少に対して交通機関をもっていくのかという、さっきマース（MaaS）の話も出ていましたけれども、そういったことについて、ぜひ取組をお願いしたいと、要望しておきます。

あと一点、長崎市も総合計画を今やっておりまして、この前ヒアリングもしましたけれども、南部地域、重工を含めて大きく労働状況が変わってきて、相当赤字を出していますという話をされておりました。

そういった中で、やっぱり路線バスが余りにもいびつな状況でこの中心部に集まってくるという状況があるかと思っておりますので、これについても、単独の状況の中でなかなか難しい面もありますけれども、ぜひ県も絡んでもらって、過疎地に対してどう補助メニューを使えるかと

いうことについて、しっかりとサポートしていただきたいと思っておりますので、この点についても回答はあれですけど、要望という形でいいですので、ぜひお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【北村副委員長】75番の大村市の要望書について、何点かお尋ねをさせていただきます。

要望の2で重点要望として、九州新幹線西九州ルートの開業効果を高めるための取組についてということで、これはずっといただいているわけですが、これまででも新幹線開業アクションプランについていろいろと言及があったかと思えますけれども、県の支援をよろしく願いますということなんですが、以前、このアクションプランの具体的な要望の中に、駅舎へのWi-Fiの整備をやっていただきたいという内容があったかと思うんです。それについて、たしか平田副知事から、民間の皆さんと一緒に連携しなから、そういった整備についても支援ができないか検討したいというようなご回答を以前私はいただいたことがあるんですが、これについて、何か今進捗があれば答弁をお願いします。

【峰松新幹線対策課長】今、副委員長からご指摘がございました新幹線開業効果に向けての補助事業の件でございます。

Wi-Fiについてご検討をとということでのお話でございますが、新幹線開業効果を拡大するに向けて市町及び関係団体が今実施されている事業に対して、県と市町と一緒に補助をするというメニューを今つくってありまして、今回、大村市からではございませんが、別の市町からもWi-Fi設備についてもどうなのかというご提案がございまして、実際、Wi-Fiだけを整備することになりますと、目的がそこだけということになりますので、開業効果ということで

は、我々の趣旨とはちょっと違うというお話をさせていただく中で、ただ、開業に向けて受け入れの態勢づくりということで、そういう計画の中でWi-Fiも一緒に併せて整備をさせていただくとか、そういったものについてはこちらの方も検討させていただくということでお話をさせていただいておりますので、一つのWi-Fiだけということではなくて、開業効果を拡大するために受け入れの態勢づくりということでの考えの中では、その一つとしてWi-Fiの部分なども検討させていただきたいと考えております。

【北村副委員長】わかりました。包括的な支援を考えていると、インクルーシブということですね。

先ほどお話もありましたとおり、他市のアクションプランも共通して、そういったWi-Fiの駅舎への整備というのは項目が挙がっていたかと思えますし、Wi-Fiだけでは開業効果がというような、ちょっとよくわからないようなご答弁だったと思えますけれども、これは先ほどのSociety5.0の話ではありませんが、インフラみたいなものでして、これは大前提になるものかなと考えております。ぜひしっかり、それも含めてということで、補助事業のメニューを早期にお示しいただきますようにご要望しておきます。

あと一点ですが、先ほども説明がありました、これは要望の7にあります全線フル規格化について、先ほど縷々経緯の説明がありました。私はインターネットでいろいろ発信をしております、ソーシャルネットワークサービスという中で、フェイスブックやら、インスタやら、ツイッターやら、何でもやっているんですけども、そういったところからもいろいろ、多分佐賀県民の方からかなと思っているんですが、ご

意見もいただいております、「長崎県の考え方はおかしい」と、直接非難を受けたりすることがあります。「フリーゲージトレインがダメだから、フル規格を要望して佐賀県に負担を押し付けるなんて」というご意見をいただいたりするわけです。ただ、私もこれは国策ですので、県側の立場をしっかりと説明をするんですが、そういった中で、この9月25日の佐賀新聞の記事は、いろいろ佐賀県議会の議事録を起こしてこちらいただきますので、内容をご承知かなと思いますけれども、9月25日の佐賀新聞によりますと、「山口知事は、県の広報媒体などを使って、県の立場や考え方を発信する意向を示した」というような答弁があって、これに対して議員が「偏った印象操作にならないようにする必要がある。広報ができれば、議会に見せてほしい。我々もチェックしないとイケない。申しわけないが、執行部をあんまり信用していない」というような論戦がありまして、部長からは、ちょっとこれは私にもわかに信じられないなと思いますが、「議会側と事前の調整はしない。我々の責任でやる」と断ったというような、額面どおりに受け止めればですね、そういった記事が佐賀新聞に掲載をされておりました。

改めて、この長崎県側の、やはり相手があったのことで、少し静観をしようという向きもあったかと思いますが、これまでもやってこられているとは思いますが、

ただ、少しフル規格が長崎と佐賀の未来に資するんだというような広報について、少し強化をする必要があるんじゃないかと思いますが、こういった記事を受けて、その点について何か見解とか、分析があればご答弁をお願いします。

【坂野地域振興部次長】今、副委員長からご紹介がありました佐賀新聞の記事ということですが、

が、たしか佐賀県の県議会の委員会の方で、一般質問の中でも広報を強化していきたいというお話が佐賀県庁の方からあったというふうに承知しています。

長崎県の広報といたしましても、昨年度、新しくパンフレットを作成させていただきまして、令和4年秋の開業の話と、それからフル規格についてのメリットなどを少し紹介するパンフレットを作成させていただきまして、今、そちらで順次県内への周知をさせていただいているところでございます。

また、これから、令和4年秋の開業に向けて、様々な情報等も多く出てくると思いますし、また、佐賀県内での議論の様子などにつきましても、県内での周知といいいますか、フル規格についての情報発信などにつきましても、今使っているパンフレットで少し不足が出てくる分などございましたら、そこは補足して説明するような格好で広報の方を考えていきたいと思っております。

【北村副委員長】最後にしますが、これも要望なんですけれども、やはり相手があることですから、ちょっとこの新聞記事を額面どおりに受け止めると非常に頑なな印象だなと感じますし、先ほどの説明でもそういった印象を受けました。ぜひ執行部は執行部同士でしっかり意思疎通を図っていただいて、また、長崎だけではなくて、佐賀の未来にも資するんだという方向で、武雄、嬉野はちょっと違うというような、フル規格化には賛成をされているというお話も聞いておりますし、ぜひそういったところも連携をして、広報の強化に努めていただきたいと要望しておきます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】聞き忘れておりました。長崎市の

関係でポストコロナを見据えた県内一体になった、いわばIターン、Uターンの関係ですけれども、昨日、実は東京のふるさと回帰支援センターの理事長とお会いして、コロナの状況でどのように変わったのかと。そして、データを見せていただきますと、ふるさとへのUターン、Iターンが、どちらかというとならぬかと、地方の状況なのかと思うと、都市型に帰りたいという状況が結構あるんですね。20代、30代、40代ぐらいまでの人たちが、Uターン、Iターンを多く希望されているという実態が出てきております。

昨年を見ますと、希望する類似型の関係では、昨年の関係で地方都市に対して68.5%が都市型に移住したいと。農村は17.9%。私たちが思っている以上に、都市部で、ある程度利便性がある、仕事があれば帰ってきたいというニーズが高いんですね。

そこで、長崎市が求めております都市型の状況の中で、しっかり関わり合っていくことが大事だと思っておりますけれども、今回、地域振興部においてはテレワークだとか、新しい事業について取り組まれておりますけれども、ターゲットとしてどのような観点から今取組がなされているのか。

長崎市が魅力ある状況だと言われておりますけれども、昨年のふるさと回帰センター希望ランキング、トップから20位までに残念ながら長崎は入っていません。1番は長野県、2位は広島県、九州で見ますと福岡県とか、佐賀県とか、大分県とか、こういう状況があって、改めて全国から見ると、長崎の皆さんは相当入ってこられたと言っているけれども、実際は、残念ながら長崎はランク20位に入っていないという状況でもあろうかと思っております。

そういった中で、まさにコロナの状況の中で地域間競争ではあるんですよ。だから、皆さんの努力は十分認めますけれども、こういう相対的な状況から見ると、まだまだ戦略的に魅力発信の状況が足りないんじゃないかということをおっしゃっているところであります。

併せて、意見交換する中で、山本一太群馬県知事が2か月ほど前に誕生して、最初は群馬県は5つの市町でしたと。しかし、全部が会員になったんですよと言われていましたので、この状況の中で、今後どのような展開を図っていかれようとするのか。この長崎市の要望に対して、この取り組み方についてのお尋ねをしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】移住についてのお尋ねでございますけれども、令和元年度の本県の移住実績については、ご承知のとおり1,479人ということで、前年度に比べますと約1.3倍の伸びということになっております。

その中で、最も数として伸びているのは長崎市でございます。平成30年度の実績が92名だったのが、令和元年度で292名ということで、約3倍の伸びになっています。

こうした長崎市の状況も踏まえまして、私どもの方で内容を分析させていただきますと、今回伸びているところの共通点として、まず県内市町における移住相談窓口の設置や担当組織の強化、充実されたところが伸びているというお話もございます。

また、先ほど委員のご指摘がありました就職支援という意味では、本県のながさき移住サポートセンターを介した移住者数が前年比で1.4倍と伸びておりまして、こちらの方はサポートセンターの就職・転職支援の推進によるものということで考えております。

また、長崎市が伸びているということで、長崎市にその内容をお聞きしましたところ、相談窓口の開設に加えて、昨年度は東京からのUターンが非常に多くなっているという話もございました。また、こちらの長崎市に限った話ではないんですが、県全体として、やはり若い世代、40代以下が8割を占めるという傾向も変わってございません。

そうしたことから、委員からご質問のあったターゲットにつきましては、まずもって若い世代をしっかり狙っていきながら、就職支援にしっかり力を入れて、こちらの方はむしろ都市部の方が雇用の場がシェアとして大きいということもございますので、就職支援について力を入れていきたいと思っておりますし、具体的に言いますと、私どもの県のサポートセンターの効果が大きかったと先ほど申し上げましたが、来年度に向けて、サポートセンターで行っている就職支援員増員の検討でありますとか、産業人材の確保に取り組んでいる各部との連携とか、そういったことについてしっかり取り組んでいきたいと思っております。

また、情報発信については、東京からのUターンも伸びてきておりますので、こういったところについては、自然環境よりも、例えば知合いが多いとか、そういった方も結構増えてきております。そういった意味からすると、都市部からの情報発信としても、県に移住されてきた移住者の声をしっかり届けるということで、今年度から情報発信コーディネーターを配置しまして、先輩移住者と協働して都市部、あるいは離島を含めて地元の魅力を発信するような取組にも努めていきたいと思っております。

【麻生委員】ぜひコロナ禍を見据えて、東京から、過密状況を何とか回避したいということで、

アクセス数が1か月20万件と言われていました。そういう状況で、結構ニーズが上がってきているということですので、「まさに地域間競争の始まりですね」と言ったら、「そのとおりですよ」と。だから、各市町のまだ加入していないところについては、ぜひ、月5万円の料金だから参加されませんか。そして、逆に言えば、そういう情報発信をぜひ上げてくださいという話が出ていました。向こうの肩を持つわけではないんですけれども、こういうコロナの状況の中で、いかに地域間競争を勝ち抜いていくのかと、情報発信をしていくのかと、そういったことで市町一体になって、県がサポートしてもらえば、もっともっとニーズが上がってくるのかなと思いますので、ぜひ取組をお願いしたいと思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、陳情につきましては承っておくことといたします。

場内換気のため、しばらく休憩いたします。

午後 3時45分 休憩

午後 3時54分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開します。

次に、法定報告として「経営状況説明書」、計画案件として「次期総合計画素案」について、各提出資料に対する質問を行うことといたします。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ以外の質問については個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、議案外の所管事務一般に対する質問を行うことといたします。

どなたか質問はありませんか。

【吉村委員】 1問提出してありましたので質問させていただきたいと思います。

本年はコロナという大きな負の要因があるわけで、そういう中でコロナ対策事業が多くうたわれているわけですが、特に気にかかるのが離島の足の確保というのが気にかかるわけです。離島航路・航空路の維持についてお聞きしたいと思います。時間がございませんので、そのうちの航路だけを取り扱わせていただきます。

本年の当初予算で、離島航路の対策補助金として約12億7,800万円組まれているわけですが、このコロナの影響を受けて経営状況がどうなっているのかというのが気にかかるわけですが、その点についてどういうふうに把握をされているか、お尋ねいたしたいと思います。

【小川交通政策課長】 離島航路の経営状況でございますが、私ども、各交通事業者の経営状況につきまして定期的に把握をさせていただくようにしておりますが、今の航路全体でいきますと、令和2年3月から7月までの5か月間で、利用人数につきましては対前年比、平均約60%程度の減少になっていると。運送収入につきましては約4割から5割ほどの減収という状況を見せております。ただし、旅客人数はそれだけ減少しておりますが、貨物については一定例年と同様の輸送ができていているというところで、その運送収入が旅客人数の減少幅より小さいというのは、そこに起因するものでございます。

また、航路事業者におきましては、今年度、従来と若干違いまして、燃油がいつもよりは単価が安く済んでいるということでの費用の圧縮

だとか、また、減便等々を含めまして、人件費等々の費用を圧縮するという形での施策をとられておりますので、そういうものの効果がどういう形か出てこようかと思っております。必要な資金につきましては、いろんなコロナ対策の制度資金だとか、メインバンクからの融資とか、そういう状況の対応もされているということも押さえながら、私ども、今後対応していきたいと思っております。

【吉村委員】 今、私が当初予算で約12億7,800万円と言ったのは、これは単独航路の話になります。これが単独航路でない、補助がつかないところは特に厳しいということになるかと思っておりますが、そういった点で、先ほどの陳情書でも52番で、全国離島振興協議会から緊急特別要望、わざわざ追加して要望がされていますね。その4番目に「離島航路・航空路の運航維持に対する支援の拡充・強化」ということも出されているので、特に離島の島民の足の確保ということについては、特段の配慮をしていかなければいけないと思うわけです。

以前にも五島産業汽船がいきなりディフォルトになったということがあるので、まだこれが最終的な結果を見ておりませんが、そういった意味で我々も大変その運営状況ということについては気にかかっているところではございます。ですから、そういった意味でも、再度そういうことを起こさないように気をつけて見て、また情報も我々に伝えていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【小林委員】 今の吉村委員に関連をしてお尋ねします。今日は時間がないわけですから、一言二言お話をしたいと思います。

離島県長崎県として、離島航路の安定という

ものは大変重要なことであります。しかしながら、今もお話がありましたように、残念ながら10月2日に五島産業汽船が、ある日突然、経営破綻をしてしまったと。島民の皆さん方の足が奪われてしまったと、こういう現実がっております。

私はこういう状況を考えてみます時に、今言うように離島航路の安定というものは、経営破綻した五島産業汽船の検証というものは不可欠であると、そういう考え方の中で今日まで質疑を交わしてきたところでございます。

率直な話、なかなか資料も出ないし、以前のことだからとかいうことで、あまり本格的な議論にならないと、こういうことでございます。

新たに部長が誕生されました。五島産業汽船を担当する地域振興部ということでございまして、念のためですが、五島産業汽船が国民の税金、いわゆる公金をどれくらい受け取っているか。県の関係とか、リフレッシュとか、リプレイスとか、あるいは新上五島町で五島産業汽船のびっぐあーす1と2という船を買い込んで、それをまた五島産業汽船に無料で貸し出すとか、そんなようなこともやっておりますけれども、公金が五島産業汽船に総額幾らぐらい投入されているか、この辺のところについて、浦部長はご存じかどうかお尋ねしたいと思います。

【浦地域振興部長】五島産業汽船への補助金の関係ですけれども、県の方では委員ご案内のとおりリフレッシュ補助金、それからリプレイス補助金という形で支出をしております。

リフレッシュにつきましては約8億6,000万円、それからリプレイス補助金といたしまして約8億7,000万円、合わせまして約17億3,000万円の補助金を支出させていただいております。

また、これは町の関係になりますけれども、

先ほど委員からお話ございました船の購入経費といたしまして、5億7,300万円が町の関係から支出をされているというふうに承知をしております。

【小林委員】部長からご説明があったように、トータルして23億強の国民の税金が五島産業汽船に投入されておるわけです。これだけの23億円を超えるような国民の税金が一つの離島航路に投入されたということは、とりもなおさず、島民の皆様方の足を確保しなければならないと、生活を確保しなければならないと、これだけの非常に高邁な考え方のもとにおいて、それだけの公金を投じてきたわけなんです。

ところが、今も話をしたように、一昨年10月2日に、ある日突然、いわゆるこれだけの公金をいただいた五島産業汽船が、仮に倒産するという状況であるならば、ルールとしては1か月前に長崎県にきちんと説明に来るとか、そういう事前のきちとした報告をしながら、なぜこうなったのかとか、あるいはこうなる前にもう少し打つ手がなかったのかとか、そんなことをやるべきではないかと思うんです。本当に島民の皆さん方の足を守るといふ美名のもとに、本当に正しいチェックができて、これだけのいわゆる23億円を超えるような公金が投入されたかどうかと、それを検証しなければならないということは当然すぎる、当たり前のことではないかと、こういうことを考えておるわけです。誰にも遠慮することはない、こんなことについて。

そういうことからして、こんなことをもしやらない県議会が、県民の皆さん方に本当に周知徹底された時に、一体何をやっているのかと言われても仕方がないと思うし、私は一般質問でもこの際取り上げて、県の姿勢をたださな

ければならぬと思うんです。

こういう五島産業汽船の23億円もの公金を投入しながら、ある日突然、島民の足が奪われたと、こういうところについて、新部長としてはどういう認識をお持ちか、この点についてお尋ねをしたいと思います。

【浦地域振興部長】県といたしましても、離島振興、これはもう大きな県政の重要な課題の一つでありますので、そのためにも委員からお話がありました離島航路、住民の生活の足を支える、あるいは交流人口の拡大に資する離島航路の安定化をするということは必要不可欠なことであると思います。

そういう中で本件の事案でありますけれども、ご指摘のように事業者の方が経営破綻を起こし、突然運休という事態を招いた。それによりまして、利用される方に大きな影響が及んだということについては、やはり航路行政、国とともに県も担っている立場でありますので、そういう意味では私どもとしてもやはり重大なことと受け止めないといけないと認識をしております。

そういう中で、今回の事案を受けまして、昨年もご議論があっていることは承知しておりますし、その中で県としても、例えば事業者の航路の開設の許認可の手続きでありますとか、あるいは経営状況の把握、こういったものについて、やはり県としてももっと国と情報共有を図りながら対処する必要があるのではないかとということで、そのような対応の仕方について改善を図ってきたということも承知をしておりますので、そういったところは引き続き対応していきたいと思っておりますし、併せて、先ほどお話がございました関係資料の提出について、本委員会でも求められていることも承知をしております。

いろんな法令上の問題、あるいは手続きの問

題等ございまして、まだ実現に至っていないということでありまして、開示に向けて、関係の皆様とも引き続き積極的に私どもも協議を進めて、真摯に対応させていただきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【麻生委員】通告しておりました移住相談については、先ほどの要望・陳情で質問しましたので割愛したいと思います。

テレワークの推進状況について、6月議会で4,000万円ほど計上したと思っております。一応この報告書もありますけれども、現状、今後の取組はどうなのか。併せて今日、五島市のワーケーションを含めた状況が載っておりました。こういう取組について、県としての現状の推進状況、また、今後の見込み、そういったことについてお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】リモートワークの取組の進捗状況でございますけれども、「市町と連携した県内の受け入れ態勢づくり」、「一元的な情報発信・窓口機能の整備」、それと「企業等への誘致活動の展開」といった3つの観点で、現在、取組を推進しております。

その中の受け入れ態勢につきましては、市町に対する受入態勢整備事業補助金の公募期間を経て、現在、計画内容の審査中ということでございます。

また、情報発信等につきましては、ホームページの開設、あるいは新聞広告等によるPR、企業誘致や情報化推進部門と一体での民間企業との意見交換等に取り組んでおりますほか、来月10月からは、ワーケーションガイドというのを庁内に配置しまして、先ほど申し上げました情報発信、窓口機能の一元的機能の充実を図ることとしております。

【麻生委員】地域間競争が今大変激しくなってきたという話をしましたけれども、形だけつくるんじゃなくて、本当に仕事自体も持ってこなくちゃいけない。事業体としてどうなのかということと、ジョブカフェみたいなしっかりとした情報公開ができる場所も勉強しながら育てていくといいますか、もちろん仕事を全部持ってきてもらってもいいんですけども、なかなかそれでできるかと言ったら、限られている状況だと思います。産業振興財団とも連携をされると思いますけれども、そういった意味での受け皿づくり、そして、また本当に、ただ単にハードだけの状況じゃないという、ソフト事業が相当大きな部分を占めるとは思いますけれども、その点についての県としての取組、考え方をお尋ねしたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】先ほど申し上げました民間企業との意見交換の中で、非常に有為な意見をいただいております。民間企業の方としてメリットを感じるポイントとしまして、地元住民や関係者との出会いとか、ふれあいの場をつくるのが重要でありまして、本県はそういった意味からしますと、歴史、文化から非常に受け入れやすい土壌があるのではないかという話を聞いております。

また、都市部にはない地域課題とのマッチングということもお聞きしておりますし、安全に働くことができるかも重要でありますし、本県はそういった意味で県立大学の情報セキュリティという専門的な機能もございます。

今回、市町向けの補助金の審査を行うに当たりまして、そういった観点から3つのポイントを掲げて審査しております。

一つは施設・通信環境など仕事をする面での魅力、もう一点は自然や観光資源、あと滞在施

設など、滞在する面での魅力、地元住民やほかの事業者との交流プログラムなど、先ほど申し上げました企業がメリットとして感じる魅力、こういったものを中心に評価をしまして、しっかりとした、ハードだけではなくて、ソフトも含めた滞在プログラムの開発等に取り組んでまいりたいと考えております。

【麻生委員】今回の事業はコロナ後の新しい流れをつくるということですので、ぜひ地元と協議しながら、形だけではなくて、中身のある魂の入った取組をしっかりと取り組んでもらうことを要望して終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【前田委員】これまでも、それからコロナ後を含めてこれからも県勢浮揚を図るためには、県と市町のさらなる連携が必要だという認識をしています。

そういった意味において、今日、議案外の説明でも一部ありましたが、スクラムミーティングのあり方について聞きたいと思うんですが、中村知事になられてスクラムミーティングが定期的に開催されております。

まず、今年、昨年の実績と、そして私たちから見る時に、課題、課題の中で開催しているという認識というか、どうも県からの課題認識に対する一方通行になっていないかという気がしていて、逆に言うと、市町からの要望とかニーズのくみ上げが十分できてないんじゃないかという思いを私はしておりますけれども、実績を含めてこのスクラムミーティングのあり方について、まずご答弁いただきたいと思います。

【浦地域づくり推進課長】ただいまご質問がありましたスクラムミーティングの目的につきましては、県と市町が互いの垣根を低くして連携

を深めるということで、平成22年度から行っております。

ここ3年間では計4回開催して、延べ19のテーマについて議論しているところでございまして、この19のテーマのうち6テーマについては市町からの提案ということになっております。

先ほど、県内市町からの要望等についてのお尋ねがありましたが、私ども、特に市長会との意見交換を重ねる中で、このスクラムミーティングに対する要望のようなものも話を聞いておりまして、例えばオープンの場合には言いにくいこともあるので、一部クローズにしてはどうかという話でありますとか、県の予算事業に対する要望を直接伝えたいということでもありますとか、あるいは年に1回は少ないのではないかと、そういう意見をいただいているところでございます。

【前田委員】今後も続けていくということであれば、スクラムミーティングの成果も含めたところでしっかりと、県民、議会も含めて成果が見えるような形で出していきたいということをお願いしておきたいと思っておりますし、今回、コロナ禍の中でリモートでやられたということを含めて、1回じゃ回数が少ないというようなお話もありましたけれども、当然、知事とそれぞれの市町のトップ同士の会議というのは有効ですが、その下の組織として、副市長や関係部長同士のリモートによる会議等で連携を深めていくということについても取り組んでいくことを要望しておきたいと思っております。

もう一点、マイナンバーカードについて、特別給付金も含めて出す時に少し混乱が生じたわけですが、交付状況も悪いという中で、その周知啓発を含めて取り組むべきだという疑問をしたわけですが、この所管は市町村課になるんで

すか。その後どのような取組をし、マイナンバーカード等を使って、県の中ではこういった活用を図ろうとしているのか、端的で結構ですので、ご答弁いただきたいと思っております。

【大塚市町村課長】マイナンバーカードの普及促進に向けてのご質問でございますけれども、まず、本県におけるマイナンバーカードの交付率でございますが、9月1日現在で20.8%となっております。全国平均の19.4%を上回り、高い方から7番目ということでございますけれども、まだまだ低い状況にありますので、さらに力を入れていかなければならないと思っております。

マイナンバーカードの普及が進まない理由といたしましては、平成30年の内閣府の調査によりますと、取得する必要性を感じられないから、あるいは身分証明書となるものはほかにあるから、あるいは、申請手続きが面倒だからなどが理由として挙げられております。

このため、カードの普及促進に向けましては、県民の皆様にご利用や必要性を感じていただくこと、また、広域申請などによりまして、申請のハードルを下げることなどの対策が有効であると考えております。

このようなことから、去る9月3日にマイナンバーカードの普及に関する研究会を県、市町で立ち上げまして、マイナンバーカードの普及に向けて、コンビニ交付サービス、あるいは交付端末の導入、さらには申請・交付などの広域連携などについて研究を進めていくことといたしました。この研究会におきましては、県内の交付率が高い市町の先進的な取組事例の共有などを行うこととしております。

今後も、この研究会などを通しまして、県内市町間での情報共有を密にするとともに、検討・研究を進め、交付円滑化に基づく市町の取

組に関して必要な助言を行うなどの支援に努めてまいりたいと考えております。

カードの活用についてということでございますけれども、県独自での活用ということにつきましては、まだこれから検討段階でございますが、国の方でも新たな動きが出てきておりますので、そういった状況も見ながら、関係部局とも連携し、活用につきまして我々の方といたしましては普及啓発の方に力を入れていきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【浦川委員】私の方からは、県庁舎跡地の活用に関してお尋ねしたいと思います。

まず、今、基本構想の策定作業をされているということで、埋蔵文化財も含め、顕在化が進んでいるような状況になっていると思うんですけれども、その県庁舎跡地についてはいろんな歴史が重層化したような箇所であり、これまで1555年ぐらいには森崎神社があったというふうにも聞いておりますし、その後は岬の教会、今の石垣が残っている部分に関しては、西奉行所だったり、海軍伝習所の跡という形とは思いますが、その中で県の考え方としてはどのような歴史のところを今後示していくのか。また掘っていくのか私よくわかりませんが、そのあたりの考え方を教えていただきたいと思っております。

【苑田県庁舎跡地活用室長】委員ご指摘のとおり、県といたしましても、この地が様々な歴史を持つ県民の貴重な財産であるという認識のもと、この歴史を活かし、また賑わいの創出につながるような活用策といった観点で基本構想の検討を進めているところでございます。

歴史を活かすという観点につきましても、お話がありましたような埋蔵文化財の取り扱いも

そうですし、また、重層的な歴史をどのような形で伝えていくかといったような手法についても検討していく必要があるかと思っております。歴史を活かすという観点と、また街中の中心にある場所であるといったところで、賑わいを創出するという観点と両面からよりよい活用策となるよう検討を進めてまいりたいと考えているところでございます。

【浦川委員】これまでも役割として、「交流・創造・発信」、また「広場」、「交流・おもてなしの空間」という中で進めていると思うんです。ただ、一つは長崎市の方では出島の顕在化というか、出島をきちんと海に浮かべるといふか、そういう構想の中でまだ何十年もかかるような期間を有して今取り組んでいるところなんですけれども、その中ですと、できれば私の考えというか、私が思い当たるのは出島が江戸時代後期ぐらいのところをしているのに、県庁舎のところはその時代と全く違ったら、全体的な創出というか、根も変わってくるのかなと思っておりますので、できればそこら辺は、出島は出島、県庁跡地は県庁跡地じゃなくて、その一帯、周辺も含めた形でいろんな調整を図ってほしいと思っております。外観というか、中身の方はこういった形でされると思いますが、見せ方の中で、出島と県庁が全然違うような感じではあまりよくないんじゃないかと思うものですから、その辺はよく調整してほしいと思っております。

あとは、今でも見学会とか行っているようなんですけれども、今からも、改めてですが広く、そういった県民、市民、またフォーラムとかを考えていただいて、そういった中で慎重に、結論は急がず、これまでも結論を急ぐことでいろんな反発もあつたりしていますから、そういったものを踏まえて、慎重にやっていただきたいと

思いますので、よろしくお願いします。

【苑田県庁舎跡地活用室長】まず、出島との連携につきましてご指摘をいただいたところでございます。こちらにつきましては長崎市の出島の所管部局の方とも意見交換などをさせていただきながら進めさせていただいておりますし、やはり県庁舎跡地も、石垣の下の空間などにつきましては、まさに出島と近接するエリアでございますので、どのような形で連携を図りながら、賑わい等の創出につなげていくかといったところにつきましては、引き続き市の方ともご相談もさせていただきながら進めていきたいと考えております。

また、見学会を含め、跡地の状況を広くお伝えしながら検討を進めていってほしいというご指摘につきましても、私どもも様々な形でこの地の歴史でありますとか、そういったものをお伝えしますとともに、また活用に当たっての考え方なども、引き続き説明会でございますとか、意見交換の場を持ちながら活用策の検討を進めていきたいと思っておりますので、しっかりと取り組んでいきたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員】私も、浦川委員と同じく県庁舎跡地のことで、歴史的背景を中心とした考え方についてお伺いします。

特に長崎周辺というのは、駅が建って、県庁舎が建って、M I C E が建ち、スタジアムもと、非常に近代的な建物が今後ずっと建っていく中で、街中においてはマンションも建ち出したということになれば、歴史的背景の建物がどんどん、どんどん目立たなくなってきたなということがあると思うんですけれども、今回、旧県庁跡地に石垣が出てきたということをお考えますと、一考しなきゃいけないのかなという思いもあり

ます。

そういう中で、交流の場としてのイメージを、今まで出していたいただいていたんですけれども、そのイメージというのがどちらかというと都会の街中の交流の場というイメージが何枚か飾ってあったんですけれども、先ほど来話があったとおり、出島からの動線で考えた時の県庁舎跡地と考えれば、ましてや石積みが出てきたという景観上の考えであれば、やはり当初、江戸時代の鎖国時代の貿易の地であったという流れと、教会もありましたという歴史的背景があれば、そういった景観上の考え方もしっかりと加えた形で今後の立案の中に組み込んでいくべきだと思うんですが、その辺の考え方としてはどうお考えなんでしょうか。

【苑田県庁舎跡地活用室長】県といたしましても、歴史を活かすという観点を持って検討を進めているところでございます。先ほどありました昨年度お示ししたイメージの写真と申しますのは、確かに広場ですとか、交流・おもてなしの空間における情報発信やイベントのイメージなどといったところでございましたので、どちらかというと、ご指摘のとおり都市部のそういった取組などを紹介したようなものとなってございました。

一方で、この歴史を活かすという観点につきましては、県としましても、昨年6月に策定しました整備方針の中にも、現存する歴史ある石垣については保存・顕在化をするといったような考え方もお示しをさせていただいているところでございまして、今回、確認された石垣も含め、どのような保存や利活用ができるのかといったところを専門家にお聞きしながら精査を進めてまいりたいと考えているところでございます。

出島を含めて、そういった歴史のある場所という認識は県としても持っておりますので、そのような歴史をうまく活用しながら、また賑わいの創出につながるようなよりよい活用策となるよう、引き続き検討を深めてまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】危機管理監で別途お尋ねをしますが、地域づくりという観点で集落維持・活性ということで通告をさせていただきました。

今回の9号、10号の台風を受けて、私も10号の時は地元におりましたが、やっぱりコロナ対策を絡めながらの対応ということで、非常に避難所が大変な状況にありました。早くに気象庁からアナウンスがあって、市民の方々は多くが避難をするという意識が高い状況下において、受け入れの自治体が用意する避難所のあり方や、その設置した避難所のスタッフ、または自治会や公民館、さらには自主的に設置する避難所内での運営の仕方、そういった部分で少し私は混乱もあったかと思えます。

そういった事柄が、混乱はありながらも、一定しっかりと市民の方々のリクエストやニーズ、または市町が掲げた安全対策の形を整えながら乗り越えたということも事実です。

これからは、やはりコロナウイルスもあって、また、災害など新しい形のものがあって、気象庁や官庁からのアナウンスもこれから変わってきています。

その中で、明らかに市民の方々や県民の方々の防災意識や対策意識と同時に、その取組も変わってくるわけですけれども、今回のあり方において、地域づくりや集落の活性などを取り組むこの部においては、例えば横断的なものになるかと思えますが、情報の集約や連携、そし

て分析などを果たして次の地域づくりに活かしていくといった取組をする予定があるのかお尋ねいたします。

【浦地域づくり推進課長】集落対策についての関係分野との連携についてのお尋ねでございますけれども、ただいま、委員からお話がありました防災分野につきましては、集落対策、地域コミュニティ対策を進めるうえで非常に重要な視点だと思っています。

というのが、やはり私どもが市町と話を進める中で、いろんな地域で必要となるような分野というのは、非常に市町の方から理解が得られやすい、あるいは住民から理解が得られやすいということで、これまで買い物支援でありますとか、移動支援というところにキーワードを絞りながら、気運の醸成でありますとか、研修などを行ってききましたが、今回の台風を踏まえまして、特に避難所の運営につきましては、壱岐市でもまちづくり協議会など、各地域単位で避難所の運営がなされたと聞いております。そうした意味でも、今後、私ども集落対策を行う地域づくり推進課と防災を扱う危機管理課、そういったところの連携を密にしまして、今年度から集落対策の研修の充実を図っているところでございますけれども、今後、この集落対策の研修の中で、防災分野についても、ぜひ積極的に取り上げていきたいと考えております。

【山本(啓)委員】ぜひその取組を加速させていただきたいと思っておりますので、お願いいたします。

最後に、今のことで、ただ、市民や県民の方々が即座に対応するとなれば、やはりまずは自分の家族や地域など、手の届く範囲を対応していくんだと思います。自主防災組織等々がありますが、なかなか難しいところがある。さらに、

市民や県民のリクエストに応えようと思えば、行政職の方々の負担というものは大きくなるばかりだと思います。そのあたりについて、次期総合計画の中にも、危機管理監だけが担う防災意識の向上とか、そういった取組では地域づくりやコミュニティの維持というのは難しいんだと思います。総合計画の中に、ぜひ防災意識の部分地域づくりの方から、もう少し積極的な意見構築をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

【浦地域づくり推進課長】 今後、2040年問題も含めて、公助に頼るだけではなくて、まさに共助も含めて地域社会を維持していくという考え方、仕組みづくりが重要だと考えております。特に、住民同士が支え合う共助の力を促すことで、地域で安心して暮らすことができるまちづくりにもつながるんだらうと思っておりますので、ただいま委員からお話があった件については、危機管理課と連携して、可能な限り取組として進めてまいりたいと考えております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【北村副委員長】 車いす利用者の長崎空港からの移動についてということで通告をしておりましたのでお尋ねをいたします。

8月18日の日本経済新聞の九州経済版に載った記事についてであります、「九州6空港、車いすの市中移動不便」というタイトルで、九州の主要8空港のうち、福岡、宮崎以外の6空港は、車いす利用者にとって、市中心部へ向かう連絡バスのバリアフリー化が進んでいないなど不便という調査結果ということで報道がなされておりました、その中で、北九州、長崎両空港は、小倉駅と長崎駅にそれぞれ向かう主要なバスが低床ではなく、リフトもない。別の低床バスに乗って鉄道に乗り換える方法もあるが、時

間がかかるという記事でございます。この記事についての県の所感と、現状とその課題についてご答弁をお願いします。

【小川交通政策課長】 副委員長ご指摘の記事でございますが、NP 法人の大分の方で調査をされた内容だと存じ上げております。

この福岡、宮崎両空港というのは、地下鉄もしくはJR九州が空港駅というのをつくられておりました、そこと直結をしているということでバリアフリー対策がとれているところでございます。

この記事にあります長崎と北九州、それ以外のところは基本的にはバスのみということで対応はなかなかとれてないと。長崎と北九州については、空港の高速道路を走るリムジンバスのタイプもございますが、一般路線のタイプもあるということで、例えば長崎空港から大村駅まで路線バス、これは低床式でございますので、そちらで行って大村駅の方で乗り換えをしてJRで長崎、もしくは佐世保まで行くという形ができますよというところでございます。

一方、高速のリムジンタイプの部分でございますが、現状といたしまして、観光、ビジネスの方々というのは、非常に手荷物がトランク等々含めて大きくなっているということで、実はそういうトランクや手荷物等々を収納いたしますトランクルームというのが非常に大型化してきております。

一方で、高速道路を通るとなりますと、一定のシートベルト等の対応も必要になるということから、今の床が高い形のリムジンタイプのバスになっているという状況でございます。

県内の各事業者の方とお話いたしますと、国が空港バスの車いす対応の義務化をしていこうという方針も出されたということもございませ

て、一部の事業者においては車いす対応のリフト付きのバスというのでも検討されておったという状況でございますが、今回のコロナ禍におきまして、各事業者は非常に厳しい状況になっていると。リフト付きのバスというのは、当然リフト付きでございますので、それで座席数も少し減りますし、また、購入価格というのでも通常のリムジンバスタイプに2,000万円ほど上乗せしないと買えないということで、非常に高額になるということもございますので、まずは今後、各事業者におけるコロナ禍からの回復の状況や経営状況を私どもも把握しながら、このバリアフリー対策について、どういうタイミングでどう対応していくのかというのは、各事業者と今後よく協議をしてみたいと思います。

【北村副委員長】わかりました。この記事が、JRや地下鉄でつながっていないところは全部不便だというような、少しミスリードとまでは言いませんけれども、厳しいような記事だったと思います。

ただ、こういった記事が載りますと、不便なんだなという印象を与えてしまいますので、実際にサポートを必要とされる方々は、何も低床バスだけではなくて、福祉タクシーとか、様々な移動手段があると思いますので、そういったところでしっかり補完をしていくというところを広報に努めていただきたいと思いますし、また、リムジンバスの低床化とか、リフト付きというのは非常に高額であるというお話でした。そういった中でもコロナ禍がおさまってきて、乗降客が増えてくるということで、国も義務化をしたというような話になると、いろんな補助事業とか出てくるのかなと考えております。そういったところをとらまえて、バリアフリー化に努めていただければと思います。要望です。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】ほかに質問がないようですので、地域振興部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩します。

午後 4時36分 休憩

午後 4時36分 再開

【山口(経)委員長】委員会を再開いたします。

これをもちまして、地域振興部関係の審査を終了いたします。

本日の委員会は、これにてとどめ、明日は午前10時から委員会を再開し、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

本日は、これをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時37分 散会

第 3 日 目

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年 9月29日

自 午前10時 0分
至 午後11時56分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

委員長（分科会長） 山口 経正 君
副委員長（副会長） 北村 貴寿 君
委 員 小林 克敏 君
" 山口 初實 君
" 前田 哲也 君
" 中島 浩介 君
" 山本 啓介 君
" 大久保潔重 君
" 吉村 洋 君
" 麻生 隆 君
" 堤 典子 君
" 浦川 基継 君

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

危機管理監 荒木 秀 君
危機管理課長 近藤 和彦 君
消防保安室長 宮崎 良一 君

総務部長 大田 圭 君
総務部次長 伊達 良弘 君
総務文書課長 荒田 忠幸 君

（参事監）

人事課長 大安 哲也 君
新行政推進室長 大瀬良 潤 君
財政課長 早稲田智仁 君
財政課企画監 園田 貴子 君
管財課長 松田 武文 君
管財課企画監 久柴 幸子 君
税務課長 原 清二 君
税務課企画監 山口 俊也 君
債権管理室長
（参事監） 田尾 康浩 君
情報システム課長 吉村 邦裕 君

6、審査の経過次のとおり

午前10時 0分 開議

【山口(経)委員長】 おはようございます。

ただいまから、委員会を再開いたします。

なお、中島(浩)委員は、文教厚生委員会に付託されました請願の審査に、紹介議員として出席するため、本委員会への出席が遅れる旨の連絡がっておりますので、ご了承をお願いいたします。

これより、危機管理監及び総務部関係の審査を行います。

審査に入ります前に、理事者側から、8月の人事異動に伴う、新任幹部職員の紹介を受けることといたします。

【大田総務部長】 8月20日付で幹部職員の人事異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

〔幹部職員紹介〕

以上でございます。

どうぞよろしく願いいたします。

【山口(経)委員長】 ありがとうございました。

それでは、これより審査に入ります。

【山口(経)分科会長】 まず、分科会による審査を行います。

予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案につきまして、ご説明いたします。

総務部の予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第110号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）」のうち関係部分でございます。

歳入予算は、地方交付税5,177万7,000円の増、県債30億8,940万円の増、歳出予算は、総務管理費2,332万6,000円の増という形となっております。

この歳出予算の内容といたしましては、新型コロナウイルス感染拡大防止策として休業した県有施設等に係る行政財産目的外使用料等への支援、及び新型コロナウイルス等の感染拡大防止を図るための庁舎入館時における検温機器（サーマルカメラ）の導入に要する経費の計上によるものでございます。

以上をもちまして、総務部関係のご説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、これより、予算議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

【小林委員】 おはようございます。

今、ご説明がありました地方交付税の5,177万7,000円の増、県債が30億8,940万円の増と、この県債の30億8,940万円の内訳はどういうふ

うな内容ですか。

【早稲田財政課長】 今回の歳入予算におきまして県債を充当しておりますのは、7月の豪雨災害によります災害の復旧事業に要するものが大半となっております。

主なものといたしましては、災害復旧関係に要する経費で15億960万円、それから、公共事業等ということで、これは災害復旧と併せまして、その施設の補強などを併せて行う災害関連事業となりますけれども、この公共事業等で10億9,540万円、また、県単独の緊急自然災害の防止というのをやっておりまして、こちらも2億4,500万円ということで、合わせまして28億5,000万円が大半の災害復旧関連事業ということで、今回、建設事業に対応する財源として地方債を充当しているところでございます。

【小林委員】 よくわかりました。大体今のような状況で、この30億8,940万円の県債を起している、こういうようなこととなります。

それで、長崎県のコロナ対策について、先般も予算の総括委員会で申し上げたところでございますけれども、なかなか大変な金額が投じられているということで、率直に言って、改めて驚いているわけですね。

今回の補正予算が大体285億円と、その285億円の中の211億円がコロナ対策だと。そして、6月までの補正予算の総額は、大体680億円だと。680億円とこの211億円、合算しますと、なんと1,000億円を超えて1,072億円になっていると。ハード事業ならいざ知らず、この一つのソフト事業だけで1,000億円を超えていると、こういうことは、私は過去においてもあまり経験のないことだと。本当に始まって以来のこれだけの大きな対策を、1,072億円、よく組んでくれたと。もちろん、それは地方創生の臨時交付金とい

うものを国がちゃんと手当てをしてくださっていると、これが大きな我々の励みであるし、また、大変使い勝手のいい交付金だったと、こういふことでお礼を申し上げたいと思っているわけです。

そこで、やっぱりこのコロナ対策で様々な影響が出ているわけですが、長崎県の財政にも、当然のことながらそのしわ寄せというか、大きな影響が生じてくるのではないかと、こういうようなことがやっぱり懸念されるわけですが、当初予算を組んでスタートした状況でもありますけれども、大体どういうような、特に県税等々において減収が見込まれるのではないかと、そういう影響が出るんじゃないかと思いますが、現時点では、あくまでも推計ではあるけれども、ここはどういうふうになっていますか、お尋ねをします。

【早稲田財政課長】今年度の県税等の主な歳入についてでありますけれども、やはり新型コロナウイルス感染症の影響を受けまして、地域経済にも大きな影響を及ぼしているところであります。

直近の実績等により試算をいたしましたところ、当初予算に比べまして法人県民税及び法人事業税の法人二税が約24億円、それから、都道府県間等の調整後の地方消費税が約19億円、また、法人事業税の一定割合が国から各県に配分されます特別法人事業譲与税が約28億円ということで、合わせまして約71億円の減収が現在のところ見込まれているところであります。

【小林委員】71億円もですか。大体推計ではあるけれどもということで、年末ごろになると、大体税収がどういうふうになっているかというような見込みがより明らかになるとは思います。現時点においても71億円とい

うのは、かなり大きな減収ではないかと思いません。

当初の県税収入の見込み額は、たしか1,227億円であったと、こういうふう聞いておりますよ。1,227億円というのは、我々がこれを知る上においても、やっぱり県税収入としては、過去における最高の金額ではないかと。今まで、たしか平成30年度の決算で1,211億円と、こういうようなことであつたけれども、それを超えて1,227億円と、こういうような当初予算の見込みを立てておつた。いつも言うように、県税が乏しいわけだよ。これが1,227億円も持っているということは、大変なことだと思っているんです。1,227億円、それだけの見込みが71億円減収になると、1,227億円というのは過去最高のものであつたが、71億円もこうやって減収になってまいりますと、なかなか厳しいと言わざるを得ないということになってくるわけです。

そうしますと、こういうところの減収に対して、何か補填措置、そういうものがあるのかなのか。やっぱり国において、何とか補填をしていただかないとなかなかやっていけないかというようなことにもなりかねない。こういうことについての対応を国にお願いするという時に、どういう措置、制度があるのか、お尋ねをします。

【早稲田財政課長】県税等の減収額のうち、法人二税、特別法人事業譲与税につきましては、交付税措置がなされます減収補填債、特例的な県債の発行というもので対応ができますけれども、地方消費税につきましては、この制度の対象外ということになりますので、この地方消費税部分ということで、先ほど約19億円の減収ということで答弁いたしましたけれども、この制度外の部分のものがそのまま減収した場合とい

うことになりまして、本県の財政というものは非常に厳しい状況に直面するものと考えております。

【小林委員】要するに、この減収額71億円の中の総額じゃなくして、いわゆる法人二税、それから、譲与金的なことについては制度があると。しかし、今言われるように、地方消費税の19億円については、制度の対象外になっていると。

長崎県に様々な地方消費税が入ってくると思えます。長崎県に地方消費税が幾らですかと聞く時に、消費税の清算額というか、そこが大体661億円となっているわけです。その661億円を我々は使うことができるけれども、その中の19億円というのは、やっぱりかなり大きな減収ですよ。

しかし、対象外というから、じゃ、何も打つ手がないのかと。これは率直に言って、全国規模も同じことだろうと思いますが、何か対策を講じるようなことを考えていますか。

【早稲田財政課長】地方税の減収部分というものでは、地方消費税の減収につきましても、これは全国的な問題になっております。通常、個人消費部分ということでは、税の偏在性が少なくて安定的な財源となっておりますけれども、コロナウイルスの影響で個人消費が非常に落ち込みまして、全国的にも消費税というものについては減収が大きくなるものと考えております。

そのため、県におきましては、国に対しまして減収補填制度のさらなる拡充ということなど、地方税財源の緊急的な確保を強く要請しているところであります。こちらについては、知事会などとも連携して要請をしているところであります。

また、新型コロナ対策として、数次の補正予

算を講じておりますけれども、感染防止対策というものを講じつつ、観光振興対策、それから中小・小規模事業者の資金繰り支援や雇用の確保、消費拡大など、本県の経済自体の回復、拡大に向けた施策に引き続き注力していかねばならないと考えております。

【小林委員】そうしますと、今、お話があるとおり、なかなか全体的に大きな影響が生じつつあると。国の方でいろいろ補填をしていただくというようなことであるけれども、率直に言って、やっぱり現実は厳しいと言わざるを得ないと思えます。

そこで、最終的に、これから長崎県の基金のあり方とか、基金の現状とかいうのを見てみまう時に、率直に言って、非常に厳しいわけです。基金を取り崩さずにこれから県政運営をやっていくんだというようなことを中村知事は掲げているけれども、こういう非常事態宣言の中においては、そう簡単にはいかない。だから、この間からもそういう調整基金が42億円しか残がないというようなこと、これから一体、災害等々がやってきた時に、どういうふうになっていくのかと。

こんなようなことを考えている上において、また、冬にかけて、今度はインフルエンザとコロナの第2波、第3波というものが襲来するかもしれない、こんなようなことを言われているわけでしょう。そうすると、これは財源というものが、率直に言って、長崎県の財源だけはもたないと思うんです。

だから、今回のような、本当に地方創生、いわゆる臨時交付金的なもの、何度も言うように、こんな使い勝手のいいものはないし、過去にもこんなものはなかったと思うんです。

これを何とか、九州知事会並びに全国知事会

等々でお願いをして、ここにやっぱりよりどころを求められないのではないかと、そういうような考え方を持っているけれども、総務部長、こういうところについての対応、しっかりやってもらわなきゃいかんと思いますが、どういう考えをお持ちですか。

【大田総務部長】お答えをいたします。委員ご指摘のとおり、足元の環境、税収の減ですとか、あるいは景気の悪化という形で、非常に不透明な状況が続いていると認識しております。

その中で、先ほど財政課長も答弁申し上げましたとおり、県内経済の回復ということも、当然やっていく必要がございますし、そこではなかなか回復していかないところにつきましては、国の今回の臨時交付金、非常に有効な財源だと考えております。

今年度につきましても、残額8億円程度という形で、非常に心もとない状況にありますし、来年度当初予算に向けましても、臨時交付金的なものにつきましても、やはり確保いただく必要があるというふうに考えておりますので、委員からもご指摘いただきましたとおり、九州知事会、あるいは全国知事会ともしっかり連携をいたしまして、その財源確保につきましても要請していきたいと考えております。

【小林委員】最後に、一言申し上げておきますが、要するに、国の財政も、我々も「国」、「国」と言っているけれども、国が、通常100兆円ぐらいの一般会計予算を立てているわけです。それに、今回のコロナ対策で、大体57兆円、60兆円と、こんな大きな金額、一体大蔵省は幾らまでお金を刷れるのかと、こんなようなことで、もう率直に、いろいろ本を読んだり、資料を見てもみますと、なかなかびっくり、驚くような状態でありますよ。

しかしながら、今回のコロナ対策も含めて、第1次が1兆円、第2次が2兆円と、3兆円組んでもらった。その2次の時に、大体がこの10兆円の補正予算を予備費としてとっていただいていると、この10兆円に我々はよりどころを求めていかなければいかん。だから、今回のような臨時交付金みたいな、これで財源がなかなかないだろうと思ったら、予備費として10兆円をとっていただいているような状態だと。ここを何とかひとつ、引き続き第3次の臨時交付金等々をいただきながら、またコロナへの対策を練っていかなければいけないと。

そういうことでございますので、中村知事をはじめとして皆さん方も一緒になって、一丸となって、ぜひともその対策に、これから財源確保にひとつしっかりやっていただきたいと、このことを要望して終わりたいと思います。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

【前田委員】この場で聞くのが妥当かどうかよくわかりませんが、予算ということなので質問させてもらいますけれども、予算総括質疑の中でも出ていましたけれども、コロナ対策ですね。地方創生臨時交付金が出た中で、残額が8億円という答弁があっただけけれども、その交付金を財源としない以外で、財政調整基金等を使っていると思うんですが、県として自主財源を持ち出して使っている分が幾らあるのか、この際確認させてください。

【早稲田財政課長】コロナ対策で自主財源を用いてということになりますと、例えばPCR関係の行政検査によりますと、2分の1の国の負担に裏負担ということでは地方財源となっております、約10億円がこれまで財政調整基金等を活用して対応しているという状況でございます。

【前田委員】「財政調整基金等を活用して」という、今答弁でしたけれども、正確に、何を財源として使ったかを改めてお尋ねしたいのと、これは他県も含めて、当然規模感の中に足りないものは、自主財源を、財政調整基金なり減債基金なり、わかりません。いろいろなものを切り崩して、基金なりを切り崩してやっていると思うんですが、九州各県の中で、長崎県の取り崩し方という規模感の10億円というのはどんなものか、承知されていますか。もし承知なら、お知らせいただきたいと思います。

【早稲田財政課長】基金の取り崩しにつきまして、各県まちまちでございまして、例えば先行して基金を取り崩して、その後、臨時交付金が確定した後に財源を振り替える、財源更正するというものもございまして、各県を見ますと、やはりまちまちのような状況と、現在のところはなっているところで、ここの最終的に基金をどれだけ崩すかというのは、やはり年度末まで見ないと、しっかりとした数字というものはわからないところでございます。

【前田委員】その上で、いろんな雑誌とか情報誌を見ると、九州とか全国を含めてどれくらい自主財源、現時点で取り崩しているかという一覧とかも見る中で、長崎は九州の中でも最も取り崩しが少ないんですね。だから、それは健全性を問う時には非常にいいことだと思うんですが、まだまだこれからコロナが継続していく中で、国に求めつつも、必要なものについては手当てをしていかなければいけないと思っているので、そのことは、他県がどうだから本県がどうだという話にならないと思いますけれども、そこはちょっと九州各県でのバランスも見ながら判断して行ってほしいなということのひとつ要望しておきたい。

それと、いわゆる財政調整基金を10億円取り崩したとするならば、今、2回交付金が出ていますよね。今、8億円残っているという話だけでも、財政調整基金は、今現在どれぐらいの金額があって、そこには10億円戻さないんですか。その確認だけさせてください。

【早稲田財政課長】財政調整基金で10億円、現在取り崩しているところですがけれども、国の2分の1の裏負担の部分については、既に地方負担ということで決まっていますので、そちらに合わせて国庫、いわゆる地方創生臨時交付金は充てられない状況もございます。

一方で、先行して取り崩した時の、例えば産業労働部の施策におけます雇用調整助成金事業の上乗せ部分の措置などについては該当する可能性がございますので、そちらについては、今後の状況を見ながら、振り替えられる可能性があるものについては振り替えていくということですがけれども、大きなものは国の裏負担部分の一般財源ということになりまして、そちらについては、もう取り崩さざるを得ない状況もありますし、もしくは、地方交付税やその他の税収の動向を見て、県全体の歳入の全体の中で最終的に基金を充てていくのか、それとも別の一般財源を充てるのかということを考えていきたいと思っています。

【前田委員】これ以上は委員会の外で、委員会外でまたやりとりさせてもらいたいと思いますが、もう一点確認ですが、財政調整基金の中から10億円充てたということだから、今幾らあるのかということと、参考までに、減債基金がどれくらいあるのかも最後に質問して終わりたいと思います。

【山口(経)分科会長】しばらく休憩します。

午前10時23分 休憩

午前10時23分 再開

【山口(経)分科会長】 分科会を再開します。

【早稲田財政課長】 基金の9月補正までの状況ですけれども、いわゆる財源調整3基金のような状況で申しますと、財政調整基金が、見込みで42億円、それから退職基金が10億円、県債管理基金が10億円、合わせまして62億円が残高ということになっております。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【吉村委員】 今、この何秒かで非常に大きな質問がきたので、どうかなと思って、聞ききらんごたる気持ちもあるんですけれども、ファシリティマネジメント推進事業について、もう少し詳しくお話をしていただけないかなと、中身について。金額は些少でございますが、お願いいたします。

【松田管財課長】 ファシリティマネジメント推進事業の今回の補正の内容についてですけれども、県有施設の中で、行政財産としての用途または目的を妨げない限度において、自動販売機等を設置している目的外使用許可、それから、貸付契約で自動販売機を設置している場合がございます。

そうした事業者からは使用料もしくは貸付料を徴収させていただいておりますけれども、今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、県立学校であれば3月2日から24日まで、4月22日から5月10日までを休校させていただきました。県有施設におきましても、緊急事態宣言に応じて施設を入場制限した部分がありまして、その間の自動販売機の売上がゼロになっているということを鑑みまして、その間の日割り

に応じた使用料、あるいは貸付料の部分を支援しようというものでございます。

【吉村委員】 ただいまの説明で、県有施設に設置されている自動販売機について、閉鎖していた時の補償をしてやるということですが、具体的に県立学校、県有施設というのがそれぞれ何施設あって、どれぐらいの数が設置されて、どういう補償の仕方がしてあるのか、お知らせいただきたいと思います。

【松田管財課長】 令和2年4月1日現在ですけれども、行政財産の目的外使用許可を行っている施設が、県有施設で3施設、県立学校で41校でございます。行政財産の貸付契約を行っているところが、県有施設で2施設、県立学校で16施設でございます。

自動販売機の台数で言いますと、目的外使用許可で言えば144台、売店が7カ所、観光用の望遠鏡が5基ございます。行政財産の貸付契約の部分で言いますと、自動販売機は34台となっております。

【吉村委員】 ぱっと言われてもさっとわからないんですが、こういうものの貸付けまたは設置をさせる時の契約とかそういうのがあるのかと思います。そういうときに、今回、コロナで大変というのはよくわかるんですが、こういう補償内容が契約の中に記載されていたのかなというのがちょっと疑問に思うんですが、いかがでしょうか。

【松田管財課長】 今回のコロナウイルスの件に関しましては、契約書上には何も触れてはおりません。

今回の補正に際しましては、事業者の方から、何とかありませんかというふうなお声もいただきましたので、管財課としてできる範囲内ということで、今回の補正を考えさせていただきま

した。

【吉村委員】今の一言は、あまり出してほしくなかった言葉ではありますが、こういうおおむね自動販売機系というのは、いろんなところに設置してあるわけですけれども、そういうところがそれなりにコロナの収入減による補償対象になっているかといったら、そうなのだろうというふうに思うわけですね。

そういう中で、特に県有施設、あるいは県立学校に設置している分については、何とかなんとかでこういうふうな形をとるとというのは、いささかどうかなと感じるところもあるので、ここに至るまでにはそれなりの検討がされたのかなと思いますが、その過程をお知らせいただければと思います。

【松田管財課長】今回の補正に関してですけれども、先ほど申しましたとおり、県立学校で言いますと、3月2日から3月24日まで、それから4月22日から5月10日まで休校いたしております。この間、自動販売機を利用する生徒はおりませんで、売上はほとんど上がっておりません。休業に関しましては、一般の飲食店とかに関しては、県のほうから休業協力金ということで支援をしたりとかありましたけれども、こういった県の施設に関しまして、県の判断で休館だったり休校したということで、その間は売上が全くなかったという部分に関しての支援策が何らないという状況を踏まえまして、使用料と貸付料、そういった部分に関しての収入がゼロになった部分で期間中の使用料、貸付料を支援しようというふうな検討をしたものでございます。

【吉村委員】小さな金額ですから、あまり長く質問をするのもどうかと思いますが、検討に当たって、今の説明にはなかったんですが、県下21市町、そういう自治体も設置しているところ

がたくさんあると思うんですけれども、そういうところの状況とかいうのは調べられたんですか。

【松田管財課長】21市町の状況というのは、申し訳ございません、調べておりません。

今回はあくまでも県の施設で、県の判断で休校、休館したところという部分で対象を絞りましたのでご理解いただければと思います。

【吉村委員】最後にします。あくまでも県の判断でと言われましたが、やはりそういう設置する業者はどこにでもつながっているわけですから、県の施設に置いている分は、お願いしただけだと、市町に設置している分は全然対応してもらえなかったとか、そういうのが発生してくると思うんですね。

ですから、やはりそこら辺まできちんと考え方を構築した上でこういうことはやってもらわないと、金額は少ない金額ですけれども、その考え方の基本ができてないといろんな誤解を招くことにつながると思うので、今後そういうことについては配慮していただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第110号議案のうち関係部分は、原案のとおり

り、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】 ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

【山口(経)委員長】 次に、委員会による審査を行います。

議案を議題といたしますが、所管事項等の説明も併せて説明を求めます。

まず、総務部長より総括説明を求めます。

【大田総務部長】 総務部関係の議案について、ご説明申し上げます。

総務部の総務委員会関係議案説明資料をお開きください。

今回、ご審議をお願いしておりますのは、第113号議案「知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する条例」であります。

この条例は、漁業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴いまして、所要の改正をしようとするものでございます。

ここで1点、おわびがございますけれども、記載をさせていただいております「漁業法」の表記がございますけれども、この後に「等」という文字が抜けておりました。大変失礼をいたしました。おわびして訂正させていただきたいと存じます。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

権利の放棄について、地方自治法第180条の規定に基づく知事の専決処分に属する軽易な事項といたしまして、債権管理室に移管された債権の中で、現時点で対象となると判断された長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金等

の債権9件、総額127万264円分の権利の放棄について、専決処分をさせていただいたというものでございます。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

今回、ご報告をいたしますのは、新たな総合計画の策定について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、新たな行財政改革について、新型コロナウイルス感染症の感染段階対応の目安について、債権の移管について、令和2年7月豪雨災害に対する人的支援について、障害者雇用について、綱紀の保持でございます。

まず、新たな総合計画の策定についてでございますけれども、去る6月定例会におきまして「素案骨子」をお示しいたしまして、今般、県議会あるいは有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら、施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17目標のうち、どの目標の推進につながるのかを明示するといったこと、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えました「計画素案」としてお示ししております。

なお、基本戦略のうち総務部では、基本戦略3-1「人口減少に対応する持続可能な地域を創る」におきまして、ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化を推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等におきまして県民の皆様のご意見もちょうだいしながら、今年度中の計画策定に向けまして検討を進めてまいりたいと存じます。

次に、長崎県総合チャレンジ2020の数値目標の進捗状況ということでございます。

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間といたしまして、「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

次に、新たな行財政改革についてでございます。

計画の策定に当たりましては、庁内検討会議を設置いたしまして、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を取組の主な柱といたしまして、議論を進めている状況でございます。

また、検討に当たりましては、新型コロナウイルス感染症ですとかICT技術の進展などの取り巻く環境の変化を十分に考慮いたしますとともに、民間有識者等をメンバーといたしまして「長崎県行財政改革懇話会」を設置いたしまして、取組の方向性、行政のデジタル化や多様な主体との連携推進などにつきまして、幅広くご意見を伺っております。

今後、県議会や民間有識者等のご意見も十分に踏まえながら、本年度中の計画策定に向けまして検討を進めてまいりたいと考えております。

次に、新型コロナウイルス感染症の感染段階対応の目安についてでございます。

今後、冬の時期に向けまして、流行の可能性を考慮いたしまして、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から8月に示されました指標等を参考にしまして、本県の医療提供体制等も踏まえながら、感染状況の段階とそれに対応する施策の目安を整理したところでございます。

今後はこの目安を活用いたしまして、県民の皆様には本県の感染状況をよりわかりやすくお知らせをするとともに、感染段階に応じまして、

必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、債権の移管についてでございます。

本年4月に設置をいたしました債権管理室におきまして、去る7月1日現在におきまして18の所属から、合計163件、総額約9億8,000万円の債権の移管を受けた状況でございます。こちらは債権ごとの時効期間満了日、あるいは債務者の経済状態や特性、これまでの支払状況等を踏まえまして、債権の回収や放棄等に向けた取組を開始したところであります。

併せまして、各所属におきまして、債権管理等に関する情報提供等も行っているところでございまして、各所属と連携を図りながら、適正かつ公正な債権管理に努めてまいりたいと考えております。

次に、令和2年7月豪雨災害に対する人的支援についてでございます。

熊本県に対しまして、医師や保健師等で構成いたします災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）及び県内の医療機関による災害派遣医療チーム（DMAT）を派遣いたしまして、被災者の健康管理ですとか、あるいは現地保健所・保健医療調整本部の業務支援を行いますとともに、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づきまして、熊本県の球磨村に対しまして、県内市町と連携いたしまして延べ242名の職員の短期派遣を行っております。それによりまして、避難所の運営ですとか、罹災証明、道路の応急復旧等にかかる業務支援を行ってきた状況でございます。

9月1日からは災害復旧・復興事業を支援するために、熊本県球磨村に中長期の職員派遣を開始いたしまして、10月1日以降、4名が業務に携わる予定でございまして、引き続き被災地の一

日も早い復旧・復興に向けまして支援をしてまいりたいと考えております。

次に、障害者雇用についてでございます。

これまで障害者の受験資格を見直すなど採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場となるように環境整備を進めている状況でございます。

知事部局におきましては、障害者雇用率について、本年6月1日現在では2.74%という状況でございます。昨年の2.53%に引き続きまして、法定雇用率2.5%を上回っている状況でございます。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、綱紀の保持でございますけれども、先般、平成27年度、平成28年度、平成30年度におきまして長崎県職員互助会が交付するクラブ活動に関する助成金を不正に受給した職員に対しまして、令和2年度7月17日付けにおきまして停職6月の懲戒処分を行いました。

また、平成31年度に自身が事務局長を務めていた任意団体におきまして、私費による立替払いや決裁文書の偽造等を行って職員に対しまして、同じく7月17日付けにおきまして減給2月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保につきましては、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾でございます。県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫び申し上げたいと思います。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するという中で、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者としての高い倫理観を持って行動するように、綱紀の保持の徹底に全力を尽くしてま

いりたいと考えております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)委員長】次に、危機管理監より所管事項の説明を求めます。

【荒木危機管理監】危機管理監関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

お手元に配付しております、総務委員会関係議案説明資料及び総務委員会関係議案説明（追加1）の危機管理監部分をお開きください。

今回、ご報告いたしますのは、令和2年7月豪雨への対応について、台風第9号及び第10号等への対応状況について、長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について、新たな総合計画の策定についての4件でございます。

説明資料の危機管理監部分の1ページ目をご覧ください。

まず、令和2年7月豪雨への対応についてでございますが、活発化した梅雨前線の影響により、県内各地で7月の月間降水量が平年の3倍を超えるなど記録的な豪雨となり、自然災害としては、平成21年7月以来、3名の方がお亡くなりになられたのをはじめ、住宅浸水、がけ崩れ、道路の浸水損壊などの被害も多数発生いたしました。

この間の災害対応につきましては、長崎県災害警戒本部を設置し、大雨特別警報が発表された際には、知事を本部長とした長崎県災害対策本部を設置することで、庁内各部局が一丸となって対応に当たりました。

こうした中で、延べ約2,800人の消防団員が出勤し、危険箇所の警戒や避難誘導、行方不明者の捜索、土嚢積みなどの対応にあたりました。

また、熊本県に対して、緊急消防援助隊長崎県大隊を7月7日まで、防災航空隊を7月14日まで派遣し、18名の救助を行ったところであります。

近年、全国各地でこうした大規模災害が発生していることから、迅速かつ適切な災害対応及び人命救助活動等を実施できるよう、今後とも関係機関と連携して、防災体制並びに応援体制の強化に取り組むとともに、本県の受援体制の整備にも取り組んでまいります。

次に、説明資料追加1をご覧ください。

台風第9号及び第10号等への対応状況についてでございますが、台風第9号では8名の方が、台風第10号では、重症者2名を含む16名の方が怪我をされたことに加え、9月12日の大雨においては、1名の方がお亡くなりになりました。

また、台風第9号及び第10号では、住家被害や公共施設被害、農林業関係被害、さらに停電や断水といったライフラインが停止するという広範囲にわたる被害が発生したことに加え、9月12日の大雨においても住家被害や道路陥没、がけ崩れなどの被害が発生しました。

この間、県としましては、台風第9号及び9月12日の大雨に対しては、長崎県災害警戒本部を設置し、対応にあたるとともに、台風第10号については、当初から知事を本部長とした長崎県災害対策本部を設置し、国の関係機関等からリエゾンを受け入れながら、災害応急対策対応にあたりました。

災害はいつどこで起こるかわかりませんので、今回の災害の対応状況を検証しながら災害対策に取り組んでまいります。

次に、説明資料にお戻りいただき、2ページ目をご覧ください。

長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標

の進捗状況についてでございますが、令和元年度末における進捗状況のうち、危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりでございます。

危機管理監関係分の数値目標6項目の令和元年度の進捗状況は、目標を達成したものが5項目、目標を達成できず、進捗状況に遅れが見られるものが1項目となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

最後に、新たな総合計画の策定についてでございますが、去る6月定例会に「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところでありますが、今般、県議会や有識者懇話会でのご意見を踏まえながら、施策の具体化を進め、「計画素案」をお示ししております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

【山口(経)委員長】次に、新行政推進室長より補足説明を求めます。

【大瀬良新行政推進室長】新行政推進室から、新たな行財政改革につきまして、補足説明をさせていただきます。

令和2年9月定例会県議会 総務委員会課長補足説明資料 総務部(新行政推進室)という資料がお手元にあるかと思えます。

その1ページ目をお開きください。

1ページ目左の上の方に、主な背景・視点と

して記載しておりますとおり、人口減少の進行やICT技術の進展、新型コロナウイルスの発生など、県政を取り巻く環境というのは大きく変化をしております。

こういった環境変化を念頭に置きまして、それに前向きに対応しながら、厳しい財政状況の中でも次期総合計画等を推進していくためには、限られた資源やICTなどの新たな技術を活用するとともに、職員の能力向上や多様な主体、そして人材がその能力を發揮できる環境づくりなどを進めていくために、新たな計画が必要であろうというふうに考えております。

新たな計画の方向性・基本理念としましては、次期総合計画等を推進していくための行財政運営の指針として、県民の皆様のために、職員の共感を得ながら、挑戦する県庁、持続可能な県庁、スマートな県庁、多様な人材が活躍する県庁、連携する県庁、こういった方向性を目指しまして、仕組みを変えていきたいと考えております。

取組の方針としましては、先ほど部長からの説明にもございましたけれども、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を柱といたしまして、具体的な取組項目を検討してまいりたいと考えております。

裏面にいきまして、2ページ目をご覧ください。

検討の進め方といたしましては、これも先ほど部長からも説明をさせていただきましたが、取り巻く環境変化を十分に考慮しますとともに、県議会及び民間懇話会委員の意見等を踏まえながら検討を進めてまいります。

策定に向けましたスケジュールとしましては、県議会や民間有識者からご意見を伺いながら検

討を進め、11月定例会におきまして素案を提出し、ご議論をいただきたいと考えております。

なお、ここで1点、今、資料の方で、「9月～行財政改革懇話会」と書いていますが、日程調整の結果、10月頭になりましたので、10月から開催させていただきたいと考えております。

また、今後、パブリックコメントで県民のご意見もお伺いしながら、最終的な案というものを2月定例会に提出したいと考えております。

今後、県議会の皆様、それから民間有識者等のご意見も踏まえながら、本年度中の計画策定に向けまして検討を進めてまいりたいと考えております。

県民皆様への行政サービスの向上はもとより、業務効率化や生産性の向上につなげるなど、新たな計画を策定し、全庁一丸となって県庁の改革を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

私からは、以上でございます。

【山口(経)委員長】次に、総務部次長より補足説明を求めます。

【伊達総務部次長】お手元にお配りしております「新型コロナウイルス感染段階対応の目安」の資料をご覧ください。

資料を1枚おめくりいただきまして、今回の目安の策定に当たりましては、7月以降、感染経路が不明な感染やクラスターの発生が確認されるなど、春先とは感染状況が変化していることや、これから冬の時期に向けて感染拡大の可能性も想定されますことから、本県の医療提供体制を踏まえ、感染状況の変化に応じて、講ずべき施策を整理したところでございます。

目安の判断及び取組む施策につきましては、6項目の指標等を参考に、専門家の意見等も踏まえながら、総合的に判断してまいりたいと考

えております。

次のページをご覧ください。

目安の策定に当たりましては、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から8月に示されました指標を参考にしておりますが、本県の特徴といたしましては、国はステージ4までですが、本県におきましてはステージ5まで設けており、国のステージ4が、本県のステージ5に該当いたします。

もう一つは、国は、ステージ2には具体的な判断基準を設けておりませんが、本県においては、具体的な判断基準を設けたところでございます。

表の左側に記載しておりますステージごとの6つの判断指標につきましては、国から示された指標を基本としておりますが、病床逼迫具合や新規報告者数、療養者数の具体的指数につきましては、本県の確保病床数を考慮した上で設定しております。

ステージごとに設定しております指数について、ご説明いたします。

まず、基本となりますステージ3をご覧ください。

ステージ3への移行の目安のうち、病床逼迫具合につきましては、全体、それから重症用ともに国に準じて確保病床数の25%以上としております。括弧の中に記載しております病床数につきましては、本県の確保病床数をもとに積算した具体数をお示しております。

次に、新規報告者数についてですが、確保病床の25%、56床が1週間に何人の新規感染者が発生すれば埋まってしまうのかということ逆算して算定しております。算定に当たりましては、本県の過去の実績から、新規感染者の約4割が医療機関に入院し、残りの6割がホテル・

自宅等で療養するという仮定をいたしまして、そしてまた、ステージ3には、ステージ2を経て移行してまいりますので、ステージ2の段階で発生する新規感染者の約4割の20人が既に病床を占有しているということで仮定をいたしまして、56床から20床を差し引いた36床が、何人の新規感染者で埋まってしまうのかを逆算して、90人としております。この90人の4割が入院したとしますと、先ほど申し上げた36床が埋まってしまうということになります。下の括弧書きは、1週間を1日あたりに割り戻した数をお示しております。

次に、療養者数につきましては、56病床が埋まってしまう状況下において、1日に全体で何人が感染し、医療機関・ホテル等で療養しているのかということをお示した指標ですが、同様に逆算しますと、全体療養者数は140人となります。この4割の56人が医療機関に入院、残りの84人がホテルや自宅等で療養しているということとなります。

それから、指標の 、 、 につきましては、国と同様の指標としております。

次に、一番上のステージ5をご覧ください。

ステージ5は、県下全域において感染者が急速に増加している段階でございますが、病床逼迫具合につきましては、全体・重症用ともに、国と同様に最大確保病床数の50%以上としております。括弧の中に記載しております病床数につきましては、本県の最大確保病床数をもとに積算した具体数をお示しております。

その他の指標につきましては、ステージ3と同様の考え方に基きまして、それぞれ算定しております。

次に、ステージ4をご覧ください。

ステージ4は、特定圏域や特定の業種におい

て感染者が急速に増加している段階でございますが、ステージ3とステージ5の中間段階として、本県独自に設けております。それぞれの指標については、ステージ3の約2倍で設定をしております。

次に、ステージ2をご覧ください。

国においては具体的な指標を示されておられません。本県におきましては、ステージ3の半分程度で具体的な指標を設定しております。このステージ2には、本県において7月下旬から8月上旬にかけて感染者が発生いたしましたけれども、大体この頃の感染状況が該当するものと考えております。

最後に、ステージ1は、ステージ2を下回るような現時点の本県のような状況を想定しております。

次のページをご覧ください。

ステージごとに講ずる施策でございますが、ステージ1の段階では、基本的な感染予防の徹底策として、事業別ガイドラインの遵守や従業員の健康管理の徹底、新しい生活様式の徹底、COCOA等の対策アプリ普及促進などについて実施してまいります。なお、こうした施策につきましては、ステージに関わらず実施してまいりたいと考えております。

ステージ2の段階では、これらの取組に加えまして、本県独自に注意報を発令し、感染が拡大している業種や地域への訪問自粛要請、感染の発生状況に応じた包括的な検査などを実施してまいります。

ステージ3の段階では、独自に警戒警報を発令し、これまでの取組に加え、ガイドラインが遵守されていない施設などへの事業自粛要請や、イベントや観光施設等への入場制限などを実施してまいります。

先にステージ5をご説明いたしますが、この段階では、独自に緊急事態宣言を発令し、感染拡大の状況を見ながら、4月の下旬から5月にかけて実施したような営業時間の短縮要請や休業要請、イベントの開催自粛、不要不急の外出自粛などを県下全域で実施してまいります。

ステージ4に戻りまして、この段階では、独自に特別警戒警報を発令し、ステージ5での施策を県下全域で実施する前に、特定の医療圏域や業種などに絞って実施いたします。

なお、離島地域は医療体制が脆弱であるため、ステージごとの施策の前倒し実施を検討してまいります。

いずれにいたしましても、ステージ4以降になりますと、経済に大きな影響が及びますことから、何としましてもステージ3までにとどめることができるよう、必要な取組を進めてまいります。

また、本目安につきましては、ワクチンの開発状況や本県の病床確保状況の変化等により、適宜見直しを行ってまいります。

以上で説明を終わります。

どうぞよろしくお願いいたします。

【山口(経)委員長】 以上で説明が終わりましたので、これより、議案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

議案に対する質疑・討論が終了しましたので、

採決を行います。

第113号議案は、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

次に、陳情審査を行います。

事前に配付しております陳情書一覧表のとおり、陳情書の送付を受けておりますので、ご覧願います。

審査対象は51、55、56、57、75、77、79、83番であります。

陳情書について、何かご質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、陳情につきましては、承っておくことといたします。

次に、法定報告として、「地方自治法第180条による知事専決事項報告」、計画案件として「次期総合計画素案」について、各提出資料に対する質問を行うことといたします。

なお、質問は提出資料の範囲にとどめ、それ以外の質問については、個別にご対応いただくようお願いいたします。

それでは、どなたか質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 質問がないようですので、次に、意見書審査を行います。

今回、「公明党」会派から「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書 案」提出の提案を受けておりますので、事務局より文案の配付をお願いいたします。

〔意見書案の配付〕

【山口(経)委員長】 それでは、麻生委員より、

意見書提出についての提案、趣旨説明等をお願いいたします。

【麻生委員】 今回、私たち公明党として、「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書（案）」を提出させていただきました。

今回のコロナウイルス関係について、改めてデジタル化が遅れているということが浮き彫りになってまいりました。菅政権になっても、早速デジタルの関係についての関連にしっかりと取り組むということになってまいりました。

今回、特別給付金が支給されましたけれども、マイナンバー制度の中で、財源と個人の口座がひもついてないということで、大変な混乱を招いたことは承知のとおりでございます。

今回、このようなことを含めて、国並びに地方自治体のデジタル化を進めなくてはならない。また、この県庁でも新たにICT化も含めて予算もついたところでありますけれども、早急に見直しをして、私たちは4項目挙げさせていただきました。

皆さんも危機感を持ちながら取り組まなければならないと思っておりますので、ぜひこの意見書に対してご賛同賜りますことをお願い申し上げたいと思います。

以上、趣旨説明としたいと思います。

【山口(経)委員長】 ただいま説明がありました、意見書 案について、ご意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご質問等もないようですので、意見書の提出について採決を行います。

しばらく休憩いたします。

午前11時 4分 休憩

午前11時 4分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

「公明党」会派提出の「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書 案」を提出することに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議なしと認めます。

よって、「公明党」会派提案の「地方自治体のデジタル化の着実な推進を求める意見書 案」については、提出することに決定されました。

なお、文案の作成等については、いかがいたしましょうか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、正副委員長に一任願います。

換気のために休憩いたします。

11時15分より再開いたします。

午前11時 6分 休憩

午前11時15分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

議案外の所管事務一般について、どなたか質問はありませんか。

【麻生委員】 議案外の関係ですので、質問通告しておりますので、お尋ねしたいと思います。危機管理監関係について、お尋ねしたいと思います。

台風9号・10号が本県にまいりました。実は、10号では、50年に一度というよりは、未曾有の台風ということで相当なアナウンスがありまして、避難所が、ホテルもそうでありますけれども、避難所が想定した以上に足りないという状況が起こりました。

今後の対策として、教訓としながら、今回の状況はどうだったのか、そして、今後どのような対策を各市町に対して徹底が行われるのか。もちろん、コロナの3密の関係もありましたの

で、こういうことについての状況も含めてお尋ねしたいと思います。

【近藤危機管理課長】 今回の台風10号における避難所の設置、運営に関してでございます。市町の所管ではございますけれども、県といたしましては、当初から、大型で強い勢力を持っているということもありましたので、多くの避難所を開設するよう、コロナ感染症対策も含めて依頼をしておりました。

結果的に742施設、これは当初の計画の約1.5倍ぐらいの開設をされたようです。台風9号に比べれば約2.9倍、3倍近くの避難所を開設して市町も対応していただいたところですが、その742施設のうち、満員が139施設ございました。19%ほどです。

そうした中でも、やはり満員によって別の施設に移らないといけないとか、コロナ関係の対策も本当に十分だったかどうかと市町に対しては、今後とも、今回の避難所の対応を次の教訓に生かせるように、私どもとしても、そのヒアリング等を今からやっていくようにしておりますので、対策を踏まえて、今後の防災体制にしっかりと対応してまいりたいと思っております。【麻生委員】 今回は、通常の1.5倍という状況でありましたし、急遽、足りないということで増設されたという状況かと思えます。

その中で心配なのは、対応する職員の対策です。職員の不足がありますし、特に女性の関係については、職員の中に一部女性を交えていただきたいと、女性の視点でと、そういう状況も、意見が出ておりましたので、ぜひいろんな形で、災害があるたびに対策がとられておりますけれども、事前のこの教訓を受けながらしっかりと対策を、相互に連携しながら、足りないものは補完しながら、県としても対策をお願い

したいと思いますので、よろしくお願ひしたい
と思います。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【堤委員】障害者雇用のことについてお尋ねを
します。

法定雇用率2.5%以上、昨年、そして今年は、
昨年以上の雇用率を達成されたということでは
けれども、この障害者雇用の知事部局での数と
か、いろいろな障害の種類があるかと思ひま
すが、どういふふうになっているのか、お尋
ねします。

【大安人事課長】知事部局におきまして、本
年6月1日時点におきまして障害者の雇用状
況でございますが、正規職員が60名、会計
年度任用職員が31名、計91名の方がお
られます。

障害の内訳といたしまして、身体障害者が
74名、知的障害者が4名、精神障害者が
13名となっております。

【堤委員】ありがとうございます。正規職
員も会計年度任用職員もいらっしやって、
それぞれ身体障害、知的、精神と、以前よ
りも合理的配慮と申しますか、通勤をしや
すい状況であったり、あるいは受験しやす
い採用枠の拡大であったりと、そういうこ
とを進められていると思ひますけれども、
この障害者雇いをずっと続けていく上で
いろんな課題があるかと思ひているんです
が、どういった問題があるのか、お聞き
します。

【大安人事課長】障害のある方にそれぞ
れの職場で意欲・能力を發揮しながら活
躍していただくというふうなことに
おきましては、やはり障害の方
に合ったいろんな合理的な配慮を行
ったり、また、周りの職員等の理
解といったところ、そういうこ
とを深めていきながら、働き
やすい職場環境をつくっていくとい
うこと

が大事なことだろうと思ひてお
ります。

そういった観点から、例えば職場環
境の整備として、視覚障害者の方
に対しては大きいパソコンディスプレイ
であるとか、拡大画面ソフト、
そういったところを配備したりとか、
また、車いすを利用されている方
には、その方に合うような事務机
の配置といった就労支援機器の
整備でありますとか、また、知
的障害者の方におきましては、
ワークサポート室あたりを設け
まして、支援員による助言、サ
ポートを行いながら業務を行っ
ていただいているようなところ
もござ

います。

併せまして、相談窓口を置いたり、
また、職員向けに理解を深める
研修等も行っておりますので、
こういったことをしっかり取り
組んでいきたいと思ひてお
ります。

【堤委員】やはり周りの一緒に働く、
同じ職場の皆さんの理解という
か、それぞれの障害の特性を
よくわかって対応していただ
く、そういうことがないと、
なかなか働き続けることが
難しい状況になったりする
のではないかなと思ひて
いますので、今後もそういう
きめ細やかな配慮、対応
というのをよろしくお願ひ
したいと思ひます。

勤務ですけれども、フルタイム
とか、あるいは週何日勤務
とか、そういった違いがあ
るのでしょうか。

【大安人事課長】正規職員につ
いては、基本、常勤ですので
フルタイムです。会計年度
任用職員におきましては、
やはりその時間ということ
の中で、フルタイムという
ことだけでなく、いわゆる
パートタイム的な形での
時間数ということの中で、
それぞれ勤務時間という
のは設定されているところ
でござ

います。

【堤委員】ありがとうございます。今
後も、こ

の雇用率を上回って、本当に多様な働き方、多様な雇用の場の確保に向けて、障害者雇用に取り組んでいただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【大久保委員】先ほど新型コロナに関しては、感染段階の目安ということで、5つのステージに分けた説明が次長の方からありました。非常にわかりやすいと思います。今後、未知の感染症の可能性というのも十分ありますので、しっかり対応していただきたいと思います。

同時に、自然災害、昨今は多発をしております、そういう中で、ご承知のように、今年の7月には、県内も大雨の被害がありました。私の地元の諫早市も、一級河川の本明川が、あわやオーバーフローするんじゃないかというぐらいの状況だったんですね。そういうときに、各自治体が、災害時に発令をする避難勧告、あるいは避難指示というのが非常にわかりにくいというようなことがありました。

そうこうしていたら、先日は報道で、来年の年明けあたりは、国会で災害対策基本法を改正して、これを一本化するというような報道も流れてきたわけでありまして、今の法律で言うと、避難勧告も避難指示も、警戒のレベルは同じ4なんですよ。そこらあたりの区別と、それから、県内の自治体はその辺の判断を、差があっては非常に困ると思うんですよ。だから、そこらあたりの認識をお伺いしたいと思います。

【近藤危機管理課長】避難勧告、避難指示につきましては、災害の危険から住民を守るため、市町村長が発令する住民への避難行動を促す情報のことです。

今、委員のご指摘のように、同じレベル4と

いうことで、非常にわかりづらいというご指摘がある中で、国の方も避難指示に一本化しようとする動きがあるということは承知をしております。

市町においても避難勧告、避難指示につきましては、それぞれの発令の基準を設けて、発令をしていると承知しているところであります。

【大久保委員】こういう法律も半世紀以上続いているということでありまして、この数年は毎年多発をしておりますから、わかりにくいことは、やっぱり国に対してきちんと指摘をしながら、そして県として、各自治体の認識に差がないように、恐らく法律の改正があって、県も取りまとめをして、そして、県内の各市町に通達もしていくんでしょうけれども、ある町は、今で言うと避難勧告のレベルでしたけど、ここは同じように降って避難指示でしたとか、そういうことがあってはいけないと思うんですよ。一本化を機会に、なるべく早め早めに避難を進めるということで、何もなくて当たり前ですから、だから、やっぱり早めに住民の皆さんにそういう行動をとっていただけるような、そういう方針をしっかりと打ち出して伝えていただけたらというふうに思います。

【近藤危機管理課長】委員ご指摘のとおりだと思っております。

県としましては、災害から住民の命を守る行動をとっていただくためにも、避難指示という形で一本化されたものを十分周知、広報を行い、しっかりとした避難対策に取り組んでまいりたいと思っております。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山口(初)委員】通告しておりましたので、質問させていただきます。

先ほどから話がありますように、7月

の豪雨、あるいは9号・10号の台風と、今年は多くの風水害が県を見舞いまして、災害が発生したわけでありますけれども、その中でも諫早市の轟峡の遊歩道の崖崩れ、土砂崩れでお母さんと娘さん2人が犠牲になられております。

そういうことで、あそこは県立公園内であって、市が管理しているところでありますけれども、長崎県としてどのように受け止めて、今後どう関わりを持っていかれるのか、お尋ねをしておきたいと思っております。

【近藤危機管理課長】 去る7月25日、諫早市高来町の轟の滝に向かう遊歩道で崖崩れが起きまして、委員ご指摘のように、家族3人が巻き込まれて、うち2人、お母さんと下の娘さんが命を落としたという痛ましい事故がありました。

この事故につきましては、7月豪雨とにより1,000ミリ近い雨量を観測されておりましたけれども、当日は、丸一日雨が降っていない中で崖崩れであり、非常に予測も難しい状況であったと承知をしているところであります。

諫早市では、9月24日に再発防止の検討委員会を設置されたというふうに承知しておりますので、県といたしましても、その調査結果をもとに公園管理者や必要な関係機関とも情報を共有して再発防止に努めてまいりたいと思っております。

また、改めて、大雨で地盤が緩くなると、雨が降ってなくても土砂崩れが起こるということがはっきりとしましたので、それを十分周知、広報してまいりたいと考えております。

【山口(初)委員】 ありがとうございます。今回の事故は7月25日、7月25日は諫早の大水害が起きまして、ちょうど63年目の記念日だったんです。そういうことで慰霊祭をやるということなので、大久保委員も参加しておりましたけれども、始まる直前に、消防署の幹部の方から、この事

故が起きたということで報告がありまして、これは、本当に痛ましいことが発生しましたものですから。

予測としては、2日前まで雨が降っていたんですが、豪雨がぴしゃっとやんで、その日はいい天気の状態だったんです。そういう中でもこういう事故が起きると。

私も現場を見に行きました。轟の滝に皆さんも行かれたと思いますが、あそこに下っていく遊歩道ががぼっと土砂に埋まってしまっているわけですね。そこに、本当に残念ですけれども、ご家族の方がそばに、恐らく休日だったのかおいでになっていたという状況ですが、そういう意味では、いずれにしても再発を防止しないといかんというのが、やはり大きな課題だと思います。

そういう意味で原因を究明しないといかんし、あるいは、現地も今から復旧しないと、一般の皆さんがおいでになりますので、上の県道は、もう通行止めが解除されていまして、ただ、中に入るのは、まだ入っていけない状態に、通行止めがされています。そういう状況ですので、一刻も早く、原形復旧を含めて、県も指導していただかないといかんのじゃないかと思っておりますので、そのところをいまい少し見解をお示しいただきたいと思っております。

【近藤危機管理課長】 県立公園でありますので、実質管理そのものは諫早市の方で行っているという中で、県として何ができるのかということについては市と十分協議、連携を取りまして対応していく。そして、再発防止につきましては、それが今後二度と起こらないよう、各関係機関と十分連携を取りたいと考えております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【中島(浩)委員長】 債権管理室にお伺いします。

これまでは債権管理については各部局でやられていて、部局によっては支援する側が、逆に債権を管理しなきゃいけないという、非常に担当者の方もやりにくい状況だったんじゃないかなと思っております。

そういうこともあってか、債権管理室が4月に設置された時点で、163件、金額は9億8,000万円ということで移管を受けたところでございますけれども、今回、知事の専決処分において、50万円以下の債権については債権放棄を行われたということでございます。ただ、9件の127万円にとどまっているという状況を踏まえると、まだまだ放棄すべき債権があるんじゃないかという状況だと判断しますけれども、どういった状況でしょうか。

【田尾債権管理室長】 お答えいたします。

まず、お答えさせていただく前に、今回、専決ということで、9件、127万円専決処分させていただいたという報告をさせていただきました。これは、本年2月の定例県議会におきまして、1件50万円以下の権利の放棄、これを知事の専決処分に属する軽易な事項に追加をいただきました。感謝を申し上げます。ありがとうございました。

このことを踏まえまして、債権管理室におきまして、7月1日現在で移管を受けた債権、今ご案内のとおり、163件、9億8,000万円移管を受けました。これを早速、その中身の精査を始めましたところ、現時点で、破産免責等によりまして、明らかに債権放棄するしかないと判断できたものが9件、127万円ございました。

それ以外はというお尋ねでございますけれども、この163件につきまして債権の判定をいたしました。A判定、B判定、C判定という判定をいたしまして、A判定は徴収可能性がありと、

Bを飛ばしましてC判定が、今回の分も含まれますが、債権放棄、不納欠損するしか方法がないと思われるもの、これはC判定、その間に属するもの、どちらともまだはっきり言えない、B判定と、大きくこのA、B、Cという判定をいたしました。

C判定、債権放棄、不納欠損するしかないと考えられるものが45件ございました。金額では、約9,300万円ほどでございます。

ただ、これは、今まさに中身を一個一個精査していておりますので、今申しました約9,300万円が全て債権放棄になるとは限りません。また、逆に「徴収可能性があり」と判断したA判定につきましても、状況によりましてはB判定、もしくはC判定に移動するということもあろうかと思っております。

【中島(浩)委員長】 それで45件ということですね。

今回の50万円以下ということがネックになっている案件もあるんじゃないかと思っておりますけれども、今後、50万円以下という専決処分の上限をもうちょっと上にやるという検討は、今後どうなんですか。

【田尾債権管理室長】 今のご質問でございますけれども、今回、50万円以下につきましては知事専決で処分できるというふうにしていただいたばかりでございますので、我々債権管理室としては、今後でございますけれども、同じように50万円以下で債権放棄すべきものも出てまいろうかと思っております。そして、50万円を超過するもの、これは従来どおり議案として上程させていただくことになるわけですが、こういったものも出てこようかと思っております。

状況を踏まえまして、場合によりましてはお願いさせていただくことはあるかもしれません

が、現状では、今、50万円以下については専決、それ以外、50万円を超えるものについては議会の皆様方の議決を要するという形で、当面は臨んでみたいと思っております。

【中島(浩)委員長】 できれば、45件ということで、これは明らかに無理だという案件につきましては、ずっと、無駄な労力じゃないですけども、そういったことでおざなりになっている状況だとすれば、早い段階で判断されるべきだと思いますので、その取組はよろしくお願ひしたいと思います。

時間がありませんので、消防に関してですけど、消防体制の見直しをされるということで、各市町を回っている中で、条件的に非常に難しいじゃないかというお答えがっていると聞いておりますが、その辺の取組状況についてお伺ひいたします。

【宮崎消防保安室長】 本年6月に長崎縣市町消防広域化推進計画を策定し、それに基づきまして、現在、離島の消防体制についての調査研究、それから、本土におきますと、県南部、県北部におきまして、地域において研究会を開催し、地域ごとの課題、それに対する対応策の検討、研究を始めたところでございます。

今やっています調査、それから協議会に基づきまして、今後、消防体制を維持、強化していく上で広域化、もしくは各消防本部の連携協力が必要ということになってまいりましたら、それに基づきまして、さらに進めてまいりたいと思っておりますので、いましばらくはこの調査研究、それから協議を続けてまいりたいと思っております。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

【前田委員】 マイナンバーカードについて質問を、昨日、地域振興部にしたんですけども、

そこで終わる話かなと思ったんですけども、職員の普及率については総務部ということなので、改めて質問させていただきます。

6月定例会においてマイナンバーカードの取得推進について質疑をし、総務省の通達として県の職員は率先して取得するようにという通知が来ているはずだという話の中で、本庁並びに県警、教職員の方の取得率を尋ねたわけです。

その中で、県警が非常に高かったということ、80数%を取得しているということを含めて、どのような取得の啓発をしたのかということも含めて確認する中で、県庁職員も努めてほしいということで要望していたんですが、その後の取組と、取得がどれくらい進捗があったのかについて、ご答弁いただきたいと思っております。

【大安人事課長】 委員ご指摘がありました職員のマイナンバーカードの取得の状況でございます。

まず、8月末時点で調査を行った結果から先に申し上げさせていただきますと、知事部局におきます県職員の交付申請率は59.5%でございます。6月定例会の際にお答えさせていただきました、3月末時点でしたけれども、あのときが36.3%でございましたので、23.2%の増という状況になっております。

この間、職員のカード取得の勧奨に向けては、昨年度来、いろんな会議の際に取得勧奨を所属の方にお願ひしますとか、いろんな国からの通知等を周知等も行ってきたところであります。

今年度は、改めまして取得状況調査を行う際に、カード取得の趣旨を記載したものを各職員に配布しますとか、また、未申請というふうな回答の職員に対しては、個別に取得勧奨を行うような取組も行いました。また、職員に対しての情報発信といたしまして、新たに詳細なスマ

ートフォン申請の方法でありますとか、あと、マイナンバーカードの安全性に関する国の資料、また、各市町における時間外、休日窓口の状況、そういったものを、申請につながるような内容のものをきめ細かく発信をしたところでございます。

引き続き、また、取得促進に取り組んでいきたいと考えております。

【前田委員】ありがとうございました。短期間に取得率が伸びたなということで、頑張っているというのを感じました。

ただ、昨日、市町村課の中で、取得することが最終目標ではないですから、当然それをどう活用していくかという中で、市町村課が答弁したわけですが、市町村課は、当然、各市町に対して推進に向けて推奨しているという話だったんですけれども、「県として、マイナンバーカードをどう活用していくかということの検討をしていますか」という質疑に対しては、「これから」というような答弁があったわけですが、活用については、市町村課で、多分、担当部署としてどうなのかなという思いの中で、ぜひ今回お願いしたいのは、そうやって、これからの取組を含めて、今答弁があったわけですが、ただ単に取得しましたかということだけではなくて、職員さんは各部署、部署におられるわけですから、その方たちから、じゃ、県としてどんな活用が考えられるかみたいなアイデアというものを同時並行してとっていただき、それを総務部の企画になるのかわかりませんが、そういったところの中で、活用について、本県独自の検討をしていくということを要望したわけですが、このことについて、もしよければ、総務部長、一言ご答弁いただければと思います。

【大田総務部長】お答えいたします。

マイナンバーカードの関係、ご指摘のとおりでありまして、まずは取得の促進ということで取り組んでおりますけれども、いかに中身をいいものにするとかという視点が重要だと考えております。

現状、これもご案内のとおりでありますけれども、どうしてもマイナンバーカードの関係、市町もその業務を利用、活用していくといった視点が強くなりがちでありまして、実際、その業務としてもそういう状況にあると思っております。

一住民としてという観点も必要ですし、あるいは県庁の中の仕事として、何か活用ができるところがあるかといったアイデアにつきましては、ご指摘のとおり、庁内でも意見を募ってみたいと思います。

【前田委員】部長の答弁を了としますが、まさしく市町でどんな検討していくかということにかかっているかと思うんですが、ぜひ、全国の中でも先行事例等が出ていますから、そういう情報収集も、庁内の担当とする部署の中で集めていただいて、情報提供しながら、そしてまた、知事がスクラムミーティング等をする際に、そういうことも共通認識として持って取り組むということをお願いして、質疑を終わりたいと思います。

ありがとうございました。

【山口(経)委員長】ほかに質問はありませんか。

【山本(啓)委員】地域振興部でも質疑をいたしましたが、台風9号・10号についてお尋ねしたいと思います。

避難所の混雑や課題については、先ほども質疑が交わされました。10号のことをまず若干聞いてみたいと思っておりますけれども、今回、気象庁

からアナウンスがあって、しばらく時間があって、それに備えるという形、いわば待つという状態での対策だったと思います。

市町・県の職員の方々には大変な負担があったと。それは、やはり多くの方々が選択肢が多くあって、そして、自らの家庭環境や生活環境に即した場所に避難しようとする。そのリクエストが高まれば高まるほど、また、行政がそれに応えれば応えるほど、行政職員の方々に非常な負担がかかったと。

他方で、地域の自主防災組織や消防団などの取組をされている方々も、今回のような場合は、何かが発生したことに対応するのではなくて、発生することを待つ状態でありますから、なかなか活動の仕方というのが難しかったんだと思います。

しかしながら、これからはこういったことも想定しながら、併せてコロナウイルス対策も同時進行でしながらやっていく。ぜひ、今回の件は、先ほども麻生委員とのやりとりにもありましたけれども、しっかりと全庁的な形をとって、情報の集約や、また、21市町との連携を果たした上での分析などもしていただきたいと思います。

もう時間がありませんので質問したいと思いますが、いつから備えるかといえば、平時の時から備えるしかないわけで、それはこれまでもやってきたんですね。けれども、そういったことが、これまでの延長線上にある事態ではないという認識を私は持っていますので、改めて今回の取組や情報の収集ですね、いつまでにどういった協議を行っていくのか、具体的な取組について答弁をいただきたいと思います。

【近藤危機管理課長】具体的な日程等はまだはっきり決めてないところでありますけれども、

できるだけ早い段階で各市町を回る、もしくはテレビ会議等によりヒアリングを実施していきたいと思っております。

市町へ避難の想定の人数がこれまで以上に増えたのではないかとということと、避難所の開設数、そして避難所の収容、そういったものも含めた形で幅広く検討をする必要があるかと思っております。

【山本(啓)委員】常時そこにある施設を避難所として活用していくのか、そのときだけ特設でつくっていくのか、また、そこに配置するスタッフは要るのか要らないのか、コロナがそのまま続くということを考えれば、コロナに限らずウイルス対策というのはこれからも考えていく必要があると思いますので、ひょっとすると、従前の施設では面積や避難をする定員も変化がされていく。

ぜひ、今回の総合計画などの取組においても、先ほども申し上げましたが、これまでの延長線上にない事態でありますので、新たな覚悟として、しっかりとした計画の作り込みをいま一度考え直す必要があるかというふうに思いますが、いかがですか。

【近藤危機管理課長】総合計画の中でも、コロナの対策というものを踏まえながら、盛り込む必要があるというふうに承知しているところでありますが、特に、今回の台風10号の対応というのは、やはり今までにない分散避難により避難された方もいらっしゃいますし、行政側の対応、職員の対応、そして、地域の皆様方もそれぞれに多少なりともできる範囲で避難所の運営でやっていただければなというようなところを含めての地域の応援体制も含めて、いろんな形で協議をする必要があるかと思っております、それに対応してまいります。

【山本(啓)委員】 私は、今回、10号で現場を見て痛感したのは、やはり責任ある立場の方々の負担が大きくなっているということです。行政職もしかりですけれども、地域のリーダーもしかりです。そういった方だけが負担を負って、自らの家族などの避難に関わることができない、そういう事態があったということをしっかり受け止めていただきたいというふうに思っております。

終わります。

【山口(経)委員長】 ほかに質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ほかに質問がないようですので、危機管理監及び総務部関係の審査結果について整理したいと思います。

しばらく休憩いたします。

午前11時50分 休憩

午前11時50分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

これをもちまして、危機管理監及び総務部関係の審査を終了いたします。

引き続き、分科会長報告及び委員長報告の取りまとめなどの委員間討議を行います。

理事者退席のため、しばらく休憩いたします。

午前11時51分 休憩

午前11時52分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

これより、決算審査の日程について協議を行います。

それでは、審査の方法について、お諮りいたします。

協議につきましては、本委員会を協議会に切り替えて行うことといたしたいと存じますが、

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように進めることといたします。

それでは、ただいまから委員会を協議会に切り替えます。

午前11時53分 休憩

午前11時54分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

予算決算委員会総務分科会の決算審査の日程については、お手元に配付いたしております「審査日程案」のとおりでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 ご異議ないようですので、そのように決定させていただきます。

次に、閉会中の委員会活動について協議したいと思いますので、しばらく休憩いたします。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

【山口(経)委員長】 委員会を再開いたします。

閉会中の委員会活動について、何かご意見はありませんか。

〔「正副委員長一任」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)委員長】 それでは、正副委員長にご一任願いたいと存じます。

これをもちまして総務委員会及び予算決算委員会総務分科会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午前11時56分 閉会

1 0 月 5 日
(追 加 上 程 議 案 審 查)

1、開催年月日時刻及び場所

令和2年10月 5日

自 午前10時 8分
至 午前10時26分
於 委員会室 1

2、出席委員の氏名

| | |
|------|---------|
| 分科会長 | 山口 経正 君 |
| 副会長 | 北村 貴寿 君 |
| 委員 | 小林 克敏 君 |
| ” | 山口 初實 君 |
| ” | 前田 哲也 君 |
| ” | 中島 浩介 君 |
| ” | 山本 啓介 君 |
| ” | 大久保潔重 君 |
| ” | 吉村 洋 君 |
| ” | 麻生 隆 君 |
| ” | 堤 典子 君 |
| ” | 浦川 基継 君 |

3、欠席委員の氏名

なし

4、委員外出席議員の氏名

なし

5、県側出席者の氏名

| | |
|------|---------|
| 総務部長 | 大田 圭 君 |
| 財政課長 | 早稲田智仁 君 |

6、審査の経過次のとおり

午前10時 8分 開議

【山口(経)分科会長】 皆さん、おはようございます。

ただいまから、総務分科会を開会いたします。これより議事に入ります。

本日、上程された予算議案につきましては、予算決算委員会に付託されておりますので、予算議案の関係部分を総務分科会において審査することとなっており、本分科会として審査いたします議案は、第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち関係部分であります。

なお、理事者の出席範囲につきましては、付託議案に係る範囲とし、お手元に配付しております配席表のとおり決定したいと存じますので、ご了承をお願いいたします。

【山口(経)分科会長】 それでは、予算議案を議題といたします。

総務部長より、予算議案の説明を求めます。

【大田総務部長】 本日、追加提案いたしました第121号議案「令和2年度長崎県一般会計補正予算（第8号）」のうち総務部関係部分について、ご説明申し上げます。

総務部の「予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料（追加1）」をお開きいただければと思います。

今回の補正予算は、台風第9号及び第10号により被害を受けた農業、漁業の生産者等に対しまして、経営継続のための施設復旧等を緊急的に支援するために必要な予算を追加しようとするものでございます。

歳入予算は、繰入金2億8,739万6,000円の増という形になっております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

【山口(経)分科会長】 以上で説明が終わりましたので、予算議案について質疑を行います。

質疑はありませんか。

【麻生委員】 1点だけお尋ねしたいと思います。

今回の災害については、緊急予算でありますから、速やかに私たちも支援したいと思いますけれども、今回の予算は財政調整基金から支出されているということで、この前の委員会でも残額が40億円程度しかないという状況でありますけれども、これについて、災害資金ですけれども、別途、手当てができるのかどうか。今回、コロナもありますけれども、災害関係についての対応ということで、国からの補助金だとか、農水関係の議案でありますので、そういったことについての支援とか補助メニューはないのでしょうか、その点お尋ねしたいと思います。

【早稲田財政課長】 今回の台風災害に係る復旧予算ということで、今回、財政調整基金からの繰り入れということで緊急的に措置しております。例えば、ほかの財源を当てる場合において、農林部におきましては、被災後すぐに国に対しまして要望を行いまして、7月の豪雨災害でありますと国庫補助金などが充当されるケースもありますので、それに準じたような形で、まずは国庫補助金を獲得できないかということをお願いしております。

また、一般財源の場合におきますと、局所的な災害においては、特別交付税の特殊事情ということでも国に対して事情を申し述べることができます。これについては年明けぐらいに詳しいヒアリングになるかと思いますが、どれだけ局所的な災害によって地方負担が生じたのかということについて特別交付税の特殊事情ということで、こちらについても地方財源措置について要望してまいりたいと考えております。

【麻生委員】 端的に言うと、この財源はなかな

か見当たらないと。だから、財政調整基金を崩して緊急に当たるんですよという話だと理解します。

問題は、今後、年度末に近づいた時に残額が出てきて、後、補填されるんでしょうけれども、改めて財政調整基金の厳しい状況の中でありますので、しっかりと効果的な状況になるように、もちろん、現場の皆さんもいち早く対策をとって生産を上げたいという思いは共感いたしますので、改めて財政調整基金を含めて財源の関係についてしっかりと目配りをお願いしたいということで要望しておきたいと思います。

【山口(経)分科会長】 ほかに質疑はありませんか。

【小林委員】 年度途中の財政調整基金の取り崩しというのは、台風9号、10号に充当することになると思いますが、そういう年度途中の取り崩しというのは県単独で措置すると、こういうようなことになって、今も麻生委員からお話があったとおり、国に対して要望をし続けると。国の制度資金、あるいは災害に対するところの支援対策等もあるわけでありましょうから、国に対して要望活動は直ちにやったというような答弁を今いただきましたけれども、この見通しとか、これからどうなっていくのか、その辺についての見込みについてのご答弁をお願いしたいと思います。

【早稲田財政課長】 今回の台風第9号、台風第10号による農業施設、漁業施設への被災につきましては、例えば、先ほどご答弁申し上げましたけれども、令和2年7月の豪雨災害のような場合だと、全国的なケースですので国庫補助の適用が速やかになされておりますけれども、被害状況を見てみますと、特に本県の被害状況が大きかったということで、その国庫補助の適用というのが、例えば、農業施設の復旧であります

とか、そういったものについてどうなるかというのは、速やかに国に要望いたしましたけれども、引き続き、そこについては今後の復旧状況、それから被害状況の把握というものも詳細に行いまして、改めて県としても要望してまいりたいと考えております。

また、特殊事情ということになりますと、先ほど話にございましたように、一般財源につきましてもしっかりと総務省に対して求めていくということを行いまして、この基金の取り崩しが少しでも圧縮できるような形で対応できるようにしたいと考えております。

【小林委員】災害に対して国に要望し、国の支援をいただくというようなことは当然と言えば当然です。ただ、今回の台風9号とか10号を見ておりますと、全国的とか、あるいは九州全体とか、そういうところに被害が多く発生しているわけではなく、どちらかというとき長崎県が主体的になっていると。ここのところが、国が果たしてそういう制度資金とか支援対策を行ってくれるかどうかということについては、非常に疑問が生じてくるわけであります。

ですから、直ちに国に要望しているんだと。国に対して、それぞれ関係者を通じながら国に強く働きかけると。何といっても財政が厳しい状況でありますから、これはもう自然災害で何とも言えない状況でありますので、やっぱり国に対してしっかりやってもらいたいと、ここのところは重ねて要望を、ひとつしっかりやっていただくようお願いをしたいと思うわけであります。

そこで、これも麻生委員から、財政調整基金も非常に少なくなってきていると。現在、残高は42億円ですね。こういう状況にありますから、ここのところについて一体これから、まだまだ

自然災害は起こるであろうと、あるいはコロナ対策だってどうなるかわからないと。こんな中で長崎県の財政は本当に持ちこたえることができるのかと。これはもう誰しもが心配をしているわけです。

特に、この間から、この委員会の総務部の質疑の中において、県税の収入がコロナの悪影響を相当受けるだろうと。こんなようなことを指摘し、ただしたところでありました。

地方消費税をはじめとして、いろいろな影響がある中で、トータルして71億円ぐらいの減収が見込まれるんじゃないかと。令和2年度の当初予算においては、県税収入を1,227億円ぐらい、そういう過去最高の見込みをされておりましたので非常に楽しみにしておったわけです。ところが、こういう状況になってきて、もう71億円が減収になっていくという状況でございまして、この基金をこうして取り崩さざるを得ないと。こんな状況がずっと続きますと、長崎県の財政は一体どうなっていくのかと、本当に心配が重なってくるわけです。

特に、財政課長は、総務部長はその当時まだいらっしゃらなかったけれども、当然、引き継ぎでその辺のところはしっかり勉強されていると思いますが、私の一般質問の中で、こうやって基金を取り崩しながらやっていく、こんな状況の中で果たして長崎県はどうなっていくのかという質問の中において、中村知事は、「もうこれからは基金を取り崩すことなく長崎県の財政運営をやっていくんだ」と。こんなようなことが果たしてできるのかと、こんなようなことを尋ねた経過があります。

ですから、今回、幾らぐらい取り崩しをやっているかということで、先ほどいただいた資料で3基金の状況を見ましたら、かなり取り崩しているんですね。令和元年度末の残高が約214

億円あったんですね。その214億円の中で、いわゆる令和2年度の当初予算で142億円も取り崩しているじゃありませんか。同時に、この間のコロナ対策で9億7,000万円、こういうような状況で取り崩して約10億円。

こんな状況の中で、3基金合わせて、財政調整基金は42億円だけれども、全部で62億円しかないんですよ。これをいわゆる年度当初にいろいろ取り崩して、最後の年度末で調整をするというやり方でやってくるところだけれども、なんと、これが県税の収入だけでも、この間、明らかにされたように71億円が減収になってくるわけでしょう。そうすると、財政調整基金の積立金はどこから生まれてくるのか、財政調整基金の積立金がどこから生じてくるのかと。これだけ景気が低迷し、これだけ様々なコロナの影響がある中において、これはなかなか難しいと思うんです。

だから、これまで基金を取り崩さないで県の財政運営をやっていくんだと、こういうようなことにきちんと方向づけをされておりましたけれども、今回ばかりは、いろいろ最終的に執行残とかいろいろあるかもしれんけれども、かき集めても、果たして基金の積立金としてどれくらいやっていくだろうかということ非常に懸念しております。

ですから、今回の台風被害についても、わずか3億円近くではあるけれども、これを何とかして国をお願いをし、もう本当に我々、長崎県というのは、こういう厳しい環境の中にあるということ、ここをしきりに強調して何とかやってもらわないと、基金に頼らず、基金を取り崩さず、県の財政をやっていくんだという話は、もうここで実は風前のともしびになっていくわけです。

こういうようなことを考えておりますけれど

も、総務部長か財政課長、どちらでもよろしいんですけれども、こういう基金の見込み、今回は取り崩さざるを得ない、年度末に期待ができないと、積立金としてと。こういうようなことで、どうしても九州知事会、あるいは全国知事会等々において、今回の臨時交付金みたいな、国の財政も大変ですけれども、国の財政イコール、これはもうパンクすると。こういう状況になってくるわけだから、もう限界がありますけれども、しかし、自然災害でありますから、この辺のところについてはどういう見解をお持ちか、お尋ねしておきたいと思います。

【大田総務部長】 お答え申し上げます。

今年度内の財政運営についてということでございます。

今年度、先ほどご紹介いただきましたとおり、税収において減収が生じるということは、今、予想しておりますけれども、こちらにつきましては、先日、ご答弁申し上げますとおり、できる限りの手当てをしていきたいと考えております。

特に、地方消費税につきましては、今、制度上、減収補填債という起債を打てないものだから、そこについて制度改正をしっかりと要望していきたいと思っております。

また、今後、発生し得るコロナ関係のところにつきましても、今、ご指摘をいただきましたとおり、国の財政、厳しい中ではございますけれども、やはり臨時交付金といった財政的な手当てをしっかりとまた要望していきたいと考えております。

繰り返しになりますけれども、災害の関係も国に対して、局所的な災害の制度というのがないという状況ではございますけれども、それをどうにか特例的にでも適用いただけるような形で要望していきたいと考えております。

今、ご紹介いただきましたとおり、財政調整基金は非常に厳しい状況にあると承知しておりますので、少しでも有利な財源活用をあらゆるところでしっかりと考えてまいりたいと思っております。

以上でございます。

【山口(経)分科会長】ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ほかに質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

次に、討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

予算議案に対する質疑・討論が終了しましたので、採決を行います。

第121号議案については、原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

【山口(経)分科会長】ご異議なしと認めます。

よって、予算議案は、原案のとおり、可決すべきものと決定されました。

予算議案の審査結果について整理したいと思いますので、しばらく休憩します。

午前10時25分 休憩

午前10時25分 再開

【山口(経)分科会】分科会を再開いたします。

これをもちまして、総務分科会を終了いたします。

大変お疲れさまでした。

午前10時26分 閉会

総務委員会審査結果報告書

本委員会に付託された事件について審査の結果、下記のとおり決定したので報告する。

令和2年9月29日

総務委員会委員長 山口 経正

議長 瀬川 光之 様

記

1 議 案

| 番 号 | 件 名 | 審査結果 |
|-------------|-------------------------------------|------|
| 第 113 号 議 案 | 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する 条例 | 原案可決 |

計 1 件 (原案可決 1 件)

委 員 長 山 口 経 正

副 委 員 長 北 村 貴 寿

署 名 委 員 前 田 哲 也

署 名 委 員 吉 村 洋

書 記 山 脇 卓

書 記 村 井 万希子

速 記 (有)長崎速記センター

配 付 資 料

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち企画部部分では、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」において、県内への普及・啓発や関係団体等と連携した取組を行うSDGsの推進や、新型コロナウイルス感染症に対応したニューノーマル（新たな日常）も見据えてのSociety5.0実現に向けた推進体制の構築、第5世代移動通信システム（5G）の基地局設置など地域を支える情報通信基盤の整備促進等を推進することとしております。また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、特定複合観光施設（IR）区域の整備や、九州新幹線西九州ルート開業とIR誘致の動きを見据えたMa a S等の新たなモビリティサービスの導入などを推進してまいります。

企画部においては、このような取組を積極的に推進することで、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくりの実現を目指してまいりたいと考えております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

「長崎県総合計画チャレンジ2020」については、平成28年度から本年度まで

の5年間を計画期間として各種施策を展開しているところですが、県民の理解と信頼を深めるため、適切な数値目標を設定し、政策評価などを通じた計画の進捗管理を実施するとともに、その結果を分かりやすく公表することとしております。

計画全体の施策と事業群の指標をあわせた250項目の数値目標のうち、指標が重複しているものや、目標値を設定していないものなど63項目を除く187項目の進捗状況は

- ・目標を達成したものが100項目（53%）
- ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが50項目（27%）
- ・目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが37項目（20%）

となっており、県全体の進捗状況として、新型コロナウイルスや国際情勢の影響等により、達成した指標の割合が前年度より低下していることから、危機意識を庁内で共有しながら全力で目標達成を目指す必要があると考えております。

また、計画に掲げる数値目標のうち、企画部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

企画部関係分の数値目標5項目のうち、令和元年度の実績を算定中の2項目及び令和元年度の目標値を設定していない「IRの導入」を除く2項目の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが1項目
- ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが1項目

となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

（特定複合観光施設（IR）区域整備の推進について）

IR区域の整備については、新型コロナウイルス感染拡大を踏まえ、国による自治体へのヒアリングが行われており、現在、令和3年1月4日から7月30日までとされている区域整備計画の認定申請期間の延期が検討されているとの報道もなされてお

ります。

こうした中、本県において、ＩＲ事業者への聞き取りを行ったところ、感染拡大防止のため、出入国制限が継続されている現状を踏まえ、多くの事業者からは、「現時点で公募が開始された場合、対応が困難である」等の意見をいただいたことから、本年夏頃を予定していた事業者の公募開始については、いったん見送ることといたしました。

本県としては、今後の国の動向や事業者の状況等を総合的に勘案しながら、いかなる状況にも適切に対応できるよう、しっかりと準備を進めてまいりたいと考えております。

今後とも、県議会や県民の皆様のご意見を伺いながら、佐世保市はもとより、九州・山口各県及び経済界との連携を深め、九州・長崎ＩＲの実現に力を注いでまいります。

(Society5.0の推進について)

本県におきましては、Society5.0の実現に向けた取組を推進しており、去る9月1日には、ICT関連企業、情報通信関連企業、各業界団体、県内大学、金融機関及び県内市町のご参画をいただき「ながさき Society5.0 推進プラットフォーム」を立ち上げました。プラットフォームのメンバーの方々からは、「Society5.0 実現に向けたアクションを起こし、地場企業振興の流れを作れるよう努力したい。」「IT化が目的ではなく、人の力を引き出すITの仕組みを作るべき。」「通信環境や地理的な不利条件などによって、取り残される市民が出てこないようにする必要がある。」などのご意見もいただいたところです。

今後、当該プラットフォームにおきまして、「5Gなどの情報通信基盤の整備」やICTの利活用による「豊かで質の高い県民生活の実現」及び「新産業の創出・地場産業振興及び地域振興」、さらには「県・市町におけるデジタル化の推進」について、潜在的なものも含めて課題を掘り起こし、その解決方法などに関する協議・検討を深め、本県の様々な分野におけるデジタルトランスフォーメーション(DX)を促進し、新

型コロナウイルス感染症の拡大に対応するためのニューノーマル（新たな日常）への対応を図りながら、Society5.0の実現を目指してまいります。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

危機管理監

危機管理監関係の議案外所管事項についてご説明いたします。

(令和2年7月豪雨への対応について)

7月6日、活発化した梅雨前線の影響により、長崎市ほか県内6市町に大雨特別警報が発表され、さらに7月中旬から下旬にかけて繰り返し大雨が降り、県内各地で7月の月間降水量が平年の3倍を超えるなど記録的な豪雨となりました。これらの大雨により、県内では自然災害としては、平成21年7月以来となる、3名の方がお亡くなりになられたのをはじめ、住宅浸水、がけ崩れ、道路の浸水損壊などの被害も多数発生いたしました。

この間の被害情報の収集・発信といった災害対応につきましては、大雨警報の発表時には、本庁と地方機関に長崎県災害警戒本部を設置し、さらに大雨特別警報が発表された際には、知事を本部長として長崎県災害対策本部を設置することで、庁内各部署が一丸となって対応にあたりました。

こうした中で、今回の豪雨災害では、大村市や諫早市、対馬市を中心に、延べ約2,800人の消防団員が出動し、河川などの危険箇所の警戒や避難誘導、行方不明者の捜索、土嚢積みなどにあたりました。

また、熊本県での令和2年7月豪雨災害発生直後の7月4日には、消防庁長官から長崎県知事に対して、緊急消防援助隊の出動要請があり、県内10消防本部から、28隊で構成する長崎県大隊を7月7日まで、防災航空隊を7月14日まで、熊本県へ派遣し、捜索や救助、救急搬送などの任務に当たり、18名の救助を行ったところでもあります。

近年、全国各地でこうした大規模災害が発生していることから、迅速かつ適切な災害対応及び人命救助活動等を実施できるよう、今後とも各市町および消防や警察、自衛隊をはじめとした関係機関と連携して、防災体制並びに応援体制の強化に取り組むとともに、本県がこのような大規模災害に見舞われた場合に、円滑な支援が受けられるよう、受援体制の整備にも取り組んでまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、危機管理監関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

危機管理監関係分の数値目標6項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが5項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが1項目

となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのか、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち危機管理監部分では、基本戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」において、自然災害に備えた警戒避難体制の構築やイベント等を通じた防災意識の向上、消防団への加入促進や消防団活動の充実強化を推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

以上をもちまして、危機管理監関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部から条例議案・事件議案の提出はございません。

はじめに、議案外の報告事項について御説明いたします。

(和解及び損害賠償の額の決定について)

これは、公用車による交通事故のうち和解が成立いたしました3件の合計107万1,046円を支払うため、9月1日付けで専決処分をさせていただいたものであります。

この損害賠償金は全額保険から支払われることになっています。

公用車による交通事故を抑止するため、警察無線を通じて事故防止の注意喚起を促す「スポット一斉指令」を行い安全意識の向上を図るほか、警察学校の卒業を控えた学生に対する交通事故防止研修会を開催するとともに、各所属に指定している安全運転指導員による教養、訓練を実施するなど、継続して事故防止対策に取り組んでおります。

今後も引き続き、交通事故を始めとする損害賠償事案を起こすことがないよう、指導を徹底してまいりますので、御理解をお願いいたします。

次に、その他の所管事項について御説明いたします。

(犯罪の一般概況について)

令和2年1月から7月末までの県内の刑法犯認知件数は1,661件で、前年同期と比較しますと305件、15.5パーセント減少しております。

人口10万人当たりの刑法犯認知件数は125.2件で低い方から全国第2位、検挙率につきましては71.0パーセントで高い方から全国第5位となっております。

犯罪抑止対策の成果として、刑法犯認知件数は戦後最少であった昨年を更新するなど、全国トップレベルの治安水準を維持しているところでありますので、引き続き、

県内の犯罪情勢を把握・分析の上、的確な犯罪抑止対策を推進していくとともに、その効果を上げるため、警察、知事部局及び県教育委員会の主唱により推進している「カギかけんば」「ひと声かけんば」「見守りせんば」をサブタイトルとする「犯罪なく^{さん}3ば運動」の県民への浸透、定着を図り、県民の自主防犯意識の向上に努めるなど、関係機関・団体、事業者等との連携を強化しながら犯罪の起きにくい社会づくりに努めてまいります。

また、事件が発生した場合には続発防止の観点からも、迅速かつ的確な捜査を実施し、検挙の徹底を図ってまいります。

(人身安全関連事案への取組状況について)

ストーカー及び配偶者等暴力事案につきましては、全国的に、被害者等が殺人などの重大事件に巻き込まれるケースが後を絶たず、本県においても、過去には、ストーカーに起因した殺人事件が発生しております。

本県警察といたしましては、今春、生活安全部門に人身安全対策課を新設し、更に、人身安全対策課内に初動支援係を新設して体制を拡充しており、これにより事案を的確に把握した上で、警察署に対して事案対処に係る必要な助言・指導等を行い、警察署と連携して被害者等の保護対策及び加害者の検挙や積極的な行政措置の推進等加害者対策に重点的に取り組むとともに、関係機関、団体と密に連携を図りながら保護対策を推進中であります。

令和2年1月から7月末までの県内におけるストーカー事案の認知件数につきましては、137件で、前年同期と比較しますと2件の増加となっております。

受理した事案に関しましては、期間中、ストーカー規制法違反の検挙8件、同法に基づく書面警告1件、禁止命令14件、禁止命令の延長処分4件、脅迫等他法令による検挙8件の措置をとっております。

また、配偶者等暴力事案の認知件数は238件で、前年同期と比較しますと48件

の増加となっております。

受理した事案に関しましては、暴行・傷害等他法令による検挙24件の措置をとっております。

児童虐待事案につきましては、全国的に、保護者からの身体的虐待や育児放棄により幼い命を奪われる悲惨な事件が後を絶たないなど、その情勢は憂慮すべき状況にあります。

本県警察では、児童の早期の救出保護と、被害の拡大防止に資するため、本年度から長崎児童相談所に現職の警察官1名を派遣しており、事案への初期的対応や情報共有において、より円滑な連携が図られているところであります。

これらの事案に迅速かつ的確に対処するため、引き続き、全警察官が危機意識を共有して緊密な連携を図り、被害者等の安全確保を最優先に、加害行為者に対しては、早期警告の実施や各種法令の積極的適用による検挙措置など、犯罪の予防、被害の拡大防止を徹底してまいります。

(特殊詐欺の被害防止対策について)

特殊詐欺は、県民生活を脅かす悪質な犯罪であり、本県警察といたしましては、被害防止策として、検挙、取締り及び関係機関・団体等と連携した広報啓発活動等の各種施策を積極的に推進しているところであります。

令和2年1月から7月末までの県内の特殊詐欺情勢につきましては、認知件数が17件、被害総額は約7,429万円となっており、前年同期と比較しますと認知件数は2件の増加、被害総額は約8,736万円の減少となっております。

被害総額は大幅に減少しておりますが、認知件数・被害総額ともに高水準で推移しており、特殊詐欺を巡る情勢は依然として厳しい状況にあることから、これら対策を官民一体となって強力に推進し、特殊詐欺の撲滅に取り組んでまいります。

(暴力団対策について)

暴力団情勢につきましては、全国的には、山口組三団体の対立に起因する発砲事件等が続いていることから、本県も山口組傘下組織に対する徹底した取締りや情報収集に努め、暴力団組織の弱体化及び発砲事件等の未然防止に努めております。

県内では、令和元年12月末現在、指定暴力団参加の11組織と約190人の暴力団員等を把握しており、令和2年1月から7月末までの県内の暴力団員等の検挙人員につきましては、44人、前年同期と比較しますと10人増加となっております。

今後も引き続き、各種違法行為の徹底した取締りに加えて、暴力団対策法及び暴力団排除条例の効果的な運用を図るとともに、長崎県暴力追放運動推進センターを始めとする関係機関・団体と連携して暴力団排除活動を推進してまいります。

(薬物対策について)

薬物情勢につきましては、全国的には、薬物事犯検挙人員は近年横ばいが続く中、大麻事犯検挙人員は、平成26年以降増加が続き、令和元年も4,321人と昨年に引き続き過去最多を更新するなど若年層を中心に増加傾向が続いております。

本県警察におきましても近年、同様の傾向が認められ、令和2年1月から7月末までの県内の薬物事犯の検挙人員は、28人と前年同期と同数ですが、うち、大麻の検挙人員は15人で、前年同期と比較すると6人増加しております。

したがいまして、本県警察としましては、今後も引き続き、薬物情勢の実態把握等に努め、大麻事犯を始めとした覚醒剤等の徹底した取締りや関係機関・団体と連携した広報啓発活動等を推進し、薬物事犯の根絶に取り組んでまいります。

(少年非行の概況について)

少年非行については、全国的に減少傾向にあり、県内においても、昨年は、統計を取り始めた昭和26年以降最小となるなど、減少傾向にあります。

しかしながら、近年、少年による大麻の乱用や、SNS等のインターネットを悪用した非行が発生するなどしており、その背景には、少年の規範意識の低さや、コミュニケーション能力の不足等が認められることから、年齢や学年に応じた非行防止教室少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動を推進しております。

令和2年1月から7月末までに、県内で検挙・補導した窃盗等の刑法犯少年は88人で、前年同期と比較しますと14人の減少、長崎県少年保護育成条例違反等の特別法犯少年は10人で、前年同期と比較しますと6人の減少となっております。

また、喫煙、深夜はいかい等で補導した不良行為少年は1,255人で、前年同期と比較しますと205人の増加となっております。

今後も、ボランティアや関係機関・団体と一層の連携を図りながら、将来を担う少年の非行防止、健全育成に努めてまいります。

(生活経済事犯の取締り状況について)

生活経済事犯の取締りにつきましては、県民生活に直結した悪質な事犯、特に高齢者や若者が狙われやすい利殖勧誘事犯及び特定商取引等事犯並びにヤミ金融事犯を重点にした取締りを推進するとともに、関係機関・団体との連携を図りながら、被害の未然防止に努めております。

令和2年1月から7月末までの県内の生活経済事犯につきましては、検挙件数40件、検挙人員42人で、前年同期と比較しますと件数で1件、人員で3人減少となっております。

今後も引き続き、生活経済事犯取締りの取組を推進し、被害の未然防止に努めてまいります。

(サイバー犯罪の取締り状況について)

サイバー空間をめぐっては、全国的にキャッシュレス決済システムを悪用した犯罪

が増加傾向にあり、本県においても I D 等の窃用による不正アクセス事犯やパソコンがウイルスに感染したと嘘の警告を表示させて金銭をだましとる、いわゆるサポート詐欺事犯が急増するなどしていることから、サイバー空間の安全確保が喫緊の課題であると認識しております。

したがって、本県警察といたしましては、従来どおりサイバー犯罪の取締り及び L I N E を用いた広報等の被害防止対策に重点を置き、県民から寄せられる相談を端緒とした積極的な事件検挙活動や、関係機関・団体と連携した県民に対するサイバーセキュリティ広報活動を推進中であります。

また、本県警察の人的基盤の強化を目的として、警察官 1 名を今年度から県立大学大学院へ派遣して情報セキュリティ研究に従事させているほか、システムエンジニア等の技術者を対象とした採用試験を実施するなど、サイバー犯罪捜査に精通した警察官の人材育成活動を推進中であります。

令和 2 年 1 月から 7 月末までの県内のサイバー犯罪の検挙状況につきましては、検挙件数 2 5 件、検挙人員 2 0 人であり、前年同期と比較しますと件数で 1 件の減少、人員で 4 人の増加となっております。

サイバー犯罪に対する県民の不安は大きく、警察によるサイバー空間の安全確保が喫緊の課題であることから、今後もその取締りを推進するとともに、産学官の関係機関との連携を強化し、被害の未然防止に努めてまいります。

(交通死亡事故抑止対策について)

本県の交通死亡事故の状況につきましては、昨年と比較しまして年当初から増加傾向で推移しており、令和 2 年 5 月から 7 月末までの交通事故死者数につきましては 7 人で、前年同期から 1 人増加しております。

年当初からの交通死亡事故を分析したところ、高齢運転者や歩行者の交通死亡事故の増加率が高いことから、その抑止対策に重点を置き、交通安全教育や交通指導取締

りを始め、SNS等を活用した広報啓発活動を推進しているところであります。

今後も、引き続き悲惨な交通死亡事故を減少させるため、交通事故の分析結果を踏まえた総合的な交通死亡事故抑止対策を推進してまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今定例会に提出しました「計画素案」では、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえた内容や数値目標などを加えたものをお示ししています。

基本戦略のうち警察本部は、基本戦略3-3「安全安心で快適な地域を創る」において「犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進」に取り組んでまいりたいと考えております。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(障害者雇用について)

障害者雇用については、これまで障害者の受験資格を見直すなど採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

警察本部における障害者雇用率については、本年6月1日時点では2.93%となっており、昨年の2.85%に引き続き、法定雇用率2.5%を上回っております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

出納局
監査事務局
人事委員会事務局
労働委員会事務局
議会事務局

労働委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(調整事件について)

前回説明以降、新たな申請はなく、この間取り扱いました調整事件2件のうち1件が打切りにより終結しており、現在調整中の事件は1件であります。

(審査事件について)

前回説明以降、新たに申し立てられた不当労働行為に係る審査事件はなく、現在審査中の事件は3件であります。

(個別的労使紛争について)

前回説明以降、新たに申し出のあった個別的労使紛争に係るあっせん事件1件が、取下げにより終結しており、現在調整中の事件はありません。

以上をもちまして、労働委員会事務局関係の説明を終わります。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第113号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例

であります。

はじめに、条例議案についてご説明いたします。

第113号議案 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例の一部を改正する
条例

この条例は、漁業法の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令の公布に伴い、所要の改正をしようとするものであります。

次に、議案外の報告事項についてご説明いたします。

(権利の放棄について)

本年2月の定例県議会において、地方自治法第180条の規定に基づく知事の専決処分に属する軽易な事項に、債権1件につき50万円以下の権利の放棄に関することを追加いただいたことを受けまして、債権管理室に移管された債権の中で、現時点で対象になると判断された長崎県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付金等の債権9件、総額127万264円分の権利の放棄について、専決処分させていただいたものであります。

次に、議案外の所管事項についてご説明いたします。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち総務部部分では、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」において、ICTを活用した地域活性化と行政運営の効率化を推進してまいります。

今後も引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、総務部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

総務部関係分の数値目標3項目のうち、令和元年度目標値を設定していない1項目を除く2項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・目標を達成したものが1項目
 - ・目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが1項目
- となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

(新たな行財政改革について)

令和3年度以降推進する新たな行財政改革に関する計画の策定に当たっては、庁内検討会議を設置し、「挑戦と持続を両立する行財政運営」、「行政のデジタル化と働き方改革」、「多様な主体との連携と人材育成」を取組の主な柱として、議論を進めているところであります。

また、検討に当たっては、新型コロナウイルス感染症やICT技術の進展などの取り巻く環境変化を十分に考慮するとともに、民間有識者等をメンバーとした「長崎県行財政改革懇話会」を設置し、取組の方向性、行政のデジタル化や多様な主体との連携推進などについて、幅広くご意見を伺いながら、策定してまいります。

今後、県議会や民間有識者等のご意見も十分に踏まえながら、本年度中の計画策定に向けて検討を進めてまいります。

(新型コロナウイルス感染症の感染段階対応の目安について)

県内の新型コロナウイルス感染者の発生内容は、3月から4月の感染拡大時は、他県が感染源となる事例が多く、他県の動きや状況に合わせた対応を行ってきたところですが、7月以降、感染経路が確認できない散発的な感染やクラスターの発生が県内各地で確認されるような状況が続いてきたところです。

現在、感染の状況は一定落ち着きを見せておりますが、今後、冬の時期に向けての

流行の可能性を考慮すると、感染状況の変化に応じた適切な対策を講じることが重要であると考えております。

そのため、国の新型コロナウイルス感染症対策分科会から8月に示された指標を参考にしながら、本県の医療提供体制等も踏まえ、感染状況の段階とそれに対応する施策の目安を整理したところです。

今後はこの目安を活用し、県民の皆様の本県の感染状況をより分かりやすくお知らせするとともに、感染段階に応じ、感染防止対策の徹底や外出自粛要請、施設の休業要請等、必要な対策を講じてまいりたいと考えております。

(債権の移管について)

本年4月に設置されました債権管理室において、去る7月1日現在で18の所属から、合計163件、総額約9億8千万円の債権の移管を受けたところであり、債権ごとの時効期間満了日、債務者の経済状態や特性、これまでの支払状況等を踏まえた、債権の回収や放棄等に向けた取組を開始したところであります。

併せて、各所属に対して、債権管理等に関する情報提供等も行っているところであり、各所属と連携を図りながら、適正かつ公正な債権管理に努めてまいります。

(令和2年7月豪雨災害に対する人的支援について)

令和2年7月豪雨災害に伴い、熊本県に対し、医師や保健師等で構成する災害時健康危機管理支援チーム(DHEAT)及び県内医療機関による災害派遣医療チーム(DMAT)を派遣し、被災者の健康管理や現地保健所・保健医療調整本部の業務支援等を行うとともに、「被災市区町村応援職員確保システム」に基づき、熊本県球磨村に対し、県内市町と連携して延べ242名の職員の短期派遣を行い、避難所運営や罹災証明、道路の応急復旧等にかかる業務支援を行いました。

9月1日からは災害復旧・復興事業を支援するため、熊本県球磨村へ中長期の職員派遣を開始し、10月1日以降、4名が業務に携わる予定であり、引き続き被災地の一日も早い復旧・復興に向け、支援してまいりたいと考えております。

(障害者雇用について)

障害者雇用については、これまで障害者の受験資格を見直すなど採用を拡大するとともに、障害のある方にとって働きやすい職場としていくための環境整備を進めているところであります。

知事部局における障害者雇用率については、本年6月1日時点では2.74%となっており、昨年の2.53%に引き続き、法定雇用率2.5%を上回っております。

今後とも、障害者雇用の推進に積極的に取り組んでまいります。

(綱紀の保持)

先般、平成27年度、平成28年度、平成30年度に長崎県職員互助会が交付するクラブ活動に関する助成金を不正に受給した職員に対して、令和2年7月17日付けで停職6月の懲戒処分を行いました。

また、平成31年度に自身が事務局長を務めていた任意団体において、私費による立替払いや決裁文書の偽造等を行った職員に対して、同じく7月17日付けで減給2月の懲戒処分等を行いました。

職員の服務規律の確保については、これまでも再三にわたり周知徹底を図っている中で、職員がこのような不祥事を起こしたことは、誠に遺憾であり、県議会をはじめ県民の皆様に対しまして、深くお詫びを申し上げます。

今後、県民の皆様のご信頼を回復するため、職員一人ひとりが法令遵守はもとより、全体の奉仕者として高い倫理観を持って行動するよう、綱紀の保持の徹底に全力を尽

くしてまいります。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案外の所管事項についてご説明いたします。

(U I ターンの推進等について)

U I ターンの推進については、ながさき移住サポートセンターを核に、県内市町と一体で取り組んできたところですが、新型コロナウイルス感染症の拡大により、県境をまたぐ移動そのものが制限されるほか、移住相談会の中止など様々な影響が出ており、緊急事態宣言の期間を含む本年度第一四半期の移住実績については、前年度の実績を下回る見込みとなっております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の収束時期に備え、今は移住希望者とのつながりを構築しておく時期ととらえ、対面式の移住相談会をオンラインでの開催に切り替え、去る7月11日にオンラインながさき暮らし相談会を開催したところ、従来参加が困難だった地域からの参加も可能となったほか、参加者からは、今後もオンライン相談会があれば参加したいなど、好評価をいただいております。

県としてもオンラインの有効性を確認できたことから、10月を「オンライン相談会開催月間」と位置付け、毎週テーマ別・エリア別で開催する準備を進めており、今後、新型コロナウイルス感染症を契機とした移住相談会の質的・量的な充実に取り組んでまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により注目されているリモートワーク等については、県ホームページの中で本県の取組等に関する情報発信を始めたほか、民間企業とも意見交換を行いながら、企業ニーズの把握や県内市町とのマッチングなどに努めているところです。現在、市町向けの受入態勢整備に係る補助金の交付決定手続きを進めているところであり、今後、ホームページの充実や都市部企業との関係構築を図りながら、市町と一体となって県内での魅力的なリモートワーク等の受入態勢づくりを進めてまいります。

(「長崎！県市町スクラムミーティング」の開催について)

県市町スクラムミーティングについては、6月4日に開催した「新型コロナウイルス

スに関する緊急スクラムミーティング」に続き、7月20日には今年度2回目となるスクラムミーティングを開催したところであります。

この中では、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭の令和7年度誘致について合意形成が図られたほか、令和4年度の新幹線開業に向け、県全体の気運醸成や観光資源の磨き上げ等に取り組むとともに、開業に合わせ実施を予定している「JRグステイネーションキャンペーン」についても、広く県内の周遊観光につなげられるよう、県・市町が協力して進めていくことを確認しました。

その他、次期長崎県総合計画の地域別計画案について市町長の皆様から幅広く意見をいただくとともに、その他の項目についても、現状や課題等について意見交換を行ったところであります。

今後も引き続き、県・市町の施策について情報共有を図り、連携を深めながら各種施策の効果的な展開につなげてまいります。

(過疎対策について)

過疎対策については、現行の「過疎地域自立促進特別措置法」の失効が令和3年3月末に迫る中、昨年度から、政府施策要望の重点項目として「新たな過疎対策法の制定等について」を掲げ、様々な機会を捉えながら、県過疎地域自立促進協議会とも連携し、国会議員等に対して要望活動を展開してきたところであります。

こうした中、去る8月4日には、県内関係市とともに関係国会議員に対して、「一部過疎」「みなし過疎」の現行制度の堅持や、現行過疎地域を継続して指定対象とすることを基本に、過疎地域の指定要件に係る具体的な提案なども含めて要望活動を行ったところであります。

また、本県を含む全国のみなし過疎関係府県合同での要望についても、島根県取りまとめにより実施されたところであり、今後とも関係市町と一体となり、国等に対する働き掛けを積極的に行ってまいります。

(九州新幹線西九州ルートについて)

九州新幹線西九州ルートの新鳥栖～武雄温泉間の整備については、国土交通省が提案した「5つの整備方式の全てに対応できる環境影響評価の手続き」に対する佐賀県の同意が得られておらず、その結果、令和5年度の着工が困難になったことから、県としては、このまま環境影響評価調査に着手できない状況が続くことで、北陸新幹線の財源議論に乗り遅れてしまうのではないかと危惧しているところであります。

こうした中、7月31日に、知事が、JR九州の青柳代表取締役社長と並行在来線にかかる協議を行ったほか、8月26・27日には、本県選出国會議員の皆様や瀬川県議会議長、宮脇県商工会議所連合会会長等とともに、政府・与党に対して、早急な環境影響評価調査への着手や北陸新幹線との一体的な財源確保について強く要望してまいりました。

また、8月4日には、佐賀県地域交流部長と部長同士でお会いし、知事会談の申し入れを行いました。佐賀県側からは、新しい話があればいいが、今までと同じお願いだけなら時間をとる必要はない旨の回答がありました。

県としては、今後、国土交通省と佐賀県との協議の進展に期待するとともに、佐賀県に対して働きかけを行う等、全線フル規格による整備の実現に向け、取り組んでまいります。

一方、令和4年度に開業する武雄温泉～長崎間については、去る8月19日、開業に向けて官民一体の取組をさらに推進するため「長崎県新幹線開業効果拡大推進本部」を立ち上げ、第1回会議を開催したところであります。

会議において、鹿兒島ルート開業時に経済界の立場からご尽力された鹿兒島経済同友会の津曲^{つまがり}代表幹事に、開業に向けての取組として「民主導の企画立案・実行や行政の能動的サポート、若手人材の活用等が重要である。」といった内容のご講演をいただいております。また、県内各経済団体及び有識者を含めた意見交換の場においては、「開業は長崎県の強みをアピールする最高のチャンスであり、自ら開業効果をつくっていくべき」との発言等、活発な議論が交わされたところであります。

県としては、これから開業までの2年間で非常に大事な時期と捉えており、開業効果を高めるためアクションプランを着実に推進し、県内全体に開業効果が波及できる

よう官民一体となって取り組んでまいります。

(県庁舎の跡地活用について)

県庁舎の跡地活用について、まず、埋蔵文化財調査については、現在、教育委員会において旧県庁南側付近の詳細な調査が進められ、昨年度の調査で一部を確認した石垣の全体が、高さ約6m、幅約60mの規模で確認されており、今後、10月末までの予定で町屋の遺構等の状況を確認し、その後、旧県庁西側付近の詳細調査を実施する予定としております。

また、活用策の検討については、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、7月末までの予定であった基本構想策定に係る業務委託を9月末まで延長のうえ、専門家等へのヒアリングなどを継続し、さらに検討を深めております。

専門家からは、懇話会などで議論されてきた、この地が持つ交流、創造、発信の拠点としての役割については同様の認識であり、賑わいの創出につながる「広場」や「交流・おもてなしの空間」における情報発信機能に加えて、多様な交流により新たな価値を創造するための支援機能を付加することが考えられる等のご意見をいただいております。今後、委託事業者からの専門的知見に基づく報告内容等を踏まえ、県として、整備にかかる理念や盛り込む機能などの考え方を整理してまいりたいと考えております。

さらに、跡地周辺に少しでも賑わいを創出すべく、敷地を囲む白い壁を使い、この地の歴史や埋蔵文化財調査の状況などを紹介するとともに、現在更地となっている第二別館跡地などを活用した集いの場づくりについても、関係者の皆様と意見交換を進めております。

今後とも、県議会や関係者の皆様に、県としての考え方や取組状況をわかりやすくお示しし、ご意見を賜りながら、歴史を活かし、賑わいの創出につながるような活用策の検討を進めてまいります。

(新たな総合計画の策定について)

来年度以降の県政運営の指針となる新たな総合計画の策定については、去る6月定例会に、「人・産業・地域を結び、新たな時代を生き抜く力強い長崎県づくり」を基本理念として、10の基本戦略と47の施策から成る「素案骨子」をお示しし、ご議論いただいたところであります。

今般、県議会や有識者懇話会でのご意見等を踏まえながら施策の具体化を進めるとともに、各施策がSDGsの17の目標のうち、どの目標の推進に繋がるのかの明示、まちや産業が大きく変わっていくことを発信する「本県の近未来像」、そして県民所得向上対策などを加えた「計画素案」をお示ししております。

なお、基本戦略のうち地域振興部関係分では、基本戦略1-2「移住対策の充実、関係人口の幅広い活用を推進する」において、UIターン促進に向けた相談・支援体制の充実や効果的な情報発信の強化、都市部住民等との交流機会の創出・交流促進による関係人口の創出・拡大を推進してまいります。

次に、基本戦略3-1「人口減少に対応できる持続可能な地域を創る」においては、地域住民主体による集落・地域コミュニティの維持・活性化の推進や、市町の行財政基盤の強化、地域公共交通の維持・確保に取り組むこととしております。

また、基本戦略3-2「地域の特徴や資源を活かし、夢や希望の持てるまちを創る」においては、九州新幹線西九州ルートを整備促進や開業に向けた取組の強化、県庁舎跡地活用の推進、しまや半島の地域活性化を推進してまいります。

さらに、県内各地域が有する資源や特性を活かした地域主体の地域づくりを進めるため、地域の特徴的な取組の方向性を示す地域別計画は、7つの地域区分において、市町との連携を重視し、新幹線開業やIR誘致など、各地域の未来が大きく変わる新たな動きについて盛り込むとともに、県内市町の意見もお聞きしたうえで、目指す姿や地域づくりの方向性などをお示ししております。策定にあたっては、今後も市町とも連携しながら進めていくこととしております。

引き続き、県議会や有識者懇話会のご意見をお伺いするとともに、パブリックコメント等により県民の皆様の声をお聞きしながら、今年度中の計画策定に向けて検討を

進めてまいります。

(長崎県総合計画チャレンジ2020の数値目標の進捗状況について)

平成28年度から令和2年度の5年間を計画期間とする「長崎県総合計画チャレンジ2020」に掲げる数値目標の令和元年度末における進捗状況のうち、地域振興部関係分については、お配りしている資料のとおりであります。

地域振興部関係分の数値目標18項目のうち、令和元年度目標値を設定していない5項目を除く13項目の令和元年度の進捗状況は、

- ・ 目標を達成したものが7項目
- ・ 目標を達成できなかったものの、総合計画策定時点から改善傾向にあり、やや遅れと整理したものが2項目
- ・ 目標を達成できず、進捗状況にも遅れがみられるものが4項目

となっております。

引き続き、最終目標の達成に向けて取り組み、総合計画の実現を図ってまいります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

危機管理監

【総務委員会関係議案説明資料 危機管理監の2頁1行目に次のとおり挿入】

(台風第9号及び第10号等への対応状況について)

9月2日に本県に接近した台風第9号の影響により、県内の広い範囲に暴風警報、高潮警報が発表され、県内で8名の方が怪我をされたほか、住家被害や、港湾・漁港施設被害、道路等の公共施設被害、農作物やビニールハウス等の農林業関係被害、さらに停電や断水といったライフラインが停止するという広範囲に亘る被害が発生しました。

また、9月6日から7日にかけて大型で非常に強い台風第10号は、県内全域を暴風圏内にまきこみながら通過しましたが、最大級の警戒と早めの避難情報が市町からも発令され、県内で5万人を超える方が避難所に避難されました。

この台風第10号により、重傷者2名を含む16名の方が怪我をされたほか、住家被害や公共施設被害、農林業関係被害、停電や断水などが多数発生しました。

さらに、9月12日の大雨においては、1名の方がお亡くなりになったほか、住家被害や道路陥没、がけ崩れなどの被害が発生しております。

この間、県としましては、台風第9号及び9月12日の大雨に対しては、長崎県災害警戒本部を設置し対応にあたるとともに、台風第10号については、気象庁による特別警報の発表も見据え、当初から知事を本部長とした長崎県災害対策本部を設置し、経済産業省をはじめとした国の関係機関や、九州電力、携帯電話事業者からリエゾンを受け入れながら災害応急対策対応にあたりました。

災害はいつどこでおこるかわかりませんので、今回の災害の対応状況を検証しながら災害対策に取り組んでまいります。

総務委員会関係議案説明資料（追加1）

出 納 局
監 査 事 務 局
人 事 委 員 会 事 務 局
労 働 委 員 会 事 務 局
議 会 事 務 局

【総務委員会関係議案説明資料 出納局・各種委員会事務局の1頁1行目に、次のとおり挿入】

人事委員会事務局関係の所管事項についてご説明いたします。

(令和2年度県職員採用試験について)

大学卒業程度の「行政」など12職種にかかる試験については、1次試験を6月28日に、2次試験を7月14日から31日にかけて実施し、8月24日に最終合格者を発表いたしました。394人が受験し、119人が合格、競争倍率は3.3倍となっております。

また、民間企業等職務経験者の「行政」、「社会福祉」及び「土木」並びに海外活動等経験者の「行政」の選考試験については、1次試験を大学卒業程度と同じ6月28日に、2次試験を7月25日及び26日に実施し、大学卒業程度と同じ8月24日に最終合格者を発表いたしました。116人が受験し、13人が合格、競争倍率は8.9倍となっております。

警察官Ⅰ類(男性・女性)〔第1回〕については、1次試験を7月12日に、2次試験を8月11日から31日にかけて実施し、9月14日に最終合格者を発表いたしました。224人が受験し、76人が合格、競争倍率は2.9倍となっております。

警察官Ⅰ類(男性・女性)〔第2回〕については、1次試験を9月20日に実施し、2次試験を11月中旬から下旬にかけて実施することとしております。

短大卒業程度及び高校卒業程度については、1次試験を9月27日に、2次試験を10月下旬に実施することとしております。

警察官Ⅲ類(男性・女性)及び障害者を対象とした選考試験については、1次試験を10月18日に、2次試験を11月上旬から下旬にかけて実施することとしております。

このほか、国において決定された「就職氷河期世代支援に関する行動計画2019」

に基づき、就職氷河期世代を対象とした選考試験を実施することとし、1次試験を9月27日に、2次試験を10月下旬に実施することとしております。

以上をもちまして、人事委員会事務局関係の説明を終わります。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

企 画 部

企画部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

今回の補正予算は、歳入予算で、

| | | | |
|-------|-----|--------|-------|
| 国庫支出金 | 75億 | 1,819万 | 3千円の増 |
| 合 計 | 75億 | 1,819万 | 3千円の増 |

歳出予算で、

| | | |
|-------|------|-----|
| 企 画 費 | 909万 | 円の増 |
| 合 計 | 909万 | 円の増 |

を計上いたしております。

この歳入予算の内容についてご説明いたします。

新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金

75億 662万 9千円の増

地方創生推進交付金

1,156万 4千円の増

であります。

これは、各部局で歳出予算を計上しております新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等を活用した事業に対応するものであり、政策企画課において歳入予算を計上するものであります。

次に、歳出予算の内容についてご説明いたします。

(地域情報対策費について)

本県における Society5.0 の実現に向け、ICT 利活用に関する意識啓発・醸成を図るとともに、「新たな日常」へ対応するための新技術の活用やデジタル化・オンライン化の推進に要する経費 909万 円の増を計上いたしております。

以上をもちまして、企画部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

警 察 本 部

警察本部関係の議案について御説明いたします。

今回、御審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

補正予算額は、

歳入予算では、

| | |
|-------|-----------|
| 国庫支出金 | 585万9千円の増 |
|-------|-----------|

歳出予算では、

| | |
|-------|-----------|
| 運転免許費 | 504万1千円の増 |
|-------|-----------|

| | |
|-------|-------------|
| 警察活動費 | 4,239万6千円の増 |
|-------|-------------|

| | |
|----|-------------|
| 合計 | 4,743万7千円の増 |
|----|-------------|

となっております。

歳入予算の内容についてご説明いたします。

(国庫支出金について)

国庫支出金については、歳出予算に計上しております警察署留置施設改修費に伴う

| | |
|----------|-----------|
| 警察費国庫補助金 | 585万9千円の増 |
|----------|-----------|

であります。

歳出予算の内容についてご説明いたします。

(運転免許費について)

運転免許費については、道路交通法の改正により妨害運転に係る罰則が新設されたこと等に伴い、警察庁とオンラインで結んでいる運転者管理システムを改修するための経費
504万1千円の増
であります。

(一般警察活動費について)

一般警察活動費については、警察本部と各警察署間の定期的な会議や非常時において警察活動の継続性を確保すること等を目的としたテレビ会議システムの導入経費

3,067万6千円の増

新型コロナウイルス感染症の感染防止・拡大防止を図るための留置施設の改修経費

1,172万 円の増

であります。

以上をもちまして、警察本部関係の説明を終わります。

よろしく、御審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

総 務 部

総務部関係の議案について、ご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

歳入予算は、

| | |
|-------|----------------|
| 地方交付税 | 5,177万7千円の増 |
| 県債 | 30億8,940万円の増 |
| 合計 | 31億4,117万7千円の増 |

歳出予算は

| | |
|-------|-------------|
| 総務管理費 | 2,332万6千円の増 |
| 合計 | 2,332万6千円の増 |

となっております。

この歳出予算の内容についてご説明いたします。

(ファシリティマネジメント推進事業について)

新型コロナウイルス感染拡大防止策として休業した県有施設等に係る行政財産目的
外使用料等への支援に要する経費として 101万3千円
を計上いたしております。

(本庁舎及び総合庁舎等整備事業費について)

新型コロナウイルス等の感染拡大防止を図るための庁舎入館時における検温機器
(サーマルカメラ)の導入に要する経費として 2,231万3千円

を計上いたしております。

以上をもちまして、総務部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願いいたします。

令和2年9月定例県議会

予算決算委員会総務分科会関係議案説明資料

地 域 振 興 部

地域振興部関係の議案についてご説明いたします。

今回、ご審議をお願いいたしておりますのは、

第110号議案 令和2年度長崎県一般会計補正予算（第7号）のうち関係部分
であります。

補正予算は、歳出予算で、

| | | |
|-------|-----------|-----|
| 企 画 費 | 1億 3,068万 | 円の増 |
| 合 計 | 1億 3,068万 | 円の増 |

を計上いたしております。

これは、貸切バス事業者及び自動車運転代行事業者における感染拡大防止対策を講
じながら事業を継続する取組を支援するための経費であります。

以上をもちまして、地域振興部関係の説明を終わります。

よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。

